

JACDS

JAPAN ASSOCIATION OF CHAIN DRUG STORES

日本チェーンドラッグストア協会 会報誌

DECEMBER 2016 **160**

トピックス

- ・ドラッグストア研究レポート報告会 開催報告
- ・政治連盟特別講演 開催報告
- ・セルフメディケーション税制について

協会活動

- ・記者会見、記者懇談会 開催報告
- ・平成28年度JACDS万引被害実態調査
- ・11月度月次活動報告
- ・議事録

協会からのお知らせ

- 第12回セルフメディケーションアワード作品募集のお知らせ
- 第5回健康(セルメ)川柳コンクールのお知らせ
- 登録販売者試験受験対策支援
- 介護情報提供員募集について
- 薬剤師資質向上研修ネットセミナー・集合研修 募集のご案内
- 各種アドバイザー募集案内
- ダブルライセンス認定制度実施
- 健康食品市場創造研究会 案内
- 日本ヘルスケア協会 案内
- 「そらぶちキッズキャンプを創る会」支援募金
- 第32回ブロック総会 開催案内

行政・団体からのお知らせ

厚生労働省、経済産業省、農林水産省、消費者庁他

日本チェーンドラッグストア協会

協会活動の5原則

この5つの原則は、日本チェーンドラッグストア協会設立にあたり、発起された方々によって確認されたものです。協会活動は、永くこの原則にのっとり、社会・業界の発展に貢献するものとします。

1. 民主的な組織と運営を貫くこと

この協会の組織や運営には、協会の目的達成以外の論理や秩序を持ち込むことなく、さらには会員の派閥や覇権争いの場と化すことなく、各会員の意見集約とその具現化の場として民主的な運営に努めること。

2. 論議の場であること

この協会は、様々な案件や建議について多くの人々や関係者、有識者の意見を交換する議論の場であること。

3. 会員は協会の目的達成のために力を合わせる事

協会の民主的な手続によって決定された事柄に関して、会員はその実施に当たり絶大な協力を行なうこと。

4. 正義を貫くこと

この協会の運営に係わる事柄は、得か損かで判断・意思決定するのではなく、社会的に正しいか否かで判断すべきである。この協会は常に正義を貫くこと。

5. 志高き人々の集団たれ

この協会は、より良い社会、より良い業界、より良い企業づくりに貢献したいと願う、志高き人々の集団であれ。

本年も残りわずかとなりました。

本年は年初、関口名誉会長を失いという悲しい出来事から始まり、健康寿命延伸施策が遅々と進まないもどかしい一年であったかと思えます。機能性表示食品制度のもと、やっと500品目は越えたものの、カテゴリーの偏りや受理の遅さからいまだ棚割りの作れない状況です。スマイルケア食の規格もやっと定まり、来年より生産が本格化する見込みです。検体測定室は糖尿病患者の早期発見に期待されたものの、そのガイドラインにより検査結果をもとにしたアドバイスはできない状態であり、いまだ1300か所しかないありさまです。第16回ジャパンドラッグストアショーでの実験から、医療機関受診への道筋は見えており、ガイドラインの見直しが急がれます。

来年は、日本ヘルスケア協会、ヘルスケア議員懇話会との連携を密にして、これらの課題を突破する活動を行ってまいります。

JACDS

日本チェーンドラッグストア協会 会報 CONTENTS

No.160

2016.12

●トピックス

- ・[ドラッグストア研究レポート報告会 開催報告](#)
- ・[政治連盟特別講演 開催報告](#)
- ・[セルフメディケーション税制について](#)

●協会活動

- ・[記者会見、記者懇談会 開催報告](#)
- ・[平成28年度JACDS万引被害実態調査](#)
- ・[11月度月次活動報告](#)
- ・[議事録](#)

●協会からのお知らせ

- 登録販売者試験受験対策支援
- 第12回セルフメディケーションアワード作品募集のお知らせ
- 第5回健康(セルメ)川柳コンクールのお知らせ
- 介護情報提供員募集について
- 薬剤師資質向上研修ネットセミナー・集合研修 募集のご案内
- 各種アドバイザー募集案内
- ダブルライセンス認定制度実施
- 健康食品市場創造研究会
- 日本ヘルスケア協会 ご案内
- 「そらぷちキッズキャンプを創る会」支援募金
- 第32回ブロック総会開催のご案内

●行政・団体からのお知らせ

- 厚生労働省、経済産業省、

表紙裏

日本チェーンドラッグストア協会 活動5原則

裏表紙裏

協会ホームページについて 事務局だより

2016年後期ドラッグストア業界研究レポート報告会 開催報告

日本チェーンドラッグストア協会主催「ドラッグストア業界研究レポート報告会」が11月24日(木)15時15分よりホテルグランドパレス(東京 九段下)2階 ダイヤモンドルームで開催されました。当日は300名近い大勢の方にお越しいただき、盛況のうちに終了することができましたこと御礼申し上げます。

はじめにドラッグストア研究レポートの監修を行なった宗像事務総長より、挨拶とドラッグストア業界研究レポート全体の内容についての説明と第1章「ドラッグストアの現状について」第2章「今後のドラッグストアが対応すべき課題」の報告が行われました。第4章「インバウンド状況と訪日者の買物意識の変化」ではインバウンド消費の現状と今後の動向について、東京国際大学の金教授から専門家の立場からの詳しい説明がありました。その後、2名の研究員とインテージグループ(株)アンテリオ様2名による報告が行われました。

主な報告の内容は次の通りです。「ドラッグストアの現状について」、「今後のドラッグストアが対応すべき課題」
「数値で見るドラッグストアの状況」、「インバウンド状況と訪日者の買物意識の変化」、「日本チェーンドラッグストア協会の活動報告」、「ドラッグストア経営と運営に影響を与える動向」

それぞれの報告者からは内容の濃い報告が行われ、パワーポイントが投影されたスクリーンを熱心に見つめ、真剣にメモを取る参加者の姿が多く見られました。



報告会の全体構成について説明する宗像事務総長



インバウンドの動向について説明する金教授



報告者の説明に真剣に耳を傾け、熱心にメモを取る多くの参加者の様子

日本チェーンドラッグストア協会政治連盟主催 特別講演 開催報告

日本チェーンドラッグストア協会政治連盟主催による特別講演が、平成 28 年 11 月 24 日(木)、東京 ホテルグランドパレス ダイヤモンドホールにおいて開催されました。当日は、300 名近い方にご参加いただきました。

冒頭、日本チェーンドラッグストア協会 青木会長が挨拶され、続いて、本講演会の主催者である松本政治連盟会長が挨拶されました。

特別講演は「2016年～17年にかけての日本の政治を占う」と題し、東京新聞・中日新聞論説副主幹、ジャーナリストの長谷川幸弘様よりご講演いただきました。

長谷川氏は、「マスコミで報道されている政治記者の言うところの「真実」とは実は真実ではない。政治家の都合のよい内容を報道させられている。ここでは『ほうとうの“真実”』についてお話ししましょう」との斬新な内容に、参加者の皆様から「大変面白かった」「わかり易かった」との感想をいただきました。



JACDS 青木会長 挨拶



JACDS 政治連盟 松本会長 挨拶



長谷川先生 特別講演

1月1日からの セルフメディケーション税制への準備をお願いしますー3

12月に入り、店頭にも識別マーク付きの医薬品が少しずつ増えていることと思います。ドラッグストアとしては、店頭において、正しい情報をきちんとお伝えできることが大切です。そのために、日本一般用医薬品連合会(三輪会長)が中心となって作成したマニュアルやポスター、チラシのデータ提供を再度行い、利活用をお願いしました。マニュアルやポスターはアップデートされた内容となっています。お客様からの問い合わせも徐々に増えてくると思いますので、ぜひ対応を進めて下さい。

1. セルフメディケーション税制(医療費控除の特例)

「薬局、薬店、ドラッグストア 従業員向け参考資料」(PPT・アップデート版)

各店の従業員の方に見ていただけるように、送信(送付)して下さい。

制度の概要がわかる資料ですので、お客様からの質問にも答えられると思います。

なお、店頭でのQ&A集を現在、作成中です。できましたら、データ送信しますので、こちらもご活用いただければと思います。

2. 啓発ポスター、啓発チラシ(アップデート版)

店頭に貼って、セルフメディケーション税制の啓発に役立てていただくとうとポスター(A3サイズ・カラー)さらに、より詳しい内容をお知らせするための啓発チラシ(A4サイズ・カラー両面)です。各社で印刷し、店頭での啓発にご利用願います。

3. 対象となる品目(SKU単位)のJANコード情報(「セルフメディケーション税制対象リスト」)

其々の会員企業以外の企業については回答のなかったところもあったそうです。また、PB商品の掲載にも制限があったそうです。総数は2,293SKUです。

レシート上に印字をする対応を取る会員企業様には、各メーカー様から提供されたデータと合わせてご活用下さい。

厚生労働省では、セルフメディケーション税制に対するQ&Aを更新しました。ぜひ一度、ご覧いただきたいと思えます。

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-10800000-Iseikyoku/0000141868.pdf>

小さく生んで、大きく育てる方式でセルフメディケーション税制の範囲拡大を目指していきたいと思えますので、店頭での問い合わせ対応、一般生活者への啓発活動をよろしく願います。

年末恒例の記者会見と記者懇談会が開催される(12月9日)

2017年 年頭所感を発表

12月9日(金)芝公園のメルパルク東京3階「薔薇の間」におきまして、年末の恒例の記者会見および記者懇談会が行なわれました。

当日は正午より、年内最後となる第7回常任理事会が同じメルパルク東京4階「白鳥の間」で開催され、その後に記者会見が開かれました。

40名以上の記者が集まる中、会議を終えたばかりの常任理事11名が前列に並び、青木会長の年頭所感の発表、JACDS政治連盟の松本会長(JACDS名誉会長)の年頭所感が発表されました。(年頭所感は次号新年号に掲載)

続いて、江黒副会長よりJACDS活動報告・今後の事業計画についての報告、皆川副会長より第17回JAPANドラッグストアショーの開催概要が説明されました。

質疑応答の後、記者懇談会へと進みました。記者の方々と常任理事との間では今年一年間を振り返りそれぞれになごやかな歓談の時間となりました。



平成28年度JACDS万引被害実態調査報告

はじめに

全刑法犯の認知件数は減少する中、万引き被害高止まりを続け、全刑法犯の約10%を占めるようになりました。また、社会構造、生活環境の変化によって、高齢者の万引きが増加して新たな社会問題になっております。

ドラッグストア業界においては、換金目的と考えられる窃盗団による組織的な大量窃盗が問題となっておりますが、被害実態（件数や被害金額など）、窃盗品の処分先など、その実態は把握できておりません。

今回の万引き被害実態アンケート調査結果によって、ドラッグストア業界で発生している万引き被害の実態を把握し、万引き被害の多い部門、商品などを共有することで万引きの未然防止対策に活用して下さい。

また、この調査結果を警察（警察庁、警視庁）及び関連団体との共有化も図り、万引き被害減少のための働きかけを進めて参ります。

本調査にあたり、ご協力頂き誠にありがとうございました。

平成28年12月

日本チェーンドラッグストア協会

防犯・有事委員会 委員長 石田 岳彦

1. 調査の目的

ドラッグストアにおける万引き犯罪の被害状況を把握し、万引き犯罪防止について共有化を図ることで、万引き犯罪を未然に防ぎ、万引きによるロスの軽減を目的とする。

2. 調査の内容

- 1) 万引きによるロス高、ロス率（年間）の実態
- 2) 部門別（医薬品・衛生用品、化粧品、健康食品、日用雑貨・ベビー用品、その他）の万引きの発生状況とロス率
- 3) 部門別（医薬品・衛生用品、化粧品、健康食品、日用雑貨・ベビー用品、その他）の万引き被害が多い商品
- 4) 万引き被害の実態（発生状況と被害状況）

3. 調査の状況

1) 調査対象

JACDS正会員（小売業）：138 企業

2) 調査方法

平成28年6月14日（火）アンケート調査票の発送（E-mailによる事務連絡）

3) 回収状況

- （1）調査表の発送：138社
- （2）回収数：31件（回収率：22.5%）

4. 万引き被害状況（アンケート集計結果報告）

1) 万引きロス高、ロス率（不明ロスを含む）

回答企業の直近の年間の万引き被害額は（不明ロスを含む）、

1店舗当たり1,383千円、売上に占めるロス率（年間）は0.42%である。

(1) 1店舗当たりのロス高・ロス率

- ①ロス高（年間）：1,383千円
- ②ロス率（年間）：0.42%
- ③1店舗当たり平均売上高（年間）：327,840千円

(2) 算出資料

有効回答からロス高、ロス率から年間の売上高を算出、売上高合計及びロス高合計し、ロス率を算出した。

- ①売上高合計（年間）：2,277,176,861千円
- ②ロス高合計（年間）：9,612,036千円
- ③ロス率（年間）：0.42%
- ④店舗数：6,946店舗（店舗カバー率37.5%）
- ⑤有効企業数：17企業

※店舗カバー率は、第16回2015年度JACDS「日本のドラッグストア実態調査」結果の全国店舗数、18,479店舗より算出

2) 部門別万引き発生状況

- ・部門別の万引き被害の傾向は、医薬品・衛生用品では、「増加」が13件（44.8%）と最も高い。化粧品は、「増加」が18件（62.1%）と最も高い。健康食品は、「増加」が14件（50.0%）と最も高い。
- ・万引き被害が多い3部門とも、「増加」している状況。医薬品・衛生用品、化粧品ともに前回調査より、「変化なし」が減少し、「増加」が増えている。

	増加		変化なし		減少		N =
	件数	%	件数	%	件数	%	
医薬品 衛生用品	13	41.9 (37.1)	12	38.7 (45.4)	6	19.4 (17.5)	29
化粧品	18	62.1 (52.7)	4	13.8 (35.5)	7	24.1 (11.8)	29
健康食品	14	50.0	11	39.3	3	10.7	28
日用雑貨 ベビー用品	3	10.7	20	69.0	6	20.7	29
その他	4	15.4	18	69.2	4	15.4	26

※（ ）内は前回調査結果（平成24年度）の数値。前回と同じ調査項目のみ記載。

※最も構成比の高い項目に色を付けています。

3) 部門別ロス率

- ・部門別ロス率は、全部門0.5%以下が6割以上を占めている。
- ・1.0%以上では、医薬品・衛生用品が2件(10.0%)、化粧品が3件(15.0%)、健康食品が4件(22.2%)、その他が1件(5.6%)であった。

	1. 0%以上		0.6~0.9%		0.3~0.5%		0.3%未満		N=
	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	
医薬品 衛生用品	2	10.0	1	5.0	8	40.0	9	45.0	20
化粧品	3	15.0	4	20.0	8	40.0	5	25.0	20
健康食品	4	22.2	2	11.1	6	33.3	6	33.3	18
日用雑貨 ベビー用品	0	0.0	0	0.0	5	27.8	13	72.2	18
その他	1	5.6	0	0.0	7	38.9	10	55.5	18

※最も構成比の高い項目に色を付けています。

4) 部門別、万引き被害の多い商品

ドラッグストアで万引き被害の多い商品について、件数の多い順に集計を行った。

(1) 医薬品・衛生用品

- ・医薬品・医薬衛生で万引き被害が多いのは、アリナミン(武田薬品工業)が15件と一番多い。次に、コンドロイチンZS錠(ゼリア新薬工業)が10件、ピップマグネループ(ピップ)が10件と続く。
- ・上位6位の内、ピップマグネループ以外の商品は、前回調査結果(平成24年)の万引10位内にも含まれており、被害が高止まりの状況。

	商品名	件数
1	武田薬品工業「アリナミン(A、EXプラス)」	15
2	ゼリア新薬工業「コンドロイチンZS錠」	10
3	ピップ「ピップマグネループ」	10
4	興和「キューピーコーワ(ゴールド、i)」	8
5	目薬	8
6	小林製薬「ナイトール」	6
7	大正製薬「パブロン(エース、ゴールド)」	5
8	エーザイ「チョコラBB」	5
9	第一三共ヘルスケア「トランシーノ」	5
10	ゼリア新薬工業「ヘパリーゼ」	4
11	ライオン「バファリン(A、EX)」	4

その他：救心、バンテリン、イブ（A、クイック）、液体ムヒ、タケダ漢方便秘薬、ユンケル、ボラギノール、その他

(2) 化粧品

- ・化粧品で万引き被害の多い商品は、マキアージュ（資生堂）14件。次いで、アネッサ（資生堂）14件、エリクシール（資生堂）10件と続く。
- ・ブランド化粧品が上位全てを占めており、換金目的による窃盗団の大量窃盗被害と考えられる。

	商品名	件数
1	資生堂「マキアージュ」	14
2	資生堂「アネッサ」	14
3	資生堂「エリクシール」	10
4	資生堂「アクアレーベル」	9
5	資生堂「HAKU」	8
6	コーセー「雪肌精」	8
7	資生堂「インテグレート」	6
8	カネボウ化粧品「KATE」	5
9	花王「AUBE」	4
10	ロート「Obagi」	4
	その他：コフレドール、アリー、キュレル、プリマヴィスタ、トランシーノ、その他	

(3) 健康食品

- ・健康食品で万引き被害が多い商品は、DHCブランドサプリメントの11件。
- ・次にグルコサミン商品が10件、アミノコラーゲン（明治）7件、ザ・コラーゲン（資生堂）7件と続く。
- ・フォースコリー、グルコサミン、コラーゲン関係の商品の万引き被害が多い。

	商品名	件数
1	DHCブランドサプリメント（フォースコリーなど）	11
2	グルコサミン	10
3	資生堂「ザ・コラーゲン」	7
4	明治「アミノコラーゲン」	7
5	FANCL「カロリーミット、大人のカロリーミット」	6
6	小林製薬ブランドサプリメント	4
7	オリヒロブランドサプリメント	4
8	深海鮫エキス	3
9	スピルリナ	3
10	大塚製菓「カロリーメイト」	3

11	フォースコリー	3
	その他：アミノバイタル、ウコンの力、コンドロイチン コエンザイムQ10、ソイジョイ、その他	

(4) 日用雑貨・ベビー用品

- ・日用雑貨・ベビー用品では、髭剃り替刃の万引き被害が13件と一番多い。前回調査結果（平成24年）でも髭剃り替刃が一番多く被害に合っていた。
- ・次に粉ミルク10件、哺乳瓶9件と続く。ベビー体温計5件、哺乳瓶用乳首4件、紙おむつ3件と上位10位の内、ベビー用品が半数を占めている。

	商品名	件数
1	髭剃り替刃（シック、ジレット、プログライド、他）	13
2	粉ミルク	10
3	哺乳瓶	9
4	サンギ「アパガード」	7
5	ベビー体温計	5
6	哺乳瓶用乳首	5
7	カイロ	4
8	紙おむつ	3
9	衣類洗剤	3
10	シャンプー	3
	その他：フリスク、ゼリー、ベビーミルク缶、缶詰、その他	

(5) その他

- ・その他で万引き被害が多いのは、菓子3件、タバコ3件である。

	商品名	件数
1	菓子	3
2	タバコ	3
3	電池	2
4	飲料	2
5	お酒（金麦、単価の高いお酒）	2
6	軽衣料（靴下、ストッキング）	2

5) 万引き被害の実態（発生状況と被害状況）

具体的な万引きの手口、商品については別紙に掲載しました。

〔窃盗団による被害と手口〕

	国籍	人数	特長	商品	手口
1	アジア	1	身長170cm位、白シャツ、黒パンツ、トートバック持参	HAKU、雪肌精（日焼止め、CC、BBクリーム）	買い物カゴから死角でトートバックに入れてから逃走
2	日本	1	青いチェックシャツ、買い物カゴを持たず大きなトートバックを肩から下げた小太り女	マキアージュファンデーション、口紅	マキアージュ売場をうろつき、目薬1点購入し出ていきました
3	アジア	1	中国人風の20代男性、茶短髪で白のTシャツ、黒ズボン、白サンダル	サンテボーティエ、シッククアトロ5チタニウム替刃	サンテボーティエ、シッククアトを大量にカゴに入れて、人気のない所で紙袋に入れ替えた
4	アジア	3	ベトナム人、10代後半～20代前半	DHCサプリメント（ヒアルロン酸、コラーゲン、コエンザイム他）、オリヒロBBB、メタボリックマカ	売場で買い物カゴに入れ、カメラ死角にて持参のリュックに入れた
5		2	男女2人組、トートバック、ショルダーバックをそれぞれ持参	資生堂COQ10、オリヒロDHA、深海ザメエキス、トランシーノホワイト、オリヒロBBB	買い物カゴに入れ、カートにのせそのまま退店
6		1	40代～50代男性	コンドロイチンZS錠	カメラ死角にてポケットに手を入れ退店
7	ベトナム	4	20代の男女	化粧品	複数人が売場から商品をカゴに入れ、死角で商品をカバンに詰め込む。移し替えて別々に出ていく。その後近隣の競合店2～3店舗で万引きを敢行する
8	アジア		ベトナム人	マキアージュ、ルージュ	強引で逃走する場合もある
9	日本	1	30代半ばの男性、あごひげ	ザバスプロテイン、ジレット剃刀9種1個ずつ	店カゴに入れ、死角で持参のカバンに入れ替えて退店。入店から5分の犯行
10	アジア	1	赤シャツ、黒ズボン、黒のトートバックを持つ短髪の男	ケイトアイブロー、HAKU、トランシーノ化粧品、ザ・コラーゲントプレット	化粧品売り場で商品をカゴに入れ、ペット用品売り場の死角へ移動し、カゴからトートバックに商品を入れ、次に健食売場で商品をカゴに入れペット用品売り場へ移動してトートバックに商品を入れ、退店。15分での犯行。化粧品売り場、ヘルス売場が不在時を狙われた。
11	アジア	1	30才前後の175cmぐらいの男性	マキアージュ、哺乳瓶、バンテリンサポーター、QPコンドロイザー、トランシーノ	店内奥の雑貨売り場の死角で、カゴから自分のカバンに入れ替えて買い物せずに退店
12	アジア			制度化化粧品	複数で来店し実行犯と持ち出し犯とに分かれて店内死角での犯行。高額商品で他換金率の高い化粧品や医薬品に絞った犯行
13	日本		年代的に高い方も多い	ポイントメイク商品や基礎洗顔商品と制度化化粧品	人目の届きにくい場所へ持ち出しての盗難

14	アジア	3		トランシーノ、オバジ、アリナミン、ナイトールG、 マグネルーPEX	複数人で見張り役と実行犯に分かれて万引き
15	アジア	2	黒いカバン	スピルリナ、グルコサミン、アミノコラーゲン	別々に入店、監視役が見張りながらカバンに入れる
16	日本	4		雪肌精、化粧水、クレンジングオイル、トライアルセ ット	従業員、カメラの死角まで商品を運んで、そこでカバンに入れる
17	アジア	2	帽子、メガネで顔を隠している	ピジョンの哺乳瓶	別々に入店、監視役が見張りながらカバンに入れる
18	アジア	2, 3	中国人の男2人組あるいは男女3人組で一部男単独のケ ースあり	大半が化粧品、薬、サプリ	犯人グループが五月雨式入店後、各々が買い物かごや持参バックに商品 を万引き後逃走
19	アジア	3, 4		アリナミン等	1人が従業員をひきつけ、ほかのものが見張りながら盗る
20	日本		高校生	化粧品	商品を持ち、従業員から見えないところで中身を抜く
21	アジア	2		マキアージュ	見張りを実行犯。裏でまとめてカバンに入れる
22	アジア	2		化粧品	カゴごと持ち逃げ
23	日本	1, 2		高額化粧品	商品を手に取り移動しながら持参したバックに入れる
24	アジア	2	中国人	HAKU、トランシーノ、オバジ	2人組で先に1人が入店し見張り役、もう1人があとから入店し服の中 に入れてそのまま退店
25	日本	1	高齢者		買い物袋持参にて買い物かごに消耗品等の低価格商品を購入、高額品を 買い物袋にて万引き。中身の抜き取り
26	アジア	2		キュレル、コンドロイチン	リュックサックに無造作に数品を入れ立ち去る
27	アジア	3		化粧品	美容部員、スタッフが不在時にカウンター内に入り込み棚の商品を持ち 去る
28	アジア	3		マキアージュ、アリィ、スガオ	売場に迷いなく行き、1人が見張りほかを持ち去り交代しながら万引き
29	アジア	2	ベトナム人	スピルリナ、化粧品	最初に1人入店、カゴに商品を入れ後に入店した犯人に商品を渡しバック に入れる
30	アジア	1	ベトナム人	化粧品	声をかけたところ、落ち着かなくなりすぐに退店。防犯タグがなり追い かけたが逃走
31	アジア	3	なし	マキアージュ各種、プリオール各種	実行犯、運び屋、見張り役
	アジア	2	男女ペア、マスク、帽子、サングラス着用	トランシーノ	医薬品売り場から芳香剤売場へ移動してバックに入れる

	日本	1	上下ジャージ	雪肌精 他	化粧品コーナーから生理用品コーナーに移動してカバンに入れる
	アジア		袋を持っている	化粧品	従業員の少ない時間を狙っている
	日本	2	マスクを着用しトートバックを持参	HAKU、コンドロイチン、アネッサ	トートバックに商品を詰めて逃走
	アジア	3	帽子、サングラス着用	ビジョン哺乳瓶等	カゴに入れ、人の少ない売場で持参した袋に入れ替える
	アジア	3	男2名、女性1名	ムヒ、ビオレ	男性が見張り役となり女性が万引きを実行
	アジア	6	見張り4名、実行犯2名	Q&Pコンドロイザー、バンテリン液EX、バンテリンクリーミーゲル	組織的窃盗団、見張り役4名
	日本	4	常習グループ	健康食品、医薬品（爽快酵素、DHC濃縮ウコン等、救心等）128点	実行犯、見張り役交互に入れ替わり万引きする。外でも見張り。多くの種類を大量窃盗
	アジア	2	片方サングラス使用、両名とも斜めカバン	化粧品MQエッセンスルージュ、MQドラマティックルージュ等 54点	入店してそのまま化粧品コーナーに向かう、防犯仕様の無施錠扉を開けて大量窃盗
	アジア	1	30代、男性、茶色ジャケット、ジーパン	ファンケル、DHCサプリメント	周囲を気にしながらカゴにカバンを広げて直接入れていく。ゲートで反応しない
	アジア	1	20代、男性	グルコサミン、DHCサプリメント、化粧品、日焼け止め	売場だけでなく、引き出しも物色している
	アジア	2	30～40代、男性、Tシャツ、ジーパン、バック	ビタミン剤、目薬、鎮痛剤、サプリメント	見張り役と実行犯。一度、買い物かごに入れ、死角でバックに移す
	日本	1		化粧品、名キャップなどの個人消費分	直接カバンに入れる
	アジア			医薬品、化粧品 ※換金性の高い商品	直接カバンに入れる、カゴごと持ち帰る
	アジア	2		ブランド化粧品	1人が外で待ち、1人が盗難し、外の1人が入口扉を開けて入口より店外に出る
	日本	1		ブランド化粧品	他店の商品を持ち込み困惑させる
	日本	1	63歳、女性、補足	雪印6Pチーズ2個	店の買い物かごと持参のバックを持って入店。買い物かごへ牛乳を入れ、持参バックに盗難品を入れ、牛乳のみを精算して退店。
	日本	1	金髪で首に刺青のある男性と思われる。警察へ通報	①マグネルーブ22個、②ゼリア新薬 コンドロイチンZS錠9個、③トランシーノホワイトC8個、④興和 Q&Pコンドロイザー2個、合計約12万	前日の夕方、被害商品の売場で商品確認。翌日午後、被害発生。手口等不明
	日本	1		ジャム1個	店内カートに買い物かごを置き、持参の手提げバックをカートに掛けて

					パン売り場へ。ジャム1個を買い物かごへ入れ、もう一個を手提げバックに入れた。その後、他の商品もカゴに入れて精算。バックのジャム1個は生産せずに退店。
	アジア	2		マキアージュ、アネッサ	1人が化粧品売場で手に取った商品をカゴに入れ、別の売場で待っていた人物のカバンに入れる
	アジア	2		アネッサ、アリー	1人が化粧品売場で手に取った商品をカゴに入れ、1人がベビーカーに乗せていた袋に入れる
	アジア	1	20代前半の女性、茶髪でおだんご頭、黒の大きなトートバック	マキアージュ、HAKU、雪肌精、深海鮫エキス、アパガード、トランシーノ	カゴに商品を入れて、死角でタグを外してバックに入れる
	アジア	2	①坊主頭でグレーのジャケット、②黒のジャケット、ズボン	哺乳瓶、QPコーワ、正官庄高麗紅茶、トランシーノ、グルコサミン、不古代ン、マグネルーブ、他	入店後すぐ揚げ物用フェンスをカゴに入れ、①が医薬品を②に渡し、②が死角で袋に入れる
	アジア	2	2人とも身長170cm前後、①ニキビ顔、赤色フリース、黄土色トートバック、②上下黒ジャージ	アネッサ、雪肌精	商品をバックに入れ、死角でタグを外し捨てる。気づいて外に出た所を追いかけたが逃げられる。
	アジア	1	常ニット帽をかぶり、グレーのショルダーバックを所持	医薬品（ルル、パブロン、便秘薬、ボラギノール、ピオフェルミン9	1年中ニット帽をかぶり、医薬品を狙い、売場にスタッフがいればいなくなるまで辛抱強く待ち、短時間で出ていくこともあり、長時間店内にいることもある。行動範囲は千葉、埼玉、茨城県内の店舗に出没
	アジア	男女 2	男女2人で女が実行・持ち出し、男が見張り役で化粧品が主体	化粧品が主体で、特定商品、ブランドに関係なく被害となっている	女が実行と持ち出し役で、男が見張り、警戒役、埼玉、栃木、茨城県内で犯行。
	アジア	男女 5	5人が入れ替わって、3～4人で犯行	化粧品、健康食品、マグネルーブ等特定品がなく、店内で盗りやすいものを取っているのか、ブランドもこだわっていない	入店時誰もバックを持っていないが、持ち出し役のものが小さく折りたたんだバックを取り出す。他の全ての者が実行役で、死角で実行役から商品をバックに移し替えていく。約10分間の犯行。
	日本		年配夫人	メイク	カバンに入れる

JACDS		11月 月次 活動 報告	
日付・場所	事業活動	活動・討論・検討内容	出席者
11月10日(木) JACDS東京事務所 12:00~14:30	第4回ドラッグストアショー実行委員会	1. 出展促進活動進捗状況報告 2. 式典ご挨拶の依頼について 3. 来場促進活動計画(案)について 4. ゾーニング・レイアウト(案)について 5. 出展社説明会について 6. 次回開催スケジュールについて 7. その他	10名
11月12日(金) JACDS東京事務所 17:00~18:00	第101回JACDS記者意見交換会	1. セルフメディケーション税制について 2. ヘルスケア議員懇話会と朝食勉強会を開催 3. 次世代ドラッグストアビジョンについて 4. 今後の計画 1)ドラッグストアMD研究会・健康食品市場創造研究会 海外視察セミナーのご案内 2)ドラッグストア業界研究レポート報告会 & 政治連盟特別セミナー 3)年末恒例記者会見・記者懇談会 4)新年の定例合同記者会・ドラッグストアショー実行委員長合同インタビュー・新年会について 5. 宗像の視点 6. 次回の開催案内	26名
11月15日(火) JACDS東京事務所 16:00~18:00	第4回防犯・有事委員会	1. 地方行政との災害時の物資支援協定の締結について 2. 大量窃盗多発時期の到来に対する会員企業への周知について 3. 今年の地震発生多発を踏まえた、会員企業、生活者等への注意喚起、啓発の方法について 4. 警視庁との情報共有について 5. 各種活動実施状況報告 1)防犯対策関連 ・「北海道ドラッグストア防犯協議会」設立について 2)有事対応関連 ・千葉県からの食品への毒物混入に関する情報提供について 5. その他	4名
11月17日(金) JACDS東京事務所 13:00~15:00	第4回調剤事業推進委員会	1. こどもやくざいし体験コーナーの実施に向けて ※応募企業の発表・運営の方法など 2. 今後の委員会活動について 3. その他 ※次回日程 など	6名
11月18日(金) JACDS東京事務所 13:00~15:00	第4回勤務薬剤師会運営委員会	1. 小田会長挨拶 2. ドラッグストアショーでのセミナーの検討 3. 厚生労働省委託事業「患者のための薬局ビジョン実現のためのアクションプラン第3回検討委員会」の報告 (1)KPI の検討 (2)平成 27 年度健康情報拠点薬局事業事例の報告 (3)アンケート調査結果報告(速報値) 4. 報告事項 5. その他 6. 次回の開催日について	7名
11月24日(木) ホテルグランドパレス 4階「ダイヤモンドルーム」 11:00~12:00	第6回常任理事会	青木会長 挨拶 1. 政治連盟特別講演&ドラッグストア業界研究レポート報告会について 2. 業界の対応テーマについて 1)「検体測定室ガイドライン」見直しについて 2)薬局二重申請の解消について 3)セルフメディケーション税制について 4)その他 3. 機能的表示食品、スマイルケア食について 4. 各委員会・組織からの報告事項について 1)組織委員会報告 2)登録販売者組織について 3)「次世代ドラッグストアビジョン」の進め方について 4)その他 5. その他(次回の開催など)	19名
11月24日(木) ホテルグランドパレス 2階「ダイヤモンドルーム」 13:00~15:00	政治連盟主催特別講演	青木会長、松本政治連盟会長挨拶 特別講演「2016~17年にかけての日本の政治を占う」 東京新聞・中日新聞論説副主幹、ジャーナリスト 長谷川 幸洋	約250名
11月24日(木) ホテルグランドパレス 2階「ダイヤモンドルーム」 15:15~17:00	ドラッグストア研究レポート報告会	第1章 ドラッグストアの現状 第2章 今後のドラッグストアが対応すべき課題 第3章 数値で見るドラッグストアの状況 第4章 インバウンド状況と訪日者の買い物意識の変化 第5章 日本チェーンドラッグストア協会の活動報告 第6章 ドラッグストア経営と運営に影響を与える動向	約300名

日付・場所	専業活動	活動・討論・検討内容	出席者
11月25日(金) JACDS東京事務所 15:00~16:00	第106回定例合同記者会	1. 日本チェーンドラッグストア協会から 1)ドラッグストアMD研究会・健康食品市場創造研究会 海外視察セミナー 2)ドラッグストア業界研究レポート報告会&政治連盟特別セミナー 3)機能性表示食品制度検討会が終了 4)セルフメディケーション税制について 5)次世代ドラッグストアビジョンについて 6)今後の計画 7)宗像の視点 8)次回の開催案内 2. 日本ヘルスケア協会から 1)学会活動について 2)産業協議会部会活動について 3)その他 3. 日本置き薬協会から 置き薬講習に登録販売者講習を導入した成果 4. 日本薬業研修センターから 平成28年度後期 登録販売者資質向上研修集合研修 順調に進行中	17名
11月29日(火) JACDS東京事務所 16:00~18:00	第4回法制委員会	1. 医薬品の陳列ルールの見直し(国との意見交換)について 2. 健康サポート薬局に関する法制上の問題について 3. 法制委員会の今後の活動について 4. その他 次回の開催日程と内容 など	8名
11月30日(水) JACDS東京事務所 16:00~18:00	第2回組織委員会	皆川委員長 挨拶 1. 第32回ブロック総会の開催について 2. 支部長の行政訪問について 3. 支部の活動について 4. 登録販売者制度向上委員会から(支部設立、会員の拡大) 5. その他	8名

会議議事録

「平成28年度 第5回常任理事会」議事録

日 時:平成28年10月7日(金)11:00~12:00

会 場:JACDS東京事務所

欠 席:寺西名誉会長、櫻井委員長

議 事:

青木会長より挨拶

- ・これからのドラッグストアは生活者の為に役に立つためのビジョンを持って行わなければならない。
- ・我々はOTC医薬品の90%以上を販売していて、これからの時代を担っていく存在になる。他の団体と力を合わせて、生活者の為に業界を引っ張っていかなければならないと考えている。

1. 平成28年度第2回理事会について

宗像事務総長より理事会の流れと下記の報告をする旨の説明があった。

- ・平成28年度JACDS上半期活動
- ・消費増税価格表示対応について(森委員長)
- ・JACDS登録販売者支部と日登協県支部について(浦上委員長)
- ・第31回ブロック総会で出された課題と状況について(皆川副会長)
- ・JACDSの様々な課題の対応状況について(宗像事務総長)

2. セルフメディケーション税制について

- ・セルフメディケーション税制の概要について説明
- ・課題について

- ①お客様に知らせること
 - ②その後の対応をしっかりとやること
- ・企業の対応方法
- ①ポスターの掲示、チラシの配布
 - ②メーカーが対象商品にマークをつける。10月から出荷を始める
 - ③レシート印字のシステム対応、あるいは領収書対応が必要
 - ④お客様からの問い合わせに対応する
 - ⑤ショーカードやPOP表示(マーク有無混在のため)対象商品がわかるように対応する
- ・JACDSの対応

①日本一般用医薬品連合会が中心となって作成した従業員向けマニュアル、ポスター、チラシを配布した。ブロック総会でも説明した

②今後は、1月1日までの作業工程内容やチェック表などを作成・配布する予定

③その他
・懸念される内容

- ①利用する人がどれだけいるかわからず、費用対効果に疑問
- ②リスク区分と違い、法律に裏付けられていないので、税制マークの有無による返品は出来ないことは業界の共通認識にしたい
- ③レシート印字をするにはシステム対応が必要。個々のメーカーから各社に対象商品のデータを送り対応していただくようになる

・常任理事からの質問と回答
Q.レシートに印字する対象商品のマーク(印)の統一化はするのか
→各社のシステムがバラバラであり、レシートに使われているマークや記号も統一ではないので、統一するのは難しいと考えている
Q.レシートへの印字に、法的義務はあるのか
→義務はない。しかしお客様が混乱しないようにしなければならない

3. 第31回ブロック総会実施報告(組織委員会)

皆川委員長より報告

- ・西日本ブロック総会では台風が迫ってきており、開催が危ぶまれたが、出席予定者の大半に参加していただき、無事開催出来た
- ・支部長会は7回目、業務課訪問も継続して行なってきて関係が出来てきた
- ・第32回ブロック総会の日程が発表され、参加依頼がされた

4. 第17回ジャパンドラッグストアショーについて

関口実行委員長より開催概要について報告した。主な内容は次のとおり。

- ・出展促進活動本日までで最重点企業69社訪問を行なった
- ・機能性表示食品、スマイルケア食の特別ゾーンの設置を検討している
- ・ジェネリック製薬会社の出展をお願いしている

- ・検体測定室については検査機器メーカーによる出展で実施をお願いしている
- ・健康サポート薬局関連の企業の出展状況により医科向けゾーンの設置を検討する
- ・食品・飲料メーカーについて大手メーカーを中心に出展を依頼中
- ・薬剤師の来場促進のため、認定薬剤師、健康サポート薬局の研修をドラッグストアショー併催で実現していただくように依頼中
- ・宗像事務総長より、シニア向けの展示会を併設して実施する旨の報告があった。
- ・常任理事からの質問と回答

Q.日本ヘルスケア協会からも後援していただいたほうがいいのではないかと？

→要請があれば対応する。後援していただいたほうがいい。

5. 第12回セルフメディケーションアワードと

第5回健康(セルメ)川柳コンクールの開催について

- ・催しについて、募集が10月より始まり、ポスターや案内を送付している。募集への協力をお願いされた。

6. JACDS登録販売者支部と日登協の県支部について

浦上委員長より報告

- ・JACDSの県支部が日登協の県支部を兼ねるほうが組織的に活動できる
- 異議はなく、その方向で進めることになった
- ・日登協で県支部を24設置してきたが、残りの県はJACDS登録販売者支部として設置し、再編成を行なう。

7. 報告事項

- ・平成28年度薬事功労者厚生労働大臣表彰について
江黒副会長、久松常任理事(前副会長)が受賞内定した。
- ・他団体からの要請内容
- ①セルフメディケーション税制マークの有無に伴う返品はしないようにとの要請があった。各社に通知する。
- ②医療用医薬品流通改善についての依頼事項があった。内容を精査してから会員企業にご案内する。
- ・ドラッグストア業界研究レポート報告会&政治連盟特別セミナー
11月24日(木)ホテルグランドパレスで開催。協力をお願いした。
- ・林芳正参議院議員の朝食勉強会(10月18日)の参加希望を後日お聞きする旨を伝えた

8. 今後のスケジュール

- ・来年の6月5日(月)に常任理事会、総会、新理事会、政連セミナーと報告会を開催することが決まった。
- ・2月の常任理事会&トップ会は後日確認をする。

以上

資料1をもとに事務局より報告があり、その後委員により検討が行われ、次の意見が出された。

- ・当初の期限で提出されたのが約20社、その後の再通知により10社程度追加があった。昨年同様複数回の通知を行い、回収率の向上を図る。
- ・今回行なわれる調査で数値が改善されない場合には、薬剤師・登録販売者の不要論やネット販売の更なる緩和等の動きが強まる危険性が高い点を憂慮すべきである。

2. 「薬と健康の週間」への対応について

資料2をもとに事務局より報告があり、その後委員による検討が行われ、次の意見が出された。

- ・企画自体が厚生労働省と日薬との協議によるものが前提のため、ドラッグストアとしては一律に参加できる性格のものではない。この点から協会として出来る範囲での参加のお願いという形で通知している。
- ・厚生労働省との話し合いの結果、薬と健康の週間への参加は健康サポート薬局の認定要件としての地域貢献活動として認められることになっている。

3. 障害者差別解消法について

- ・前回の報告以降、メディアにも取り上げられた事例が見当たらず、協会へも問い合わせ等がないため、引き続き様子見とする。

4. JAPANドラッグストアショーでのセミナー開催について

- 事務局より資料3をもとにセミナーの開催案について説明が行われた。その後、委員により検討が行われ、次の意見が出された。
- ・東京海上日動とセミナー内容等の詳細を詰めていく。
- ・次回委員会で内容の確認検討を行なう。
- ・次回委員会でセミナー内容の説明を東京海上日動の担当者に実施していただくことが可能か調整を行なうこととなった。

5. 中央労働災害防止協会(中災防)との意見交換について

- ・中澤専務理事より、中災防の活動およびJACDSとの意見交換を希望されていることについて説明があり、次回の委員会で意見交換が可能か調整を行なう事となった。

6. その他

- 1) 次回委員会予定:
第5回委員会
日時:平成29年1月6日(金) 12:00~15:00
場所:東京事務所
第6回委員会
日時:平成29年2月22日(水) 12:00~15:00
場所:東京事務所

以上

「平成28年度 第4回コンプライアンス委員会」議事録

日時:平成28年10月11日(火) 12:00~14:30

場所:JACDS 東京事務所会議室

出席者:(5名)

日本チェーンドラッグストア協会

- 委員長 植屋 茂康 (ウエルシア薬局(株) 顧問)
- 委員 長基 健司 (㈱コマヤ薬局 代表取締役)
- 委員 岸本 一男 (㈱ケアーズ 代表取締役)
- 委員 西本 誠 (㈱ニシイチドラッグ代表取締役社長)

JACDS専務理事 中澤 一隆

検討内容(議事)

冒頭、委員長より挨拶が行われ、前回議事録の確認を実施した後、議事に沿って会が行われた。

1. 医薬品販売制度実態把握調査結果を踏まえた販売制度の遵守徹底について

平成28年度 第4回 防犯・有事委員会 議事録

日時:平成28年11月15日(火) 16:00~17:30

場所:JACDS東京事務所

出席者:

- 委員長 石田 岳彦((株)CFSコーポレーション 代表取締役副社長)
- 委員 篠田 一 (ユニバーサルドラッグ(株) 代表取締役社長)
- 委員 岡田 茂生(ウエルシア薬局(株) 人事総務本部 保安担当部長)

委員代理 細谷 淳郎((株)ウエルパーク 総務部 部長代行)

事務局 植栗、山田

欠席者 高野 芳男((株)ウエルパーク 総務部長 兼 監査室長)

内容:

石田委員長、細谷委員代理からの挨拶の後、以下の検討を行った。

1. 地方行政との災害時の物資支援協定の締結について

- ・事務局より資料1をもとに、これまでの検討事項および、ブロック総会での意見を踏まえた今後の対応案について説明を実施した。その後、委員による検討が行われ、以下の意見が出された。
- ・アンケートでの設問の順番は現状での協定締結の有無を先にする。協定が締結されている現状を整理把握することは重要である。
- ・企業規模により、対応できる内容が大きく異なることを配慮した設問の検討が必要である。
- ・協定を締結した場合、その内容を協会に報告していただく自治体からの要請先は企業の窓口担当だが、連絡がつかない場合の対応として事務局の連絡先を登録していただく。
- ・協定に基づく要請に企業が対応した場合、事務局に内容を報告していただくことで情報の整理を行なう。内容によっては感謝状の贈呈の検討にもつながる。
- ・締結している協定の内容を確認し、今後の締結を進める際のテンプレートとしての活用を検討する。
- ・事務局で具体的なアンケート案を作成し、委員の皆様を確認していただく。
- ・企業の対応可能範囲等は変わるので、今回のアンケート実施以降も定期的に確認を行なうことが必要ではないか。

2. 大量窃盗多発時期の到来に対する会員企業への周知について

- ・11月、12月は万引が多発する時期であり、委員会として会員企業への啓発を行いたい。会員企業へアンケートを依頼した万引被害実態調査を報告する際に合わせて周知することを想定している。
- ・調査結果について、資料2をもとに事務局より報告を実施。
- ・これまでの啓発ツールについて、資料3、資料4をもとに報告し、こちらも合わせて周知することを想定している。

3. 警視庁との情報共有について

- ・資料5をもとに、警視庁との打ち合わせ内容について説明を実施。その後、委員による検討が行われ、以下の意見が出された。
- ・警視庁が要望している、被害店舗への指導等については、現場としては対応は厳しいと思われる。本部に連絡してもらい、本部の判断の上で対応いただくという回答が良いのではないかと。
- ・会員企業以外への情報提供の要望について、他業界にとって情報提供が有効かどうか疑問があり、具体的な提供案が出てきた時点で改めて検討する。
- ・警察の情報との連携を行なう一環として、被害届提出の有無に関する項目を追加する。

4. 有事に関する会員企業、生活者等への注意喚起、啓発の方法について

- ・協会HPで公開している備蓄リストの活用周知など、繰り返しの内容でも有事対応・防災情報を定期的に行なう事は必要ではないか。
- ・年間を通じた周知啓発の計画を作成してはどうか。具体的な時期としては9月の防災の日、3月の東日本大震災等があげられる。
- ・災害時の伝言ダイヤルの活用や店舗周辺のハザードマップの掲示など、各企業へ周知できることはある。

5. その他、活動報告

- ・資料6をもとに北海道ドラッグストア防犯協議会の設立状況について報告を実施。
- ・各地域での情報共有は県警が中心となって行う対応が望ましく、万引防止機構への働きかけも必要ではないか、との意見が出された。
- ・資料7をもとに曜日別時間別の大量窃盗の発生状況について報告を実施。
- ・資料8をもとに千葉県での食品への毒物混入に関する注意喚起

について報告を実施。

6. その他

●次回開催

- ・日時:平成29年2月2日(木)16:00~18:00
- ・場所:JACDS東京事務所
- ・JAPANドラッグストアショーでの対応についても議題とする。

以上

平成28年度 第4回 調剤事業推進委員会 議事録

日時:平成28年11月17日(木) 10時00分から12時00分
場所:JACDS 東京事務所

出席者:委員長 榊原 栄一(榊スギ薬局 代表取締役社長)

委員 大竹 富治(榊マツモトキヨシホールディングス 調剤推進部長)

委員 福田 美幸(榊トモズ 薬剤部長)

委員 宮田 武志(榊スギ薬局 顧問(広報・IR担当))

委員 本橋 勝(ウエルシア薬局(株)執行役員 人事総務本部長 薬剤師・登録販売者採用教育部 薬剤師教育担当部長)

事務局 中澤 一隆(日本チェーンドラッグストア協会 専務理事)

事務局 鈴木佳志子(日本チェーンドラッグストア協会)

欠席者:なし

内容:以下の通り

1. こどもやくざいし体験コーナーの実施について

- 1) 参加募集の結果を事務局から報告。新規の2社+委員会メンバー4社体制で実施することを決定(追加参加可)。
- 2) 機材提供の協力依頼企業はユヤマに決定。事務局(中澤)から依頼することになった。必要機材は円盤型分包機、薬棚、踏み台各3台。
- 3) 次回は拡大委員会と称し、参加企業全員が集まり、イベントの内容を協議・決定することとなった。(次回開催は平成29年1月19日)。
- 4) 2月に実行委員会を開催し、細部を決定。実行委員長は宮田委員。

2. 今後の委員会活動について

自由討議。ドラッグストアに来れば各種の簡易な健康チェックを受けられるように体制を整え、業界としてアピールできないか(例えば、認知症、緑内障、血圧等)、いくつか受ければ「健康すごろく」と称して特典があるようにしてはどうか、などの意見があった。引き続き検討することとなった。

このほか、会員企業の動向調査の継続(4月1日現在での)、厚労省医療課担当者との意見交換会の開催なども4月以降の取組みとして準備を進めてはどうかとの意見があった。

3. その他 次回開催について

次回は平成29年1月19日(木)、10時30分からJACDS東京事務所にて「こどもやくざいし体験コーナー」参加企業が集まる拡大委員会を開催。

以上

協会からのお知らせ

次々ページ以降に各項目の詳細資料を収載しています。

1. 登録販売者試験受験対策支援

☆平成 28 年度 登録販売者試験結果(平成 28 年 10 月 14 日一般社団法人 日本薬業研修センター調べ)を掲載しました。【資料 後頁 1 ページ分あり】

☆登録販売者試験受験対策 2015 年実施過去問題集及び共通テキスト(2016 年度改訂版)は現在販売中です。お申込者には随時発送しております。詳しくは次の案内をご覧ください。

ご案内 URL: http://www.jacds.gr.jp/tourokuhanbaisya/text_kakomon_2016.pdf

申し込み用紙 URL http://www.jacds.gr.jp/tourokuhanbaisya/moushikomi_2016.xls

☆ヘルス&ビューティ用語事典、ドラッグストア・流通用語事典も引き続き販売しております。ご案内と申込用紙はこちらをご覧ください。

ご案内 URL: <http://www.jacds.gr.jp/yougo/yougoannai.pdf>

申し込み用紙 URL <http://www.jacds.gr.jp/yougo/yougomoushikomi.pdf>

2. 第12回セルフメディケーションアワード作品募集

毎年ご協力をいただいているセルフメディケーションアワードは、今回で第12回目となりました。詳細は、募集ポスター、並びにリーフレットを参照してください。【資料 後頁 2 ページ分あり】

3. 第5回健康(セルメ)川柳コンクールのお知らせ

今年で5回目となります健康(セルメ)川柳コンクールの作品募集が始まりました。詳細は、ポスター、リーフレットをご参照ください。応募はどなたでも可能です。従業員、お客様へ広く応募をアピールしてください。

【資料 後頁 2 ページ分あり】

4. 介護情報提供員の募集について

「介護」に関する様々な内容の概要や介護情報へのアクセス手段等の説明を行うサポートは、店舗の信頼をより高めるものです。ぜひ、地域生活者の信頼を勝ち得ることができる「介護情報提供員」を養成し、今後、介護に関する情報提供体制の環境づくりにご活用願います。

【資料 後頁 2 ページ分あり】

5. 薬剤師資質向上研修ネットセミナー・集合研修募集のご案内

薬剤師への継続研修の実施は「指針の策定」と同様に開設者に求められる義務です。本研修は、厚生労働省に提出し確認していただいた研修内容に沿って実施いたします。

【資料 後頁 2 ページ分あり】

6.「アドバイザー養成講座」受講生募集中

漢方アドバイザーの12月生の募集中です。一人でも多くの方が受講し、各店頭でのアドバイスのスキルアップを目指してください。

【資料 後頁2ページ分あり】

7.ダブルライセンス認定制度を実施

JACDS では、医薬品の専門家である薬剤師や登録販売者でアドバイザーを取得した方や、複数のアドバイザーを取得した方を、新しい認定名をつけ、生活者の信頼や本人の自信を高める人材育成につなげていくこととなりました。ぜひ、企業や店舗の成長に貢献する人材育成の制度として、ご活用ください。

【資料 後頁2ページ分あり】

8.健康食品市場創造研究会 ご案内

健康食品・介護食品の新しいマーケット創造はリアル店舗でないと実現しません。今後、日本で健康食品市場を拡大するためには小売業が連携し、製・配・販が協働する研究会を行う必要があります。この研究会はスーパーマーケットやドラッグストアの企業や団体が参画し、メーカー・卸・サポート企業が協働することで健康食品市場を拡大させる唯一の研究会です。【資料 後頁5ページ分あり】

9.一般財団法人 日本ヘルスケア協会 ご案内

「一般財団法人日本ヘルスケア協会」は超高齢社会における健康寿命延伸とヘルスケア産業育成の実現を目指すヘルスケアに関する有識者、産業、関係者が集まった民間唯一の団体です。【資料 後頁5ページ分あり】

10.「そらぶちキッズキャンプを創る会」募金の集計と支援について

今年も引き続き、JACDSではそらぶちキッズキャンプ募金を支援しています。ご協力をお願いします。

【資料 後頁1ページ分あり】

11. 第32回ブロック総会 開催案内

- 各ブロックの会場、日時は次の通りです。
- 申し込み用紙は近日中に配信いたします。

	中部	西日本	東日本	九州
開催日	1月26日(木)	2月17日(金)	2月20日(月)	2月24日(金)
開催場所	メルパルク名古屋	太閤園迎賓館	ホテルグランドパレス	ソラリア 西鉄ホテル
総会	15:00～17:00 2階 平安の間	15:00～17:00 3階 ゴールデンホール	15:15～17:15 3階 白樺・鶴	14:45～16:45 8階 北斗
意見交換会 (懇親会)	17:15～18:15 1階 輝の間	17:15～18:15 3階 ガーデンホール	17:30～18:30 4階 ゴールデンルーム	17:00～18:00 8階 花

- (注意) 中部ブロックは例年と会場が違います。ご注意ください。【資料なし】

平成28年度 登録販売者試験結果

一般社団法人 日本薬業研修センター調べ(平成28年12月5日)

都道府県	試験日	合格発表日	合格者数	受験者数	合格率
北海道	8月31日(水)	10月3日(月)	895名	1,652名	54.2%
青森県	8月31日(水)	10月3日(月)	277名	592名	46.8%
岩手県	8月31日(水)	10月3日(月)	245名	481名	50.9%
宮城県	8月31日(水)	10月3日(月)	394名	752名	52.4%
秋田県	8月31日(水)	10月3日(月)	184名	374名	49.2%
山形県	8月31日(水)	10月3日(月)	163名	329名	49.5%
福島県	8月31日(水)	10月3日(月)	433名	879名	49.3%
茨城県	9月14日(水)	10月14日(金)	575名	1,543名	37.3%
栃木県	9月14日(水)	10月14日(金)	362名	1,007名	35.9%
群馬県	9月14日(水)	10月14日(金)	583名	1,443名	40.4%
埼玉県	9月11日(日)	10月11日(火)	678名	2,151名	31.5%
千葉県	9月11日(日)	10月11日(火)	651名	1,987名	32.8%
東京都	9月11日(日)	10月11日(火)	1,732名	5,344名	32.4%
神奈川県	9月11日(日)	10月11日(火)	881名	2,365名	37.3%
新潟県	9月14日(水)	10月14日(金)	269名	828名	32.5%
富山県	9月7日(水)	10月21日(金)	332名	674名	49.3%
石川県	9月7日(水)	10月21日(金)	267名	605名	44.1%
福井県	8月21日(日)	10月7日(金)	335名	780名	42.9%
山梨県	9月14日(水)	10月14日(金)	145名	402名	36.1%
長野県	9月14日(水)	10月14日(金)	305名	1,001名	30.5%
岐阜県	9月7日(水)	10月21日(金)	510名	994名	51.3%
静岡県	9月7日(水)	10月21日(金)	1,063名	1,910名	55.7%
愛知県	9月7日(水)	10月21日(金)	1,257名	2,278名	55.2%
三重県	9月7日(水)	10月21日(金)	332名	624名	53.2%
滋賀県	8月21日(日)	10月7日(金)	256名	585名	43.8%
京都府	8月21日(日)	10月7日(金)	769名	1,499名	51.3%
大阪府	9月8日(木)	10月21日(金)	2,177名	4,644名	46.9%
兵庫県	8月21日(日)	10月7日(金)	1,395名	2,498名	55.8%
奈良県	9月1日(木)	10月14日(金)	675名	1,260名	53.6%
和歌山県	8月21日(日)	10月7日(金)	288名	611名	47.1%
鳥取県	11月17日(木)	H29年1月13日(金)			
島根県	11月17日(木)	H29年1月13日(金)			
岡山県	11月17日(木)	H29年1月13日(金)			
広島県	11月17日(木)	H29年1月13日(金)			
山口県	11月17日(木)	H29年1月13日(金)			
徳島県	10月26日(水)	12月2日(金)	71名	208名	34.1%
香川県	10月26日(水)	12月2日(金)	97名	253名	38.3%
愛媛県	10月26日(水)	12月2日(金)	101名	277名	36.5%
高知県	10月26日(水)	12月2日(金)	96名	270名	35.6%
福岡県	12月18日(日)	H29年1月26日(木)			
佐賀県	12月18日(日)	H29年1月26日(木)			
長崎県	12月18日(日)	H29年1月26日(木)			
熊本県	12月18日(日)	H29年1月26日(木)			
大分県	12月18日(日)	H29年1月26日(木)			
宮崎県	12月18日(日)	H29年1月26日(木)			
鹿児島県	12月18日(日)	H29年1月26日(木)			
沖縄県	12月18日(日)	H29年1月26日(木)			
計			18,793名	43,100名	43.6%

第5回 健康(セルメ)川柳コンクール作品大募集!!

地域の皆様の「からだ」と「こころ」の健康を願い、健康(セルメ)川柳を大募集します

応募概要

応募はどなたでもOK! ふるって応募下さい。

- 健康に関するテーマや風刺を「5・7・5」の文字数で応募下さい
- 応募者ご自身、ご家族、高齢者、知人、ペットなどの健康を題材にした作品を募集します



セルフメディケーションとは?

「セルメ」とはセルフメディケーションの略語(造語)です。自分の健康を自分で管理し、毎日元気で暮らすことを意味します。その結果、高騰する日本の医療費が抑制され、国民負担が軽減し、現行のすぐれた医療制度が維持されます。「セルフメディケーションの推進」は日本再興戦略にも取り上げられ、まさに国策と言える状況になりつつあります。日本チェーンドラッグストア協会は元気な街づくりのための「セルフメディケーション推進」を目指し、様々な活動に力を入れております。

【セルフメディケーションのキーワード】 薬、健康食品、機能性食品、サプリメント、医師、薬剤師、病院、薬局、ドラッグストア、ダイエット、メタボ、ウォーキング、等々…

賞と記念品

- | | | |
|-------------------------|-------|--------|
| ● 大賞 | 1作品 | 賞金20万円 |
| ● 準大賞 | 1作品 | 賞金10万円 |
| ● 日本チェーンドラッグストア協会会長賞 | 2作品 | 賞金5万円 |
| ● JAPANドラッグストアショー実行委員長賞 | 2作品 | 賞金3万円 |
| ● 健康(セルメ)川柳コンクール実行委員長賞 | 2作品 | 賞金3万円 |
| ● スポンサー賞 | 各社1作品 | 賞金5千円 |

【記念品】 ● 受賞者にはトロフィー・盾 ● 優秀100作品(受賞作品除く)にはオリジナル図書カード

審査・発表

【審査】 第17回JAPANドラッグストアショーで大賞、各賞が決定します。
～2017年3月17日(金) 幕張メッセ(千葉)～

- 川柳学会専務理事 尾藤一泉先生に優秀100作品を選考していただき、3月17日に最終選考会を行い、各賞が決定します。

【発表】 ● JAPANドラッグストアショー会場内イベントステージ横での展示
● 協会ホームページでの公表
● 受賞者へは個別に連絡を行います(2017年3月下旬予定)

主催者
問い合わせ先

日本チェーンドラッグストア協会
健康(セルメ)川柳コンクール実行委員会

〒222-0033 神奈川県横浜市港北区新横浜2-5-10 楓第2ビル4階
TEL: 045-474-1311 FAX: 045-474-2569
http://www.jacds.gr.jp/ E-mail: sec@jacds.gr.jp

第5回 健康(セルメ)川柳コンクール 作品募集要項

《募集期間》

2016年10月1日(土)～2017年1月31日(火)
(郵送の場合は当日消印有効、パソコン、携帯電話の場合は日付変更までに登録完了した分)

《応募資格》

特にございません。広く国民の皆様からの応募をお待ちしています。

《応募方法》

次の方法から選び、ご応募ください。

■携帯電話(スマホ)による応募

右下のQRコードを読み取り、入力フォームの画面へ移動します。画面に必要事項を入力、登録することで応募完了となります。

■パソコンによる応募

JACDSホームページ等のリンクバナーをクリックし、入力フォームの画面へ移動します。画面に必要事項を入力、登録することで応募完了となります。

■応募用紙による応募

このリーフレットに印刷されている点線に沿って応募用紙を切り取り、葉書の形に貼付けてください。必要事項を記入いただき、52円切手を貼って投函ください。または切り取らずにFAXにて送付ください。
FAX送付先：045-474-2569

《応募上の諸注意》

- 未発表であり、他のコンクール等への応募がされていないこと。
- 応募作品は本人が創作したものであること。
- ご本人が記入・入力すること。
- 5・7・5 作品への「ふりがな」を記入してください。
1人あたりの応募数に上限はありません(受賞は1人1作品となります)。
- 応募作品は返却いたしません。
- 応募時の記載事項に虚偽が判明した場合は受賞を取り消す場合があります。
- 受賞作品が発表済み、あるいは発表されたものに類似していた場合、受賞を取り消す場合があります。
- 応募作品の利用に関し、著作権はJACDS健康(セルメ)川柳コンクール実行委員会に帰属します。



このQRコードを読み取って応募ください。

応募は
どなたでもOK!
ふるって
応募下さい。



キリトリ線

応募作品

*「ふりがな」をつけてください。

作品1

五	ふりがな								
七	ふりがな								
五	ふりがな								

作品2

五	ふりがな								
七	ふりがな								
五	ふりがな								

キリトリ線

郵便はがき

52円切手を貼った上で投函ください。

2 2 2 0 0 3 3

神奈川県横浜市港北区新横浜2-5-10

楓第2ビル4階

日本チェーンドラッグストア協会

健康(セルメ)川柳コンクール応募係 行

氏名(ふりがな)

年齢 才

性別 男 女

○で囲んでください

雅号(ペンネーム)※任意

発表の際に使用します。表彰では氏名と併記します。

住所 〒

TEL

E-mail
(携帯メール可)

セルフメディケーションアワード

第12回 作品大募集!!

JACDSは専門知識を活かし地域の生活者に貢献する専門家を応援します!

2017年3月17日(金)

千葉・幕張メッセにおいてグランプリが決定します!!

【募集期間】—— 2016年10月1日(土)~2017年1月15日(日)(必着)

募集テーマ

次の内容について、専門家としての資格を活用して実践した事例・成果について、あるいは応募者の立場や資格にもとづいた提言、等に関する論文を募集します。

- ドラッグストアにおけるセルフメディケーションの推進について
- 地域包括ケアシステム、地域生活支援システムにおけるドラッグストアの新しい役割について

論文のタイトル(表題)は、過去受賞作品のタイトルを参考に上記のテーマについて自由に設定して下さい。

参考：過去の受賞作品のタイトル例 ■地域に必要とされるドラッグストア～健康寿命を延ばす店づくり～ ■私を支えた『接客ノート』とお礼状 ■在宅医療においてドラッグストアの薬剤師だからできること ■気軽に相談できるドラッグストア～あなたを心配する人がここにありますよ～ ■セルフメディケーションを活かした在宅を目指して～二年目薬剤師の在宅への挑戦～ ■超高齢社会の中でドラッグストアの管理栄養士ができること

●応募資格(カテゴリー)

- 薬局・ドラッグストア業界従事者
(JACDS認定アドバイザー、薬剤師、登録販売者、栄養士・管理栄養士等々)
※今回、応募区分(個人の活動部門/団体の活動部門)を設け、個人の活動と企業や店舗による団体の活動を分けて審査を行います。応募票の際は応募区分の明記をお願いします。
- 薬学生、薬業専門学校生(薬科大学、薬学部、薬業専門学校に在籍する学生)
- 一般生活者、その他医薬関係専門家

●応募方法

- 協会ホームページにアップした応募票、応募用原稿データをダウンロードしてご利用ください。
- 必要事項を入力した応募票と論文を入力した応募用原稿データをEMAILにて送信下さい。
送付先: sec@jacds.gr.jp
件名: 第12回セルフメディケーションアワード 作品応募係
- 手書き原稿の受付は行なっておりませんのでご了承ください。
- CD-R等に記録したデータを送付される場合は、以下の郵送先は以下の通りです。
〒222-0033 神奈川県横浜市港北区新横浜2-5-10 楓第2ビル4階
日本チェーンドラッグストア協会
第12回セルフメディケーションアワード作品応募係

●応募条件

次の条件を満たしている事を確認の上、ご応募下さい。条件

に満たない場合、虚偽の事実が判明した場合は応募や受賞を取り消すことがあります。

- (1) 応募者自身のオリジナル作品であること(公私を問わずその他の論文募集に応募していないこと)。
- (2) 一般生活者を除き、所属する企業や学校、団体等から作品応募について了解を得ていること。
- (3) 文字数: 2000文字以上8000文字程度まで。
- (4) 図表、写真などは字数に含みませんが、適宜、文中に配置して下さい。
- (5) 応募票に必須項目として記載されている項目は必ず記入して下さい。

●審査方法

- (1) 応募された論文をもとに審査を行い、グランプリ候補作品、優秀賞、佳作の選考を行います。
- (2) グランプリ候補作品は、応募された論文及び、2017年3月17日(金)に開催される発表会の発表結果によりグランプリ、準グランプリ、特別賞の最終選考を行います。
※グランプリ候補作品の論文を作成した方には2017年2月中旬に通知を行なう予定です。
※当日、会場にて発表が行える方がグランプリ候補として作品がノミネートされます。

●表彰と報奨

グランプリ: 賞金30万円 1作品
準グランプリ: 賞金10万円
個人の活動部門/団体の活動部門 各1作品
※審査結果によっては受賞作品のない部門も生じます。
特別賞(JACDS会長賞、実行委員長賞等) 賞金5万円
※上記の賞は、2017年3月17日(金)に開催される、グラ

ンプリ候補作品の発表会において発表が行われた作品が対象です。

※本アワードの趣旨から、薬学生、薬業専門学校生、一般生活者、その他医薬関係専門家のカテゴリーはグランプリ、準グランプリの対象外となります。

優秀賞 賞金3万円

佳作 賞金1万円

※優秀賞、佳作は各カテゴリー全体を通して合わせて5~10作品程度が表彰される予定です(審査結果によっては受賞作品のないカテゴリーも生じます)。

奨励賞 図書カード

※薬学生(薬業専門学校生)を対象に、優秀賞、佳作に準じるレベルの5~10作品程度が表彰される予定です。

●JACDS認定アドバイザーの方々へ

応募条件を満たしたアドバイザーの方へは認定更新のためのポイントを30ポイント付与します。複数のアドバイザー認定を保有する場合、2つめ以降は各10ポイント付与となります。

※応募票に必ず各アドバイザーの認定番号を記入下さい。

●その他

- (1) 応募作品の返却は行ないません。
- (2) 応募者の氏名、所属、作品についてJACDS協会報、業界紙・誌、等を通じ外部に公表を行います。
- (3) 応募作品の著作権は日本チェーンドラッグストア協会に帰属します。
- (4) 内容について事務局より問い合わせを行なう場合があります。
- (5) 誤字、脱字がある場合は事務局にて修正を行います。
- (6) 審査内容や経過の詳細、結果などに対する異議申し立ては一切、受け付けいたしません。

主催
お問い合わせ

JACDS

日本チェーンドラッグストア協会「セルフメディケーションアワード」募集係

〒222-0033 神奈川県横浜市港北区新横浜2-5-10 楓第2ビル4階

TEL: 045-474-1311 FAX: 045-474-2569 E-mail: sec@jacds.gr.jp HP: http://www.jacds.gr.jp

後援(予定)

厚生労働省、経済産業省、公益社団法人日本薬学会、一般社団法人日本薬局協会、一般財団法人日本ヘルスケア協会、日本薬業連絡協議会、一般社団法人日本医薬品登録販売者協会、一般社団法人日本薬業研修センター、一般社団法人日本置き薬協会、日本OTC医薬品協会、一般社団法人日本医薬品卸売連合会・大衆薬卸協議会、日本薬業専門学校連絡協議会(以上、13団体、順不同)

ドラッグストアの新しい役割となる JACDS 認定「介護情報提供員」 受講者募集中

超高齢社会の日本では、ドラッグストアは地域の生活支援はもとより、高齢者の新たなニーズを発掘し、新しい役割を担っていくことが重要です。JACDSでは、複雑な介護サービスについて、その地域にあった適正な情報を提供できる専門家を育成する「介護情報提供員制度」を実施しています。「介護」に関する様々な内容の概要や介護情報へのアクセス手段等の説明を行うサポートは、店舗の信頼をより高めるものです。ぜひ、地域生活者の信頼を勝ち得ることができる「介護情報提供員」を養成し、今後、介護に関する情報提供体制の環境づくりにご活用願います。

■ 受講資格

JACDS「ヘルスケアアドバイザー」認定者または受講者

※「ヘルスケアアドバイザー」受講者は、認定後に介護情報提供員の認定が行われます。

※以前認定者で更新手続きを行わなかった「未更新者」や講座の受講が修了できなかった「未修了者」の方は、再認定および再受講の方法を用意していますので、事務局までお問い合わせ下さい。

■ 受講料

eラーニング … 無料

ネット環境が整っていない方には、別途郵送通信（受講料・税込2570円）も用意しています。

■ 認定方法

eラーニングでテキストを学習後、地域の介護相談内容と相談先一覧マップの作成により、合否判定。

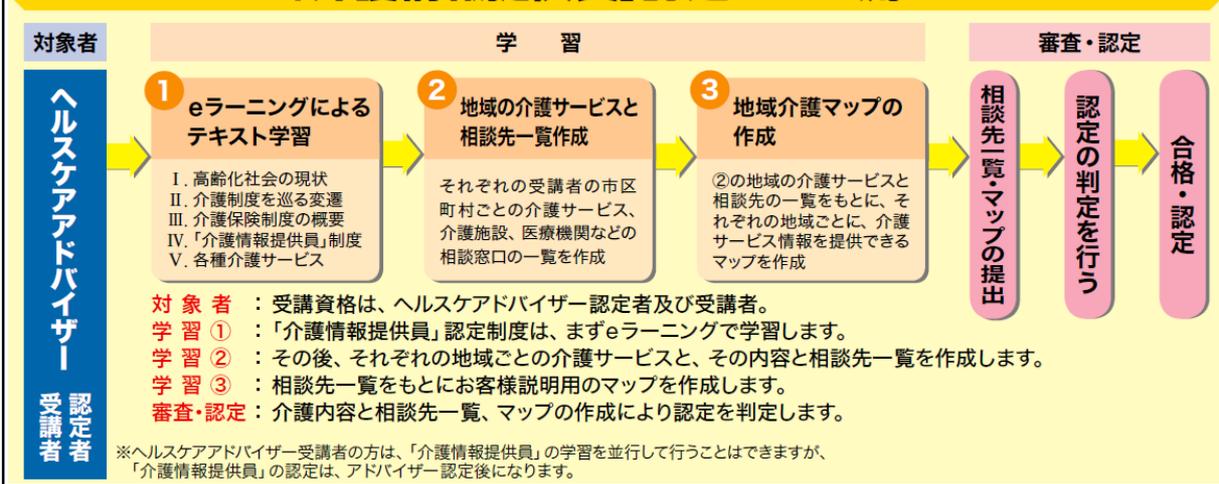
■ 主なカリキュラム

テキスト学習

- I. 超高齢社会を取り巻く日本の現状
- II. 介護制度を巡る変遷
- III. 介護保険制度の概要
- IV. 「介護情報提供員」制度
- V. 各種介護サービス
- VI. サンプル 添削レポートー地域の相談窓口を把握しよう

介護の相談内容と主な相談先一覧の作成
地域の介護マップの作成

「介護情報提供員」認定までの流れ



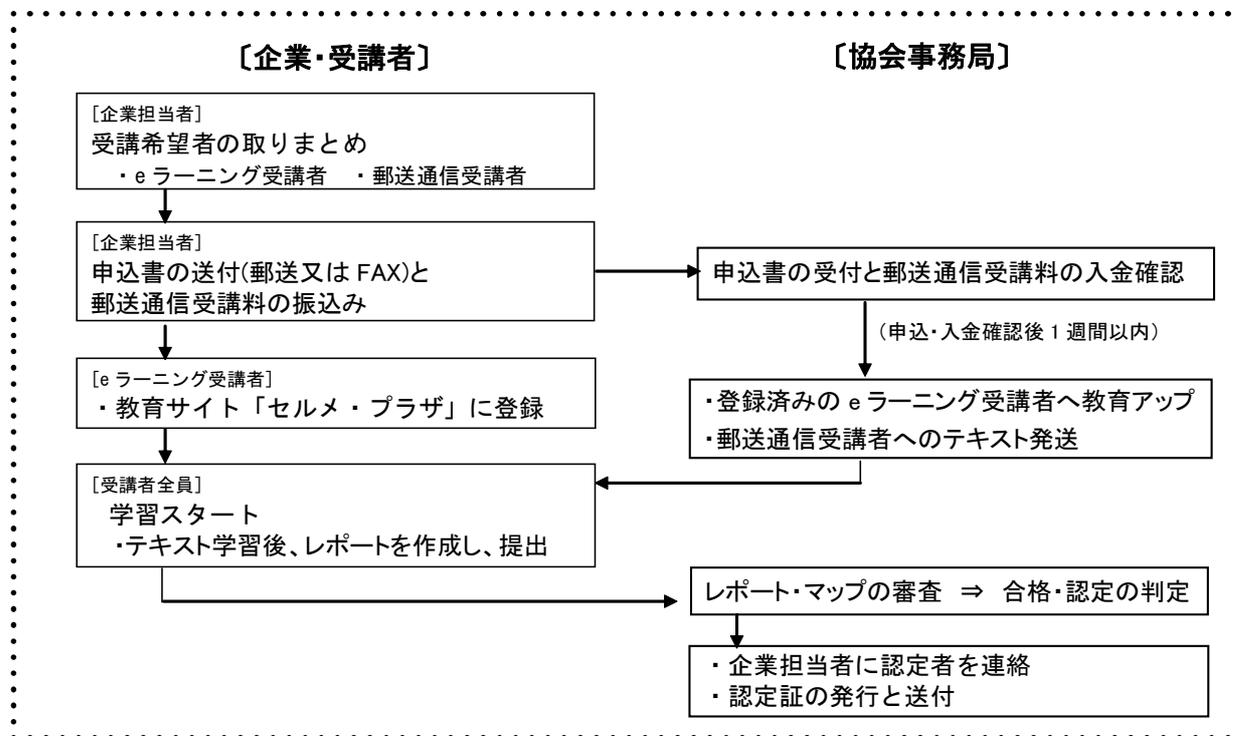
■ 学習の狙い

- ①高齢化社会の現状と介護制度についての概要を学ぶ。
- ②介護・福祉に関わる施設、専門家の役割、サービスについて学ぶ。
- ③地域の実情に合わせた介護・福祉施設、サービスについて学ぶ。
- ④地域の介護事業計画、福祉事業計画、医療計画等について学び、各市町村における介護、福祉、医療施設等の役割を学び、それらとの協力、連携について考える。
- ⑤顧客からの介護に関わる幅広い相談を受けた際に、適切な相談窓口を紹介できる資質を備える。
- ⑥ドラッグストアが地域住民の安心・安全を高めるために、地域の介護・福祉事業者とネットワークを図り、ドラッグストアの新たな役割を創造する。

「介護情報提供員 申込」について

介護情報提供員の企業一括申込みから受講・認定までの流れは以下の通りです。

企業での介護情報体制づくりのためにも、企業で取りまとめたお申込みをお願いします。



「介護情報提供員」の役割

介護情報提供員の役割は、地域ごとの介護サービスとその特徴、それぞれの相談窓口を知り、顧客に適正に相談窓口を提供することです。これから地域包括ケアシステム

の中で、介護、医療、生活支援、予防など分野をシームレスにネットワーク化していく上で、極めて重要な役割が担えるものと期待されます。

受講・申込みにつきましては、ヘルス・アンド・ビューティケア人材育成センターまでお問い合わせ下さい。

**お申し込み
お問い合わせ先**

JACDS ヘルス・アンド・ビューティケア人材育成センター

〒222-0033 横浜市港北区新横浜2-5-10 楓第2ビル4階

TEL. 045-478-5451 FAX. 045-478-5461 e-mail info@hbc-ctr.gr.jp

薬剤師資質向上研修 通信研修・集合研修 募集のご案内

● 資質向上研修の実施は開設者の義務

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(以下「薬機法」という。)に伴う体制省令により、薬剤師への継続研修の実施は「指針の策定」と同様に開設者に求められる義務になります。(体制省令 第2条第1項第7号、および第2条第2項)

薬機法では、薬局、店舗販売業の許可の基準に関して、体制省令で定める基準に適合しないときは改善命令等に該当する場合があります、研修の実施は許可要件となります。

(薬局:薬機法第5条第1項第2号 店舗販売業:薬機法第25条第2項第2号)

● 継続的な資質向上研修を実施中

本研修は、厚労省に提出し、確認していただいた研修内容に沿って実施いたします。

■ 薬剤師資質向上研修概要(通信研修と集合研修の2つから構成されています)

通信研修(1年間)	集合研修(前期・後期開催)
eラーニング ※1) パソコンを使用し、ネットを通じたテキスト学習と自動採点の問題回答に取り組む	1日 ※2) (年1回以上参加下さい) 最新情報やネット形式では学習しにくい内容をスクール形式で学習
年間プログラム 1. 症状・部位別医薬品通信研修 12回 2. ヘルスケア実践セミナー 12回	1. 薬事行政情報 2. 医薬品販売業に係る法規と制度 3. 専門家のための技術・知識 4. 確認試験
指定プログラムを修了 1)通信研修受講証明証を発行	年1回以上の受講 2)集合研修受講証明証を発行
※パソコンによるネット環境がなく、通信研修が受講できない場合は、郵送による通信教育も用意しています。(テキスト代、送料等の実費を含み、3,600円)	※1地区50名以上の参加希望者がいた場合に、開催します。

資質向上研修受講証明証の発行

(3)法律が求める資質向上研修受講証明証を発行

(1)と(2)両方をもとに、体制省令に対応する資質向上研修の受講証明証を発行します。

※必要に応じ、都道府県(保健所)へ資質向上研修を修了した薬剤師の名簿提出等の対応を実施

※通信研修受講中で、受講証明を発行出来ない方へは、求めに応じ、受講歴の証明を発送

■ 受講費用

1)通信研修 2,570 円 (税込)

受講対象者:JACDS 勤務薬剤師会に加入している薬剤師の方
※郵便による通信研修の場合、テキスト、送料等含め 3,600 円(税込)

2)集合研修 3,000 円 (税込)

受講対象者:日本薬業連絡協議会に加盟する団体に加入している企業に勤務している薬剤師の方
※テキスト代を含みます。 ※昼食は各自でご用意願います。

通信研修と集合研修は個別に受講費用が必要となります。

通信研修 集合研修 合計
(2,570 円)+(3,000 円) = (5,570 円)

郵送通信 集合研修 合計
(3,600 円)+(3,000 円) = (6,600 円)

カリキュラム

1) 通信研修

□症状・部位別医薬品通信研修				※基礎講座1から順番に学習します。			
○基礎講座		20	咳②	40	爪から見える病気②	17	強心薬・高コレステロール改善薬・貧血用薬(前半)
1	胃腸症状	21	禁煙①	41	すり傷・切り傷・やけど①	18	強心薬・高コレステロール改善薬・貧血用薬(後半)
2	疲労・虚弱	22	禁煙②	42	すり傷・切り傷・やけど②	19	抗アレルギー薬・鼻炎用薬・点鼻薬(前半)
3	目の症状	23	肩こり①	○応用講座		20	抗アレルギー薬・鼻炎用薬・点鼻薬(後半)
4	かぜ症候群	24	肩こり②	1	胃腸薬(前半)	21	解熱鎮痛薬・生理痛専用薬(前半)
5	一般用検査薬	25	頭痛①	2	胃腸薬(後半)	22	解熱鎮痛薬・生理痛専用薬(後半)
6	アレルギー症状	26	頭痛②	3	便秘薬(前半)	23	睡眠改善薬・眠気防止薬・小児鎮静薬(前半)
7	動悸・更年期症状①	27	腰痛・関節痛①	4	便秘薬(後半)	24	睡眠改善薬・眠気防止薬・小児鎮静薬(後半)
8	動悸・更年期症状②	28	腰痛・関節痛②	5	止瀉薬・整腸薬(前半)	25	皮膚疾患用薬(前半)
9	痛み(解熱鎮痛薬)①	29	口内炎①	6	止瀉薬・整腸薬(後半)	26	皮膚疾患用薬(後半)
10	痛み(解熱鎮痛薬)②	30	口内炎②	7	滋養強壮薬(前半)	27	口腔内用薬・うがい薬・オーラルケア用品(前半)
11	精神神経症状①	31	乗物酔い①	8	滋養強壮薬(後半)	28	口腔内用薬・うがい薬・オーラルケア用品(後半)
12	精神神経症状②	32	乗物酔い②	9	目薬(前半)	29	痔疾用薬(前半)
13	虫さされ①	33	スキンケア①	10	目薬(後半)	30	痔疾用薬(後半)
14	虫さされ②	34	スキンケア②	11	検査薬(前半)	31	鎮咳去痰薬(前半)
15	オーラルケア①	35	育毛・発毛①	12	検査薬(後半)	32	鎮咳去痰薬(後半)
16	オーラルケア②	36	育毛・発毛②	13	かぜ薬(前半)	33	禁煙補助薬(前半)
17	痔の症状①	37	水虫①	14	かぜ薬(後半)	34	禁煙補助薬(後半)
18	痔の症状②	38	水虫②	15	女性用薬・ハーブ医薬品(前半)	35	外用消炎鎮痛薬(前半)
19	咳①	39	爪から見える病気①	16	女性用薬・ハーブ医薬品(後半)	36	外用消炎鎮痛薬(後半)

○ヘルスケア実践セミナー	
1月	オーラルケア対策
2月	水虫対策
3月	アイケア対策
4月	禁煙対策
5月	香り・リラクゼーション対策
6月	セルフチェックと生活習慣病対策
7月	アンチエイジング・シルバー対策
8月	胃腸対策
9月	かぜ対策
10月	花粉症対策
11月	スキンケア対策
12月	ヘアケア対策

※学習月の内容を学びます

○症状・部位別医薬品通信研修は、テーマごとに病理・薬理・対処法や主な薬効を学習し、情報提供のために必要なポイントを学習します。
○ヘルスケア実践セミナーは、仕事で活かせる売場づくりや販売促進方法なども含めた内容を学習します。

※通信研修は、eラーニングと郵送通信の内容は、同一です。応用講座のカリキュラムは、継続します。

2) 集合研修

スケジュール(予定)	
80分	薬事行政情報
60分	医薬品販売業に係る法規と制度 (昼食 30分)
70分	専門家のための技術・知識① (休憩 10分)
70分	専門家のための技術・知識② (休憩 10分)
60分	専門家のための技術・知識③
20分	確認試験

終了 ※昼食は各自でご対応願います。

研修内容

- 薬事行政情報
リスク区分等の変更があった医薬品等、最新の情報について説明します。
- 医薬品販売業に係る法規と制度
最新の法規と制度について説明します。
- 専門家のための技術・知識①②③
専門家として実践力をつける知識を学習します。
- 確認試験
筆記による確認試験を行います。

※内容、スケジュールについては変更になる場合があります。

申込方法

1) 通信研修

※毎月20日を受付締切とし、翌日より開始できます。随時申込みを行っております。

・通信研修は研修用ホームページ(セルメブラザ: <http://www.selme.jp>)にて実施します。

2) 集合研修

1地区50名以上の参加希望者がいた場合に開催いたします。

・受講をご希望の方は、事務局までお問い合わせ下さい。

研修内容
問い合わせ先

日本チェーンドラッグストア協会 JACDS 勤務薬剤師会

〒222-0033 神奈川県横浜市港北区新横浜 2-5-10 楓第2ビル4F TEL:045-474-1311 FAX:045-474-2569

第24期生
(2016年12月生)
募集中

募集締切日1月5日まで延長

※お申込みをご希望の方は
お問い合わせ下さい

高齢化社会が求める新しい認定制度

— 予防・未病改善で、健やかな生活支援 —

漢方の知識で健康づくりをサポートします

漢方 アドバイザー

養成講座

漢方アドバイザーの目的

漢方アドバイザー認定制度は、東洋医学への関心が高まる中、漢方についての正しい知識を普及する人材を育成します。

新しい漢方の可能性について学び、一般生活者の正しくかつ効果的な漢方利用に貢献していくことを目的としています。

漢方アドバイザーは何ができるか

漢方の考え方や治療法などについて幅広く学習し、生活者の健康維持・増進、病気の予防や体質改善のアドバイスができるようになります。

また、症状別に多くの人に対応できる製剤化された漢方薬・サプリメントについてのアドバイスができるようになります。

漢方アドバイザーの狙い

予防・未病の改善を重点においている漢方の考え方は、セルフメディケーションの推進において、非常に有効と期待されています。

漢方の考え方や知識を習得し実践することは、体質改善、免疫能力の向上、健康増進や病気の予防や治療に効果をもたらします。これにより、高齢化社会が急速に進むわが国において、国民のさらなる健やかな生活を支援することを狙いとされています。

養成方法

通信教育、DVD学習

養成期間

10ヶ月

教材内容

テキスト：5分冊＋別冊1冊

DVD：1巻

添削問題：10回

認定方法

学科試験

受講料

会員企業価格

101,800円(税込)

募集締切

2017年1月5日

主なカリキュラム

漢方に関する基礎知識編

- ・ 中医薬学小史
- ・ 中医薬学基礎知識
- ・ 中医診断学概要
- ・ 中薬の基本知識(上)

漢方に関する実践知識編

- ・ 中薬の基本知識(下)
- ・ 常用中薬
- ・ 常用の方剤(上)
- ・ 常用の方剤(下)
- ・ 食物の医療・保健作用
- ・ 病気と中医弁証治療

(別冊：一般用漢方製剤の承認基準概要)

DVD

- ・ 漢方の世界「中医薬学基礎講座」

(編集・監修：国立北京中医薬大学)

受講・申込みの詳細については、パンフレットをご覧いただくか、各社の人事・教育部・HBCA養成講座担当者、またはヘルス・アンド・ビューティケア人材育成センターまでお問合せください。

JACDS

日本チェーンドラッグストア協会

ヘルス・アンド・ビューティケア人材育成センター

〒222-0033 神奈川県横浜市港北区新横浜2-5-10 楓第2ビル4F

Tel.045-478-5451 Fax.045-478-5461

E-mail : sec@jacds.gr.jp hp : http://www.jacds.gr.jp (日本チェーンドラッグストア協会)

E-mail : info@hbc-ctr.gr.jp hp : http://www.hbc-ctr.gr.jp (H&BC人材育成センター)

専門領域をさらに広げた人材として高く評価

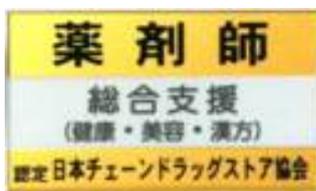
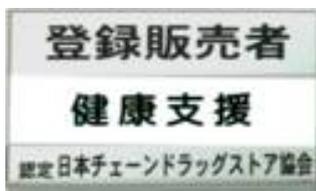
ダブルライセンス認定制度

これからのドラッグストアは、セルフメディケーションの推進のための知識や技術を習得し、生活者の生活をより健やかにするための人材が重要です。

JACDSでは、医薬品の専門家である薬剤師や登録販売者で各種アドバイザーを取得した方や、複数のアドバイザーを取得した方を、「ダブルライセンス認定者」として新しい認定名をつけ、生活者にアピールしています。

ぜひ、企業や店舗の成長に貢献する人材育成制度として、ご活用ください。

●認定者の方には新しい認定名のネームプレートを発行します（配布物1）



対象者と新しい認定名

●それぞれ取得したアドバイザーにより、専門領域の支援名をつけます

ヘルスケアアドバイザー	…	健康支援
ビューティケアアドバイザー	…	美容支援
ベビーケアアドバイザー	…	育児支援
漢方アドバイザー	…	漢方支援

(表①)

●薬剤師・登録販売者で1つのアドバイザーを取得した場合

	薬剤師	登録販売者
ヘルスケアアドバイザー取得	健康支援 薬剤師	健康支援 登録販売者
ビューティケアアドバイザー取得	美容支援 薬剤師	美容支援 登録販売者
ベビーケアアドバイザー取得	育児支援 薬剤師	育児支援 登録販売者
漢方アドバイザー取得	漢方支援 薬剤師	漢方支援 登録販売者

●薬剤師・登録販売者で複数のアドバイザーを取得した場合、アドバイザーが複数認定を受けた場合

総合支援（支援名）※1 + 資格・認定名※2

※1：支援名 → 取得したアドバイザーにより支援名をつけます。表①を参照ください。

※2：資格名・認定名 → 薬剤師、登録販売者、アドバイザー

例 ヘルスケアアドバイザーと漢方アドバイザーを持っている薬剤師

総合支援（健康・漢方）薬剤師

ビューティケアアドバイザーとベビーケアアドバイザーを持っているアドバイザー

総合支援（美容・育児）アドバイザー

より意欲の高い専門家としてダブルライセンス取得者を広くアピール

●お客様にダブルライセンスの方をアピールするポスター（配布物2）

より専門領域を広げたダブルライセンスの方を、紹介するポスターを作成。認定者に送付しますので、店頭でお客様にアピールしていただくため活用ください。

申込・手続き方法と認定者への配布物

●現在、認定者の方で、ダブルライセンス認定の対象者

登録内容の確認のため、申込用紙に必要事項を記入の上、事務局までお申し込み下さい。
ネームプレートとポスターを無料で発行します。（新規更新登録の場合は、更新料に含まれます）
申込用紙は、人材育成センターのHPに掲載していますので、ダウンロードして下さい。
または、お電話でお問い合わせください。

●認定者への配布物

◆1：ネームプレート（横6cm×縦3.5cm） ◆2：告知用ポスター（A3サイズ）

現在、未更新者の方

●過去にアドバイザーの認定を受け、認定期間中にポイントを達成できなかった方や更新手続きを行わなかった方は、現在「未更新者」となっており、ダブルライセンスの対象となっておりません。再認定のための条件を用意しておりますので、事務局までお問い合わせください。

●以前、1つだけアドバイザーを取得されていて現在未更新の方で、ダブルライセンスを目指したい方も、同様に救済策の対象となります。

- 【救済例】 ①問題・レポートでポイント達成を目指す
②認定試験を受験する、他

未更新期間や認定時の状況により、有料の場合もあります。
再認定の時は、登録費用は有料となります。

お問合せ先

JACDS ヘルス・アンド・ビューティケア人材育成センター

〒222-0033 横浜市港北区新横浜2-5-10 楓第2ビル4階

TEL. 045-478-5451 FAX.045-478-5461 e-mail info@hbc-ctr.gr.jp

H&BC 人材育成センター HP (<http://www.hbc-ctr.gr.jp>) E-mail info@hbc-ctr.gr.jp

2015年4月健康食品機能性表示制度スタート
健康食品（健康食品・一般食品）10兆円産業を実現する

健康食品市場創造研究会

わが国唯一の小売店舗連携の研究会

— 発足のご案内と会員募集 —

「健康食品市場創造研究会」の特徴

■小売業（スーパーマーケット、ドラッグストア）連携の唯一の研究会

米国でもそうであったように、健康食品、介護食品の新しいマーケット創造は、リアル店舗によって実現します。スーパーマーケット、ドラッグストアの企業や団体が参画した唯一の研究会です。

■国が食品の新産業創出戦略策定

国は、「健康寿命延伸産業の育成」（日本再興戦略）に基づき、機能性を持つ農林水産物を含めた、健康食品、一般食品・介護食品の新産業を育成するための、民間主導による新市場形成促進策を打ち出しました。

■小売業連携で、メーカー、卸、サポート企業が協働し健康食品市場を拡大する

リアル店舗で行われる新しい商品構成、販売方法、情報提供方法を構築し、それに適したメーカーや卸企業の商品開発や情報提供、チャンネル政策を行うことが極めて重要になります。

■健康食品（健康食品・一般食品）の新しい10兆円マーケット創造を実現する

わが国が進める「健康寿命延伸」を実現させるため、2015年4月より健康食品や一般食品の機能性表示が可能となる。10兆円の新しいマーケットが創造されると期待されています。

■健康食品・介護食品を市場拡大させ、製・配・販各社の新たな成長を実現する

マーケット創造を実現し、これに参画したスーパーマーケット、ドラッグストア、メーカー、卸（ベンダー）、サポート企業の成長につなげます。介護食品市場の拡大策もこの研究会で行います。

■取引する全ての製・配・販企業にボーダーレスなマーケットチャンスを実現する

この市場創造は、ドラッグストアやスーパーマーケット、関係するメーカー、卸（ベンダー）、サポート企業だけでなく、これらと取引する全ての企業のマーケットチャンスとなります。

**製・配・販が連携した10兆円マーケット創造に、
全てのドラッグストア、スーパーマーケット企業
および取引する全てのメーカー、卸、サポート企業は、ぜひご参加ください。**

主催

健康食品市場創造研究会

（運営責任者 宗像 守 / 運営協力事務局 ㈱日本リテイル研究所）

特別協力

一般社団法人 新日本スーパーマーケット協会 / 日本チェーンドラッグストア協会

協力

ドラッグストアMD研究会 / 一般社団法人 日本薬業研修センター / 株式会社 日本リテイル研究所

健康食品・一般食品、介護食品の新しいマーケットを創造し 健康食品・健康食材、在宅介護・高齢者食品 トータル10兆円産業化を実現する

2015年4月より 健康食品機能性表示制度がスタート

「食品の機能性表示」を国策で実施

- 国は高齢社会に「健康寿命延伸とセルフメディケーションの推進」を図るため、食品の機能性を活用した「健康食品機能性表示制度」を、2015年4月より実施する。
- これまでトクホと栄養機能食品以外の食品には、機能を表示することが不可だったが、今後は食品の持つ健康に良い機能性を、メーカー責任で表示が可能。

すべての食品に機能性表示が可能

- 機能性表示ができる食品の範囲は、薬剤の形状をしたサプリメントだけでなく、加工食品や生鮮食品にいたるまで、全ての食品に機能性を表示することが可能。

わが国でも健康食品・一般食品 10兆円マーケット創造を実現

- わが国においても、この新しい表示制度の導入により、10兆円規模の新しい巨大な食品マーケット（健康食品、一般食品）が創造されると考えられる。

市場創造拡大には、リアルな店舗が不可欠

- 新マーケットの創造や健康食品マーケットの拡大には、米国と同じくリアル店舗や小売企業の参加が不可欠。スーパーマーケットとドラッグストアがその主役に。
- また、米国のDSHEA同様の表示制度が日本において行われると、TPP加盟国の貿易自由化により、日本の優れた健康食品を大量に輸出することが可能となる。

アメリカにおけるDSHEA法の導入と 巨大な食品マーケットの創造

米国の同制度導入で、実店舗によるマーケット拡大を実現

- 米国では、日本で導入されるものと同様の制度（DSHEA法）が94年より導入され、健康食品（ダイエタリーサプリメント）のマーケットは4～5倍に拡大した。
- 米国でこのDSHEA法が導入される前は、無店舗販売が圧倒的に健康食品の販売を行っていたが、同法導入後は70%が実店舗の販売となった。実店舗によりマーケット拡大が実現したのである。

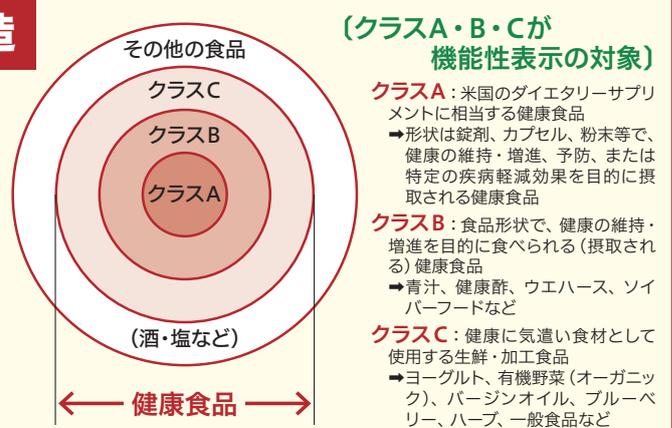
同制度導入でSM業界の新しい成長を創出

- この影響を受けて、一般食品に健康に良い食材（加工食品や生鮮食品）への新しいニーズが急拡大し、10兆円近い新しい一般食品マーケットが創造された。
- この米国民の健康に対する関心の高まりにより、ウォルマートのディスカウントに翻弄される米国SM業界の中で、「健康」をコンセプトとしたホールフーズやトレーダージョーズ、スプラウツなど多くのヘルシーSMが急成長したといわれている。



健康食品の3分類とマーケットの創造

- 「健康に関する食品」は、医薬品の形状をしているダイエタリーサプリメント（クラスA）、健康機能を期待して飲食するヘルスフード（食品・クラスB）、特に健康に良い成分が含まれているヘルシーフード（食材・クラスC）の3分類に分けることができる。
- 米国ではクラスA、B、Cいずれも巨大マーケットが創造され、わが国においてもクラスA、B、Cのトータルで、10兆円前後のマーケット創造が期待されている。
- 日本の健康食品機能性表示による、クラス（分野）別マーケット創造の可能性は、クラスAが2.5～3兆円、クラスBが1.5～2兆円、クラスCが4～5兆円、そして輸出が2兆円の巨大マーケットが創り出されるものと期待されている。



小売にとって 『健康食品を制するもの、小売業態を制す』
メーカー・卸にとって 『小売業態を制するもの、健康食品を制す』

※健康食品=クラスA・B・Cのいずれか 小売業態=ドラッグストア・スーパーマーケットのいずれか

健康食品(クラスA、クラスB、クラスC)と在宅介護食品における 健康・介護に寄与する食品マーケットを創造し、 製・配・販の新たな成長を実現する

安さや商品の差別化による競争力強化策では 総マーケット減少は止められない

総需要の減少と各社の競争力強化策

- 少子化、高齢化により既存の食品や医薬品のコモディティマーケットは確実に減少する。これまでと同じものを同じように販売しても、やがて経営は行き詰まる。
- SM企業の多くは、食材の品質やメニュー、ディスカウントに関心が高く、DgS企業の多くは、シェアの低い調剤や食品のマーケット奪取に関心が高いのが現状。
- 自由競争の中において他社や他業態にあるマーケットおよび売上げを、自社や自店が奪う戦術を行うことは、それぞれの各社の自由であり、当然の行為でもある。
- 人口増加による需要拡大の時や普及率の低いカテゴリにおいては、こうした競争戦術を行うと購入率や普及率が高まり、そのマーケットは拡大される。

競争策だけでは、業界の発展はない

- しかし、今日のような総需要の減少の時には、既に普及率の高い食品や医薬品カテゴリ分野において、こうした競争を行うだけではマーケット縮小の一途を辿るだけで拡大することはない。
- 同業態同士の熾烈な戦いにだけ終始すると、他業態の高い利便性や大手資本小売業の圧倒的な仕入れにより、大きなマーケットが奪われることになる。
- 競争力強化だけでは業界マーケットは縮小し、SMやDgSの継続的な発展は難しくなる。当然この影響は、取引するメーカー、卸企業も大きく受けることになる。

国も食品の新産業創出に向けて 全面的にバックアップ

健康食品の新産業創出に国がバックアップ

- 2014年5月に成立した「健康・医療戦略推進法」に基づく新「健康・医療戦略」では、「健康食品・介護食品・農林水産物等」をわが国の新たな産業の創出分野として明記し、機能性を持つ食品の普及・拡大に国を挙げてバックアップする方針を打ち出している。
- 産業界も、この流れを受け新マーケットを創造する、今が絶好の機会といえる。

在宅介護・高齢者食品のマーケット拡大策も取り扱う

- 農林水産省は、国が進めている施設介護から在宅介護へのシフトに向けて、在宅における介護食品の選び方を2014年11月に発表し、市場拡大に力を入れている。
- この施策により、現在150億円の在宅介護食(施設介護食は1000億円)が、今後は7000億円から1兆円市場に拡大されると予測。さらに介護食品の輸出も極めて有望。
- 経産省や農水省、厚労省などの指導を得て、ドラッグストア、スーパーマーケットが在宅介護食マーケットにどう対応しマーケット拡大を行うか、この研究会で取り扱い明らかにする。

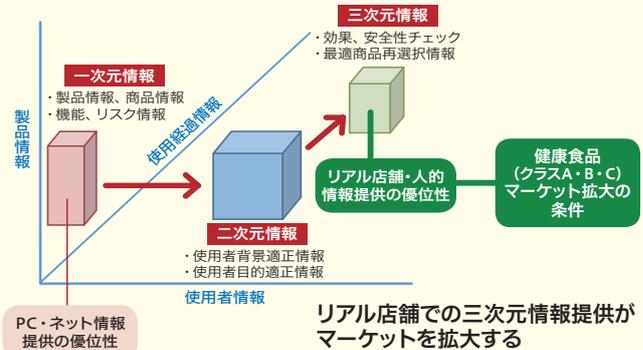
マーケット創造・拡大には リアル店舗の主体的参加が条件

リアル店舗の新しい販売方法がマーケットを拡大させる

- 米国でマーケット拡大を実現したのは、一人ひとりに合った商品選びのため、リアル店舗での情報提供を行ったことであった。わが国でもリアル店舗の主体的参加と情報提供が不可欠。
- 健康食品マーケット拡大には、リアル店舗が主体となった業界標準商品体系の構築、これに基づいた商品開発、販売方法の開発、業界をあげた製・配・販の連携が必要である。

一人ひとりに合った「三次元情報」を開発し提供

- 特に、重要になるのが店舗の販売者より提供される「三次元情報」である。期待される巨大マーケットの創造には、この一人ひとりに合った「三次元情報」の提供が必要である。
- 「三次元情報システム」およびこの情報活用に関する「販売担当者養成研修(eラーニング)」を会員企業(後援団体会員企業含む)に提供する。(会員に無料または低料金での提供を予定)



業界が連携し一丸となった取り組み 「新しいカテゴリに新しいマーケットが創造される」

新しいカテゴリを創造し、巨大マーケットを創出する

- 限界普及率にあるカテゴリにおいては、いくら安売りをしても消費数量が増えたり、総マーケットが拡大することはない。
- マーケット拡大には、単価のアップ策か新しいカテゴリ(生活、買い物、価値)を作り出すかになる。「健康食品機能性表示」および「在宅介護食品への取り組み」は、まさに新しいカテゴリの創造であり、ここに新しいマーケットが創出されるのである。
- SM業界にとっては、「健康な食生活」の新しいカテゴリ、DgS業界にとっては、「健康維持・予防生活」の新しいカテゴリの創造となり、どちらにも巨大マーケットが創出されると考えられる。

超高齢社会に寄与し、業界各社の成長を図る

- SM業界とDgS業界の「新カテゴリづくり」に共通するのは、国策の「健康寿命延伸」に基づく「セルフメディケーションの推進」への対応であり、社会的要請の実現なのである。
- 市場では競争関係にある、SM業界とDgS業界が連携するのは、それぞれの業界が力をあわせ巨大な「新しいカテゴリの新マーケット創造」を実現させ、それぞれの会員各社の継続的成長を図っていただく環境づくりを行うために必要なことなのである。

現在ライバルである業界や企業同士が力を合わせ、
新しいマーケットを創造し共に成長する環境をつくるのが、
この「健康食品市場創造研究会」なのです。

『健康食品市場創造研究会』の概要と入会のご案内

(運営責任者 宗像 守 / 運営協力事務局 (株)日本リテイル研究所)

■健康食品市場創造研究会の目的

1. 健康食品(クラスA・B・C)のマーケット創造を図り10兆円産業化を実現する
2. 小売店舗の効果的な健康食品販売体制をつくり、マーケット拡大を実現する
3. 製造メーカーにおいて、流通・店舗との連動を円滑にしかつ効果的な商品開発を図る
4. 効果的な健康食品・介護食品マーケットの育成と販売強化を図る製・配・販連携体制を確立する
5. 製・配・販の発展を通じて、我が国のセルフメディケーション推進に寄与する

■本研究会の特徴

- この「健康食品市場創造研究会」は、リアル店舗が主体的に参加しメーカー・卸企業と連携した、健康食品マーケットを創造する唯一の健康食品研究会である。
- 各分野の専門家により、健康に寄与する食品全般(クラスA・B・C)の業界標準商品体系、商品開発、商品構成、販売方法、情報提供システム、販売者養成の研究を行う。
- 健康食品マーケットを創造するリアル店舗の業務および手順、これにしっかり対応するための商品開発および情報提供内容、効果的な製・配・販の連携を会員に提供する。
- 在宅介護食品・高齢者食品のマーケット拡大のための商品開発、販売方法、情報提供方法の研究を行い、その研究内容と効果的な製・配・販の連携を会員に提供する。
- 日本チェーンドラッグストア協会、(社)新日本スーパーマーケット協会の正会員に、経産省および農水省、厚労省などの指導を得て構築した「情報提供システムの配信」と「販売者システム活用研修(eラーニング)」を提供する。(会員に無料または低料金での提供を予定)

■本研究会の活動内容

1. 業界標準商品体系、商品開発、店舗販売、情報提供、制度運用、その他の実施内容に関する研究を行う
2. 日本を代表する研究家を集結し、実施内容およびマーケット拡大の研究を行う
3. 分かりやすく、実行しやすい内容について、専門家による会員対象セミナーを実施する
4. 健康食品の開発や販売のリスク軽減策などの、専門家による相談やサポートを行う
5. その他、会員要望に対応した活動とサポートを実施する

■専門家による研究テーマおよび会員サポート内容

1. 業界標準商品体系の研究—これに基づいて商品開発および販売方法が連動
2. 商品体系に基づく商品開発の研究—エビデンスを表示、消費者庁届出、開発プロセスが明らかに
3. 商品体系に基づく商品政策、商品構成の研究—店舗における新しい商品構成が明らかに
4. 棚割り、プレゼンテーション、販売促進の研究—店舗における販売方法が明らかに
5. 販売方法および販売情報提供の研究—三次元情報提供のシステム化
6. 医薬品資格者および販売員の販売研修の研究—e-ラーニングによるマニュアルの修得
7. 法務相談対応の研究—法律的な問題と解決への対応
8. 健康被害救済制度の研究—製造メーカー、卸、小売店舗のリスク軽減策を図る

■定例研究セミナーの開催予定

分かりやすく、実行しやすい内容の専門家による会員対象セミナーを下記の予定で実施

◇上期(1月～6月):定例研究セミナー

- | | | |
|-----|----------------------------|------------|
| 第1回 | 健康食品市場拡大および育成、業界標準商品体系 | (2014年12月) |
| 第2回 | 健康食品の流通チャンネル政策、商品開発 | (2015年1月) |
| 第3回 | 商品政策および商品構成、商品陳列および棚割り | (2015年2月) |
| 第4回 | プレゼンテーションおよび販売促進、仕入および利益計画 | (2015年3月) |
| 第5回 | 三次元情報提供と情報提供システム、販売者育成と研修 | (2015年4月) |
| 第6回 | 法的対応とリスク軽減策、総括 | (2015年5月) |

◇下期定例研究セミナーは上期セミナー状況や実施状況より、セミナー内容と回数を決定し実施

■研究会の運営

1. 会員制 本研究会は会員制。
2. 運営方法 会員の年会費によって、専門家の研究活動、情報提供システム配信、販売者養成、テーマ別セミナー、会員サポート、ロビー活動などを行う。
3. 期間 1月～12月(1年間)※1年ごとの更新制。途中入会も受け付け可能。
4. 会員対象 健康食品(クラスA・B・C)に携わるすべての小売企業、メーカー、バンダー、ストアサポートの全ての企業が対象。
5. 事務局運営 日本リテイル研究所が全面的にバックアップして運営する。

■会費および入会方法

1. 年会費 1社 120,000円(税込) 一括払い ※製・配・販同額
◇定例セミナーに加え、テーマ別研究の参加、各種セミナー受講、出張セミナー、問い合わせ・相談、その他などが受けられる。
2. 入会(申し込み)方法
◇入会申込用紙に記入しFAXまたはホームページよりお申し込み下さい。
◇定例セミナー・参加者2名を登録し、継続的、体系的に習得していただく。(参加者の変更は可能。会員で3名以上のセミナー受講は、お一人2万円(12回分)で受講可能。参加者登録が必要)
3. 入金方法…年会費は下記口座にお振込み下さい。
銀行:みずほ銀行 新横浜支店
口座名義:健康食品市場創造研究会 口座番号:(普通)1664764

お問い合わせ先

健康食品市場創造研究会 事務局 担当:小林・森本

〒222-0033 神奈川県横浜市港北区新横浜2-5-10 楓第2ビル4階

TEL:045-474-2521 (NRKグループ・日本リテイル研究所) FAX:045-474-2520

Mail=kenshoku@jahi.jp URL=http://www.jahi.jp

FAX:045-474-2520 (ホームページからの申し込みも可能です)

健康食品市場創造研究会 入会申込書

■「健康食品市場創造研究会」に入会致します。

該当区分に○印をして下さい。

年会費 :1社12万円(税込)一括払い※製・配・販同額
(1年間 1月~12月末日まで)

※途中入会も可能です(詳細は事務局にお問い合わせ下さい)

小売業	メーカー	卸	ストアパートナー、他

参加登録 :セミナー参加者2名を登録(参加費は不要)

※3名以上のセミナー受講は、1名様2万円(12回分)で受講可能。(参加者登録が必要)

入金方法 :年会費は下記口座にお振込みください

銀行口座:みずほ銀行 新横浜支店 普)1664764

口座名義:健康食品市場創造研究会 (カナ:ケンコウショクヒンシジョウソウゾウケンキュウカイ)

■基本情報

申込日 年 月 日

(カナ) 企業名			
代表	役職		
	氏名カナ		
	氏名		
連絡担当	役職		
	氏名カナ		
	氏名		
住所	郵便番号	都道府県	
	住所		
TEL		FAX	
メールアドレス			

■定例セミナーの参加者登録合計人数 → 名

※セミナー参加が3名以上になる場合は、年会費に1名様2万円(税込)を加えてお振込みください。

■定例セミナーの参加者登録情報(2名まで記入可)※3名以上の場合は、コピーしてご記入ください。

1	部署・役職		2	部署・役職	
	氏名カナ			氏名カナ	
	氏名			氏名	

■事務局入力欄

No.	受付日	担当印	その他

【問い合わせ・連絡先】

健康食品市場創造研究会 事務局 担当; 小林・森本

〒222-0033 神奈川県横浜市港北区新横浜2-5-10 楓第2ビル4階

TEL:045-474-2521 (NRKグループ・日本リテイル研究所) Mail:kenshoku@jahi.jp URL:http://www.jahi.jp

一般財団法人 日本ヘルスケア協会

活動の紹介と入会のご案内

一般財団法人日本ヘルスケア協会は、超高齢社会における健康寿命延伸とヘルスケア産業育成の実現を目指す、ヘルスケアに関する有識者、産業、関係者が集まった民間唯一の団体です。

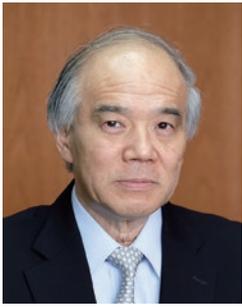
当協会は、ヘルスケア産業育成のために次の事業を実践します。

1. ヘルスケアに寄与する制度、社会システム、事業等の研究と政策建議、提言を実践します
2. ヘルスケア産業育成および事業推進に向けた事業連携と、実現のための支援活動を実践します
3. 社会的価値を有する、ヘルスケアに寄与する業界および企業活動への支援を実践します
4. ヘルスケア推進に寄与する制度や事業、システム等を生活者に啓発並びに普及推進するための活動を実践します
5. その他、ヘルスケアの推進および産業育成に関する事業を実践します



一般財団法人 日本ヘルスケア協会
Japan Association of Health care Initiative

■ ごあいさつ



一般財団法人
日本ヘルスケア協会
会長 **大西 隆**
(豊橋技術科学大学 学長
日本学術会議 会長)



一般財団法人
日本ヘルスケア協会
理事長 **松本 南海雄**
(株)マツモトキョシホールディ
ングス 代表取締役会長)

我が国の健康政策は、これまでの「生命寿命延伸医療政策」から「健康寿命延伸健康政策」への転換を図り、これを実現する「ヘルスケア産業」を育成する方針が出されました。

この政策を受け、各省庁および地方行政において様々な施策や検討が行われており、民間企業や団体においても多くのヘルスケアに寄与する事業が行われています。また、官民や産学が連携した、ヘルスケア推進団体も多く誕生しています。しかし、この政策に反発する反対勢力が強く、確実にヘルスケアに寄与する施策や事業、活動がほとんど実践できない状況にあります。

新しい政策や事業を実現するためには、そのための新しいロジックや枠組みなどの環境整備が不可欠ですが、それはまだ整っていない状況にあります。

そこで、健康寿命を延伸させるヘルスケア産業界の意見を政策に反映し、しかもその振興および推進を支援する第三者機関が熱望され、よりよい日本の社会づくりに貢献するために「一般財団法人日本ヘルスケア協会」を発足いたしました。

ヘルスケアに関する有識者、産業、関係者の多くの方々に、当協会活動にご参加いただきますようお願い申し上げます。

■ 日本ヘルスケア協会の目的——健康寿命延伸とヘルスケア産業の育成を図ります。

1) わが国のヘルスケアを実践する

新しいロジックの研究と実現環境を整備します

新しい政策を実施する場合には、これまでの政策との整合性と新政策が効果的かつ合理的に実践されるため、新しい論理や枠組みを構築し、その環境整備を行うことが不可欠である。当協会では新しい政策を実践するためのロジックや環境を整備する。

2) ヘルスケア産業育成と効果的かつ効率的実践を実現します

ヘルスケア推進を効果的かつ効率的に実践する様々な業界のヘルスケア産業を育成する。ヘルスケア産業育成の制度化や生産から流通、生活者への普及推進に関する支援活動を行う。

3) 健康寿命延伸を実現し、

現行の医療制度を維持させます

ヘルスケア産業がわが国の健康寿命延伸を実現し、高騰する医療費を抑制し、世界にも冠たる医療制度を維持する。これまでの医療や介護に従事する者にとっても、良好な仕事環境を実現する。

4) 社会制度に関する不安を解消し、国民の幸福に寄与します

こうした当協会の活動は、単に産業界の発展に寄与するだけでなく、わが国の高齢者および若い世代の社会保障の維持と将来不安を解消し、安心して暮らせる持続的な国民の幸福に寄与することが真の目的である。

■ 日本ヘルスケア協会の主な活動——強力な推進力・実践力を発揮します。

1) 研究、協議活動

ヘルスケア推進に関する①政策および施策、社会環境に関する研究、②産業、企業活動、サービスに関する研究、③生活者への啓発、普及、推進に関する研究、④その他の研究を行い、その実現のための協議を行います。

2) 建議・提案活動

ヘルスケア推進に寄与し社会的価値のある政策や施策、事業について、関係行政や関係機関にその実現に向けた建議や提言、提案を力強く行ってゆきます。

3) ロビー活動

制度や規制、事業推進などに関するヘルスケア推進の環境整備について、関係者に力強く働きかけ、問題の解決や新しい施策の実現を図ります。

4) 業界、事業連携活動

優れた政策や施策および各業界や企業のヘルスケア推進活動やサービスを、より効果的効率的に実現するために、関係する機関や業界、企業と連携を図ってまいります。

5) 啓発、普及推進活動

各業界や企業が提供する優れたヘルスケア推進活動やサービスについて、行政や業界、マスコミ等とも連携し、生活者への啓発と普及推進を行います。

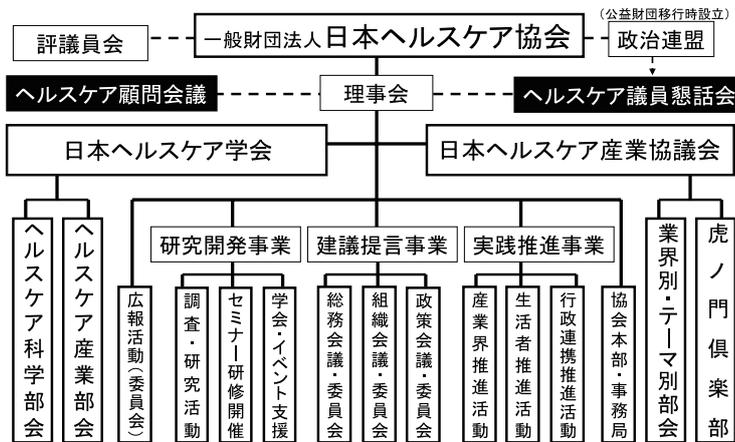
6) その他

学術大会や健康イベントの開催など、ヘルスケア推進およびヘルスケア産業育成の活動に力を入れてまいります。

■ 日本ヘルスケア協会と構成する組織の概要——ヘルスケア推進の唯一の組織です。

「一般財団法人日本ヘルスケア協会」組織概要

※2016年度4月現在、当協会は公益財団への移行を予定



○日本ヘルスケア学会 会長(2人制)



(一財)日本ヘルスケア協会 副会長
ヘルスケア産業部会 部会長
上原 征彦
(昭和女子大学現代ビジネス研究所
特命教授)



(一財)日本ヘルスケア協会 副会長
ヘルスケア科学部会 部会長
今西 信幸
(東京薬科大学 理事長)

○日本ヘルスケア産業協議会 会長



(一財)日本ヘルスケア協会 副会長
池野 隆光
(ウエルシアホールディングス(株)
代表取締役会長)

■ 基盤組織法人：一般財団法人 日本ヘルスケア協会

国民の健康寿命延伸とそれを支える産業の育成を図り、わが国の優れた医療制度を維持する諸活動を行う基盤組織が、一般財団法人 日本ヘルスケア協会です。

一般財団法人 日本ヘルスケア協会は、その組織を構成する「日本ヘルスケア産業協議会」および「日本ヘルスケア学会」の研究や検討の課題を受け、さらに「ヘルスケア顧問会議」「ヘルスケア議員懇話会」等からの支援を受け、実現のための政策提言・建議、業界・事業の連携、ヘルスケア推進に有益な制度、商品、サービス等の啓発・普及・推進活動を総合的に行う組織です。

■ 日本ヘルスケア協会の構成組織

◎ 日本ヘルスケア学会

わが国のヘルスケア推進に関する科学分野と産業分野のあり方について、現実的かつ臨牀的な論理と技術の研究を行い、独立性を保ちかつ客観的に、わが国の国民や国政、産業界に提言します。また、ヘルスケア産業の社会的価値およびレベルの向上のため、業界が行う事業の評価や提言を行い、さらに、国や行政が行っているまたは行おうとしている政策や制度を研究し、その提言や問題提起を行います。

日本ヘルスケア学会は、産業や制度を研究する「ヘルスケア産業部会」と予防や医療、介護、専門家等について研究する「ヘルスケア科学部会」からなります。

◎ 日本ヘルスケア産業協議会

ヘルスケア産業に関する各業界および研究機関が部会を構成し、さらに各部会に関係団体や関係企業が所属し、それぞれの業界や企業が有するヘルスケア活動を行うための問題や課題を解決する活動を行います。また、それぞれの業界や企業の事業については関係業界と連携し、さらに各業界の施策や企業の優れた商品、サービスを国民に広く啓発、普及、推進を図ります。

日本ヘルスケア産業協議会は、産業・業界別およびヘルスケア推進テーマ別に「部会」を設置し、各分野における問題や課題の解決を図るとともに各事業普及推進の活動を行います。また、ヘルスケアへの知識や経験を持つ方が集まる「虎ノ門倶楽部」を置き、これらの活動が実現するためのご協力をいただきます。

◎ ヘルスケア顧問会議

行政、学界、産業界、企業、有識者などの、トップクラスを経験し、政策的かつ実務的な見識と影響力を持つ方により組織された会議体です。日本ヘルスケア協会の活動が、社会的に有益でかつ継続的な事業活動になるように、ヘルスケア顧問会議からのヘルスケアの推進に関する様々な提案、意見、指導を受けて活動してまいります。

◎ ヘルスケア議員懇話会

ヘルスケア事業の推進には、規制緩和や事業推進環境の整備など様々な制度や施策が行われなければなりません。ヘルスケア議員懇話会において、こうした新しい制度や施策について検討し、その実現に向けたご意見をいただきます。現在、約20名の国会議員の先生により、ヘルスケア推進の活発な議論と実現のためのアドバイスをいただいております。

◎ 理事会、評議員会

理事会は、日本ヘルスケア協会の組織目的を達成するための、事業活動や運営に係る要件を決定する組織です。評議員会は、日本ヘルスケア協会の事業が、公益性の高い事業として健全に行われているかを評議する組織です。

※日本ヘルスケア学会および日本ヘルスケア産業協議会の部会、委員会、研究会において、独立した組織化や部会への昇格等を行う場合、その支援策を行います。

■ 会員のメリット——貴業界・貴社の問題・課題を解決します。

1) 各業界および企業の商品、サービスの推進に関する支援

ヘルスケア推進に寄与する各業界および各社の商品、サービスの普及や推進に関する内容を相談し、実現に向けたアドバイスや支援を得ることができます。

また、必要に応じて連携すべき業界や企業、有識者等の紹介も行います。(但し、販売先の斡旋、紹介は行いません)

2) 日本ヘルスケア産業協議会の部会への参加

(無料、複数部会の参加可能)

各業界や企業が、推進したいテーマについて、部会を通じて実現することができます。また、各業界や企業で抱えている問題の解決に向けて部会で協議し、その実現に必要な政策提言や関係業界・機関との連携、普及推進策を図ってゆきます。各部長の了承のもと複数の部会に参加することができます。また、簡単な所定の手続きにより新しい部会、委員会、研究会等の立ち上げ、設置も可能です。

3) 日本ヘルスケア学会の部会への参加

(無料、複数部会の参加可能)

日本ヘルスケア産業協議会の部会だけでなく、学術的研究のテーマについては、日本ヘルスケア学会の部会活動にも参加することができます。制度や産業育成、マーケティング等に関する研究は、ヘルスケア産業部会に参加いただきま

す。また、予防や医療、介護、専門家等に関する研究は、ヘルスケア科学部会に参加していただきます。各部長の了承のもと複数の部会に参加することができます。また、簡単な所定の手続きにより新しい部会、委員会、研究会等の立ち上げ、設置も可能です。

4) 協会の主催するイベント等に会員価格で参加

日本ヘルスケア協会および日本ヘルスケア産業協議会、日本ヘルスケア学会が主催するイベントやセミナー、学術大会等に会員価格で参加することができます。最新情報をいち早く知ることができ、ヘルスケアの研究や産業に携わる方の活動や仕事に大いに役立ちます。

5) 日本ヘルスケア協会の会員限定HPにアクセスが可能

会員限定ホームページにアクセスし、新制度や運用の最新情報や各部会での活動(会員公表分)、会員サービス情報などを入手することができます。また、各会員の持つ疑問や相談、要望についてもご連絡いただけます。迅速に誠意をもって対応いたします。

6) その他

限定出版物の会員価格での購入など、多くの会員サービス事業を増やしてまいります。会員の皆様の要望があればぜひお寄せください。

■ 入会申し込み要領

会員の種別(「虎ノ門倶楽部」は別に定めます)

- 1) 法人会員：本会の目的に賛同し、入会した法人(企業)
- 2) 個人会員：本会の目的に賛同し、入会した個人
- 3) 特別会員：本会の目的に賛同し、特別に入会を招聘された法人、個人
- 4) 登録協力団体会員：本会の目的に賛同し、登録した協力団体

年会費(入会金はありません)

- 1) 法人会員：一口10万円/年一口以上
- 2) 個人会員：3千円(人/年)
- 3) 特別会員：会費なし
- 4) 登録協力団体会員：会費なし
但し、登録協力団体会員からの活動費用賛助、活動協力はお受けいたします。ご協力ください。

備考

※会計年度は4月1日より翌年3月31日までですが、当面の間、会費を納入した翌月から12カ月分(1年間)を年会費とします。

※会費は理事会の決定により、変更される場合があります。会員には事前に連絡を行います。

※個人会員、特別会員、登録協力団体会員は、協議会および学会の各部会への参加を希望される場合、部会長の特別推薦、または招へいが必要などの制限がありますのでご了承ください。

■ 入会申し込み手順

- 1) 同封の「入会申込書」(申込書はホームページからもダウンロード可能)に必要事項を記入して、団体、法人内容のわかるもの(ご案内やパンフレットなど)を添えて、協会事務局まで郵送する。FAXまたはメールでも申込みが可能。
- 2) 会費を指定口座に振り込む。なお、請求書が必要な場合は、「入会申込書」送付時にその旨を記入する。
- 3) お振込み確認後、受領書並びに協会ホームページのID、パスワードなどを送信する。

■ お振込み先

● 振込み口座
みずほ銀行新横浜支店普通：1692873

● 振込み口座名
一般財団法人 日本ヘルスケア協会

※恐れ入りますが、振込み手数料はご負担願います。

一般財団法人 **日本ヘルスケア協会** Japan Association of Health care Initiative

(2015年11月設立)

(本部) 〒105-0001 東京都港区虎ノ門1丁目15-10 名和ビル3階
TEL03-5510-7274 FAX03-3504-8103 <http://www.jahi.jp> E-Mail: info@jahi.jp
(横浜事務所) 〒222-0033 神奈川県横浜市港北区新横浜2-5-10 楓第2ビル4階(NRKグループ内)
TEL045-474-2521 FAX045-474-2520

FAX:045-474-2520 または E-mail:info@jahi.jp

一般財団法人日本ヘルスケア協会(J A H I)入会申込書

私は、一般財団法人 日本ヘルスケア協会の趣旨に賛同し、入会を申し込みます。

①申込日と、該当する会員区分を、チェックしてください。

申込日 年 月 日

会員区分 法人会員 個人会員 (どちらか一方をしてください)

②法人会員にお申込みの方はA欄の太線枠内、個人会員にお申込みの方はB欄の太線枠内に、もれなくご記入ください。

【A欄】法人会員の申込み記入欄

法人情報	法人名	(フリガナ) 氏名		
	代表者	(フリガナ) 氏名	役職名	
	法人所在地 (連絡先)	〒		
	業種	TEL: FAX:		
連絡先情報	担当者	(フリガナ) 氏名	役職名	
	担当者所在地 (連絡先)	〒		
		TEL: FAX: E-mail:		
年会費 (一口10万円/年 一口以上) ※申込口数と合計金額を記入				請求書 (どちらかに○)
申込口数 → 口、合計金額(年会費) → 万円				必要 ・ 不要

【B欄】個人会員の申込み記入欄

本人情報	氏名	(フリガナ)	勤務先名 (学校名)	
	住所 (連絡先)	〒		
		TEL: FAX: E-mail:		
年会費	3千円(人/年)		請求書(どちらかに○)	必要 ・ 不要

(注) 1) 入会金はありません 2) 会計年度は4月1日より翌年3月31日まで

◆入会申し込み手順

(入会申込書はホームページからもダウンロードすることができます)

1. 入会申込書に必要事項を記入し、法人案内等を添えて協会事務局まで郵送 (FAXまたはメールでも可) する。
2. 会費を指定口座に振り込む。なお、請求書が必要な場合は、「入会申込書」送付時にその旨を記入する。
銀行口座：みずほ銀行 新横浜支店 (普通) 1692873 口座名義：一般財団法人日本ヘルスケア協会
※恐れ入りますが、振込手数料は御社でご負担願います。
3. お振込み確認後、受領書並びに協会ホームページのID、パスワードなどを送信する。

※事務局入力欄(何も記入しないでください)

・備考欄 会員 No.

--	--	--	--	--	--	--	--

受付	法人案内	入金			
/		/			

日本チェーンドラッグストア協会はそらぶちキッズキャンプ
を応援しております。

難病の子供のための診療所付き自然体験施設

そらぶちキッズキャンプ

難病の子供たちへの 応援募金ありがとうございました！

平成28年度（平成28年4月～平成28年9月）募金額のご報告

募金額合計 824万3,822円

平成28年10月30日現在

平成28年度そらぶちキッズキャンプ上期活動報告

計10回のキャンプを計画し、夏季は7回のキャンプを実施、145人の子どもと家族がキャンプに参加しました。

8月20日には北海道滝川市のそらぶちキッズキャップ場で行われた寄附金贈呈式で当協会の社会貢献委員会 富山睦浩委員長から、平成27年度にドラッグストア会員企業の各店舗で集めた募金1,500万円をそらぶちキッズキャンプに寄付いたしました。

「キャンプ参加者(保護者)の感想」

○普段生活に制限があるので大自然の中で過ごしたキャンプは羽ばたいた様な気持ちだったと思います。これから親として、出来ることをどんどんさせたいと思いました。

○人工呼吸器をつけた私の子どもが、まさか馬の背中に乗って移動できると思ってもみなかった。本人も嬉しそうでした。親子ともども、あきらめていたことが出来て、自信になった。

冬季は、2017年1月と2月に雪の中でのキャンプを予定、現在準備を進めています。

- ・1/27(金)～1/30(月) 小児外科系疾患の子どもと家族が参加するキャンプ
- ・2/17(金)～2/20(月) 小児がんとたたかう子どもと家族が参加するキャンプ

そらぶちキッズキャンプについて

・そらぶちキッズキャンプは北海道滝川市で日本国内に約20万人いるといわれている小児がんや心臓病などの難病とたたかう子どもたち。「そらぶちキッズキャンプ」は医療施設を完備し、特別に配慮されたキャンプ施設や自然体験プログラムを設けた、子どもたちの夢のキャンプを創っています。

詳しい内容は下記ホームページをご覧ください。

<http://www.solaputi.jp/what/index.html>



見晴らしの丘に登った
人工呼吸器をつけた
子どもと家族



サマーキャンプ集合写真

○お知らせ

故・ポールニューマンが設立した難病児国際キャンプ団体シリアスファン・チルドレンズネットワークの正会員として加盟が承認されました。世界基準の安全性とサービスの質を持った医療ケア付キャンプ場(東アジア初)として、今後でもできる限り多くの子どもたちや家族にプレゼントするため、様々な努力を続けていきます。今後とも難病とたたかう子どもの「外で遊びたい」という夢の実現 ※詳しくはそらぶちキッズキャンプHP参照

JACDS

日本チェーンドラッグストア協会

日本チェーンドラッグストア協会

〒222-0033 神奈川県横浜市港北区新横浜2-5-10 楓第二ビル四階

TEL: 045-474-1311 / FAX: 045-474-2569

<http://www.jacds.gr.jp>

行政・団体からのお知らせ

次ページ以降に各項目の該当資料を収載しています。

【厚生労働省】

1. 「薬局ヒヤリ・ハット事例収集・分析事業 第15回集計報告」の周知について—(11月8日)

平成28年1月～6月までに報告のあったヒヤリ・ハット事例の報告がまとまりました。日本医療機能評価機構のホームページに掲載されていますので、ご覧下さい。同様事例の再発防止に努めていただきますよう、よろしくお願い致します。

URL: <http://www.yakkyoku-hiyari.jcqh.or.jp/contents/report/index.html>

【資料:後頁2ページ分あり】

2. 医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドラインの一部改正について—(12月1日)

ガイドラインの一部改正がなされた連絡です。一度、目を通していただくよう、お願いします。

【資料:後頁3ページ分あり】

【別添1】[新旧対照表](#)

【別添2】[医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン](#)

はリンクをクリックしてご覧下さい。

3. 改正障害者雇用促進法が施行されました—(12月9日)

本年4月から施行されている内容です。ご対応のほど、よろしくお願い致します。

【資料:後頁7ページ分あり】

【経済産業省】

4. ドラッグストア販売統計月報について—経済産業省(9月分)

ドラッグストア販売統計月報(確定版)の本年の9月分がアップされていますのでお知らせします。対象となっている企業様には引き続き販売等のデータ提供をよろしくお願い申し上げます。

【資料:後頁15ページ分あり】

5. 東日本大震災からの復興に向けた福島県産品の販売促進について—(11月18日)

これまで以上のご尽力をお願いします。

【資料:後頁2ページ分あり】

6. IoT推進ラボ 第4回開催のご案内について—(11月28日)

ビジネスマッチングイベントの案相が届きました。テーマは、フィンテック、教育、農業の3つです。イベント参加の流れなどは後頁をご覧下さい。

【資料:後頁1ページ分あり】

【農林水産省】**7. 高病原性鳥インフルエンザに関する正しい知識の普及等について—(11月28日、29日)**

28日には青森県の、翌29日には新潟県で鳥インフルエンザの疑似患畜が確認されたことに合わせて、正しい知識の周知が言われています。よろしくお願いします。

【資料:後頁5ページ分あり】

8. 企業従業員等に対するマイナンバー(社会保障・税番号)制度の周知・広報について(依頼)

年末、年度末を迎え、マイナンバー制度の周知・広報の依頼が届きました。よろしくお願いします。

【資料:後頁16ページ分あり】

【消費者庁】**9. 店舗・商業施設での買い物中の安全について(要請)—(12月7日)**

年末年始で買い物が増える季節であり、消費者が安全に買い物できるよう、いつも以上に配慮していただきますよう、よろしくお願いします。

【資料:後頁1ページ分あり・消費者庁のホームページ・ニュースリリースをご覧ください】

【各団体から】**・公益社団法人全国産業廃棄物連合会****10. 産業廃棄物処理業〔廃棄食品 肥料化〕／産業廃棄物処理業〔廃棄食品 飼料化〕実地確認チェックリストの策定について —(11月10日)**

公益社団法人全国産業廃棄物連合会が、チェックリストを策定したので、活用してほしいとの連絡が届きました。内容を確認していただき、出来る範囲での活用をお願いします。ダウンロードのアドレスも載っています。

【資料:後頁5ページ分あり】

・一般社団法人 上田薬剤師会**11. 平成28年度 薬剤師生涯教育推進事業実施の広報について(ご依頼)について**

—(11月28日)

上田薬剤師会から周知依頼がありました。薬剤師の生涯教育推進事業です。条件などもありますので、内容をよくお読みいただき、希望される薬剤師がありましたら、お申込み下さい。よろしくお願いします。

【資料:後頁3ページ分あり】

・独立行政法人国民生活センター**12. 「医療機関ネットワークにみる店舗用ショッピングカートでの子どもの事故**

—転落時の頭部損傷のリスクが高く、危険です！—」について(要望)

注意喚起とともに、事故防止機能・機構を備えたショッピングカートの導入などの事故防止対策の一層の充実をお願いします。報道発表資料は http://www.kokusen.go.jp/pdf/n-20161207_1.pdf をご覧ください

【資料:後頁2ページ分あり】

・日本一般用医薬品連合会**13. セルフメディケーション税制施行に向けた普及啓発等のお願い**

1月1日のスタートを前に、マニュアル、ポスター、チラシなどを活用いただき、普及啓発をお願いする文書が届きましたので、掲載します。よろしくお願いします。

【資料:後頁1ページ分あり】

薬生総発1108第2号
薬生安発1108第6号
平成28年11月8日

日本チェーンドラッグストア協会 会長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局総務課長
(公 印 省 略)

厚生労働省医薬・生活衛生局安全対策課長
(公 印 省 略)

「薬局ヒヤリ・ハット事例収集・分析事業 第15回集計報告」の周知について

医薬行政の推進につきましては、平素から格別の御高配を賜り厚く御礼申し上げます。

薬局ヒヤリ・ハット事例収集・分析事業は、公益財団法人日本医療機能評価機構による厚生労働省補助事業であり、平成21年4月より、薬局から報告されたヒヤリ・ハット事例等を収集、分析し提供しています。この事業は、医療安全対策に有用な情報について、薬局間で広く共有するとともに、国民に対して情報を提供し、医療安全対策の一層の推進を図ることを目的として実施されています。

この度、同機構より、平成28年1月から6月までに報告のあったヒヤリ・ハット事例の報告を取りまとめた「薬局ヒヤリ・ハット事例収集・分析事業 第15回集計報告」が公表されました。この報告は、同機構から各都道府県知事、各保健所設置市及び各特別区長宛に送付されており、同機構のホームページにも掲載されています (<http://www.yakkyoku-hiyari.jcqh.or.jp/>)。

貴職におかれましては、同様の事例の再発防止のために内容を確認の上、関係者に対して周知方お願いいたします。

薬生総発1108第5号

薬生安発1108第3号

平成28年11月8日

日本チェーンドラッグストア協会 会長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局総務課長

(公 印 省 略)

厚生労働省医薬・生活衛生局安全対策課長

(公 印 省 略)

「薬局ヒヤリ・ハット事例収集・分析事業 平成27年年報」の周知について

医薬行政の推進につきましては、平素から格別の御高配を賜り厚く御礼申し上げます。

薬局ヒヤリ・ハット事例収集・分析事業は、公益財団法人日本医療機能評価機構による厚生労働省補助事業であり、平成21年4月より、薬局から報告されたヒヤリ・ハット事例等を収集、分析し提供しています。この事業は、医療安全対策に有用な情報について、薬局間で広く共有するとともに、国民に対して情報を提供し、医療安全対策の一層の推進を図ることを目的として実施されています。

この度、同機構より、平成27年1月から12月までに報告されたヒヤリ・ハット事例を収集し分析を行った「薬局ヒヤリ・ハット事例収集・分析事業 平成27年年報」が公表されました。この年報は、同機構から各都道府県知事、各保健所設置市及び各特別区長宛に送付されており、同機構のホームページにも掲載されています (<http://www.yakkyoku-hiyari.jcqh.or.jp/>)。

貴職におかれましては、同様の事例の再発防止のために内容を確認の上、関係者に対して周知方お願いいたします。

薬生発 1201 第 2 号

平成 28 年 12 月 1 日

日本チェーンドラッグストア協会 会長殿

厚生労働省医薬・生活衛生局長

(公 印 省 略)

医療・介護関係事業者における個人情報適切な取扱いのための
ガイドラインの一部改正について（通知）

標記につきまして、別紙のとおり各都道府県知事あてに通知しましたので、御
了知いただくとともに、傘下会員に対する周知方よろしくお取り計らい願います。

医政発 1201 第 5 号
薬生発 1201 第 1 号
老発 1201 第 1 号
平成 28 年 12 月 1 日

各都道府県知事殿

厚生労働省医政局長
(公 印 省 略)
厚生労働省医薬・生活衛生局長
(公 印 省 略)
厚生労働省老健局長
(公 印 省 略)

医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのための
ガイドラインの一部改正について (通知)

医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いを支援するために、医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン(平成16年12月24日付け医政発第1224001号・薬食発第1224002号・老発第1224002号厚生労働省医政局長・医薬食品局長・老健局長通知別添。以下「ガイドライン」という。)を作成し、その周知を図っているところです。

今般、個人情報の保護を政府として総合的かつ一体的に推進する観点から内閣府が平成20年7月に定めた個人情報保護に関する「ガイドラインの共通化の考え方について」(平成20年7月内閣府)が平成26年11月に改正されたことを受け、ガイドラインの一部を下記のとおり改正しましたので、貴職におかれましては、貴管内の関係機関・関係団体等に対する周知・指導等よろしくお取り計らい願います。



記

1 ガイドラインの一部改正について

ガイドラインについて、別添1の新旧対照表のとおり一部改正を行い、別添2のとおりとすること。

2 改正の概要

(1) 個人情報の適正な取得

個人情報の適正な取得を行う観点から、ガイドラインの「Ⅲ. 医療・介護関係事業者の義務等」の「3. 個人情報の適正な取得、個人データ内容の正確性の確保」中の【その他の事項】に、第三者からの提供により個人情報を取得する場合には、提供元の個人情報保護法の遵守状況を確認するとともに、実際に取得する際には当該個人情報の取得方法等を確認するよう努めなければならない旨を新たに記載する。

(2) 安全管理の強化

個人情報の安全管理の強化の観点から、ガイドラインの「Ⅲ. 医療・介護関係事業者の義務等」の「4. 安全管理措置、従業者の監督及び委託先の監督」の「(2) 安全管理措置として考えられる事項」において示している参考となる取組に、次の点の追加等を行う。

- ・個人情報保護推進のための組織体制等の整備
- ・物理的安全管理措置
- ・技術的安全管理措置

(3) 委託先の監督強化

委託先の監督の強化の観点から、ガイドラインの「Ⅲ. 医療・介護関係事業者の義務等」の「4. 安全管理措置、従業者の監督及び委託先の監督」の「(3) 業務を委託する場合の取扱い」において示している、個人データの取扱を外部委託する際の留意すべき事項について、次の点の追加等を行う。

- ・委託先事業者の安全管理措置の確認
- ・再委託の可否及び文書による事前報告又は承認手続
- ・受託者の再委託先に対する監督

(4) その他、ガイドラインに記載された法令名の修正や記録例を網羅的記載から例示に改める等、所要の改正を行う。

日本チェーン・ドラッグストア協会 御中

拝 啓

時下、益々御清祥のこととお慶び申し上げます。

職業安定行政の運営につきまして、平素から格別の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、本年4月1日に、障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律が施行され、募集・採用、賃金、配置、昇進、教育訓練等の雇用のあらゆる局面で、障害者であることを理由とする差別的取扱いの禁止、及び合理的な配慮の提供が事業主の義務付けされました。

障害の有無に関わらず、誰もが自らの力を発揮できる「全員参加型社会」の実現に向けて、障害者が差別されることなく、職場に適用し、有する能力を十分に発揮できるようにするためには、事業主の皆様の理解を得ることが必要です。このため、厚生労働省としましては、この着実な実施に向け、積極的な周知を進めているところです。

貴団体傘下各企業向けの会報誌や研修会等の場におきまして、制度の周知に御協力いただけます場合は、厚生労働省より説明等を行うことも可能でございます。必要な際は、御一報いただけますと幸甚です。

なお、貴団体におかれましては、改正法の趣旨を十分御理解の上、貴団体傘下各企業において、障害者への就職機会の確保、雇用する障害者と障害者でない人の均等な待遇の確保及び合理的な配慮の提供に向けた取組が一層推進されますよう、引き続き、格段の御配慮を賜りますことをお願い申し上げます。

末筆ながら、貴団体及び傘下各企業の益々の御発展をお祈り申し上げます。

敬具

平成28年12月9日

厚生労働省職業安定部雇用開発部障害者雇用対策課長
(担当：雇用援助第二係 03-5253-1111 (内5344))

雇用の分野で 障害者に対する差別が禁止され、 合理的な配慮の提供が義務となりました

●改正障害者雇用促進法が施行されました

「障害者の雇用の促進等に関する法律」が改正され、平成28年4月1日に施行されました。

改正のポイント

①雇用の分野での障害者差別の禁止

障害者であることを理由とした障害のない人との不当な差別的取扱いが禁止されています。

②雇用の分野での合理的配慮の提供義務

障害者に対する合理的配慮の提供が義務付けられています。

③相談体制の整備・苦情処理、紛争解決の援助

障害者からの相談に対応する体制の整備が義務付けられています。
障害者からの苦情を自主的に解決することが努力義務とされています。

対象となる事業主の範囲は、

事業所の規模・業種に関わらず、すべての事業主が対象となります。

対象となる障害者は、

- ・ 障害者手帳を持っている方に限定されません。
- ・ 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む）その他の心身の機能に障害があるため、長期にわたり職業生活に相当の制限を受け、または職業生活を営むことが著しく困難な方が対象となります。

募集・採用、賃金、配置、昇進、教育訓練などの雇用に関するあらゆる局面で、

- ・ 障害者であることを理由に障害者を排除すること
- ・ 障害者に対してのみ不利な条件を設けること
- ・ 障害のない人を優先すること

は障害者であることを理由とする差別に該当し、禁止されています。

<募集・採用時の差別の例>

- ◆ 単に「障害者だから」という理由で、求人への応募を認めないこと
- ※ 特例子会社を設置している親会社で求人募集を行う場合や、障害者のみを対象とする求人募集を行っている事業所において、別に求人募集を行う場合であっても、全ての求人において、障害者だからという理由で障害者の応募を受け付けないことは禁止される差別に該当します。
- ◆ 業務遂行上必要でない条件を付けて、障害者を排除すること
- ※ 障害者のみ一定の資格等を応募の要件とすることも禁止される差別に該当します。

<採用後の差別の例>

- ◆ 労働能力などを適正に評価することなく、単に「障害者だから」という理由で、異なる取扱いをすること
- ※ 単に障害者であることを理由として、昇進の対象としない、特定の職務を割り当てる（割り当てない）、雇用形態を変更する、障害者のみを退職の勧奨対象とすることなどが禁止される差別に該当します。

<禁止される差別に該当しない場合>

- ◇ 積極的な差別是正措置として、障害者を有利に取り扱うこと
例：障害者のみを対象とする求人（いわゆる障害者専用求人）
- ◇ 合理的配慮を提供し、労働能力などを適正に評価した結果として障害者でない人と異なる取扱いをすること
例：障害者でない労働者の能力が障害者である労働者に比べて優れている場合に、評価が優れている障害のない労働者を昇進させること
- ◇ 合理的配慮に応じた措置をとること
(その結果として、障害者でない人と異なる取扱いとなること)
例：研修内容を理解できるよう、合理的配慮として障害者のみ独自メニューの研修をすることなど

合理的配慮とは、

- ・ 募集及び採用時においては、障害者と障害者でない人との均等な機会を確保するための措置
 - ・ 採用後においては、障害者と障害者でない人の均等な待遇の確保または障害者の能力の有効な発揮の支障となっている事情を改善するための措置
- のことをいいます。

障害の種類によっては、見た目だけではどのような支障があり、どのような配慮が必要なかわからない場合があります。また、障害部位・等級が同じ場合であっても、障害者一人ひとりの状態や職場環境などによって、求められる配慮は異なり、多様で個別性が高いものである点に留意が必要です。

具体的にどのような措置をとるかについては、障害者と事業主とでよく話し合った上で決めていただく必要があります。

● 募集・採用時の合理的配慮のための手順

障害者から事業主に対して、支障となっている事情や必要な配慮を申し出ていただきます。申し出を受けた場合は、どのような合理的配慮を提供するかを当該障害者と事業主の間でよく話し合ってください。

● 採用後の合理的配慮のための手順

1. 配慮を必要としている障害者の把握・確認

労働者本人からの申し出の有無に関わらず、事業主から障害者に対して、職場で支障となっている事情の有無を確認してください。全従業員への一斉メール送信、書類の配付、社内報等の画一的な手段により、合理的配慮の提供の申し出を呼びかけることが基本となります。

2. 必要な配慮に関する話し合い

障害者本人から、障害の状況や職場で支障となっている事項、配慮事項への意向を確認することが必要です。障害者本人の意向が十分に確認できない等の場合は、障害者の家族や支援機関の担当者等から、支障となっている事項やその対処方法についての意見を聞くことも有効です。

3. 合理的配慮の確定

障害者の意向を十分に尊重しつつ、提供する合理的配慮を決め、障害者本人に伝えます。その際、障害者が希望する措置が過重な負担（※ P4）であり、より提供しやすい措置を講じることとした場合は、その理由を障害者本人に説明いただく必要があります。

4. 職場内での意識啓発・説明

障害者が職場に適応し、有する能力を十分に発揮できるよう、一緒に働く上司や同僚に、障害の特性と配慮事項を理解してもらえるように職場内での意識啓発が必要です。

なお、説明に当たっては、障害者本人の意向を踏まえ、説明内容や説明する対象者の範囲等について、障害者本人と十分に打ち合わせしておくことが肝要です。

● 必要な配慮について話し合う際の参考例

どのような配慮が必要か話し合うに当たっては、障害特性や状況等を踏まえ、例えば次のような観点から進めることができます。

<参考例>

- ・就業時間・休暇等の労働条件面での配慮が必要か
- ・障害の種類や程度に応じた職場環境の改善や安全管理がなされているか
- ・職務内容の配慮・工夫が必要か
- ・職場における指導方法やコミュニケーション方法の工夫ができないか
- ・相談員や専門家の配置または外部機関との連携方法はどうか
- ・業務遂行のために必要な教育訓練は実施されているか など

● 合理的配慮の具体例

<募集・採用時の合理的配慮の例>

- ◆視覚障害がある方に対し、点字や音声などで採用試験を行うこと
- ◆聴覚・言語障害がある方に対し、筆談などで面接を行うこと

<採用後の合理的配慮の例>

- ◆肢体不自由がある方に対し、机の高さを調節することなど作業を可能にする工夫を行うこと
- ◆知的障害がある方に対し、図などを活用した業務マニュアルを作成したり、業務指示は内容を明確にしてひとつずつ行ったりするなど作業手順を分かりやすく示すこと
- ◆精神障害がある方などに対し、出退勤時刻・休暇・休憩に関し、通院・体調に配慮すること

事業主が障害のある労働者に合理的配慮を提供する際に、参考となる事例を紹介しております。

- 「合理的配慮指針事例集」厚生労働省ホームページに掲載中
(URL:http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/shougaihakoyou/shougai_h25/index.html)
- 「障害者雇用事例リファレンスサービス」(独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構)
(URL:<http://www.ref.jeed.or.jp/>)

● 過重な負担

合理的配慮は「過重な負担」にならない範囲で事業主に講じていただくものであり、合理的配慮の提供義務については、事業主に対して「過重な負担」を及ぼすこととなる場合は除くこととしています。

過重な負担は、以下の6つの要素を総合的に勘案し、個別に判断します。

- | | | |
|--------------|----------|----------|
| ①事業活動への影響の程度 | ②実現困難度 | ③費用負担の程度 |
| ④企業の規模 | ⑤企業の財務状況 | ⑥公的支援の有無 |

3 相談体制の整備・苦情処理、紛争解決の援助

● 相談体制の整備

事業主は、障害者からの相談に適切に対応するために、相談窓口の設置などの相談体制の整備が義務づけられています。

<相談体制の整備その他の雇用管理上必要な措置>

- ◆相談窓口をあらかじめ定め、労働者に周知すること
- ◆相談者のプライバシーを保護するために必要な措置をとること
- ◆相談したことを理由とする不利益な取扱いを禁止し、労働者にその周知・啓発をすること
(例：就業規則、社内報、パンフレット、社内ホームページなどで規定する) など

● 苦情の処理

事業主は、障害者に対する差別禁止や合理的配慮の提供に関する事項について、障害者からの苦情を自主的に解決することが努力義務とされています。

● 紛争解決の援助制度

障害のある労働者と事業主の話し合いによる自主的な解決が難しい場合における紛争解決を援助する仕組みが整備されています。お困りの際は、都道府県労働局職業安定部にご相談ください。

- ①都道府県労働局長による助言、指導または勧告
- ②第三者による調停制度



解決しない場合

都道府県労働局 職業安定部に相談

簡単な手続きで、
迅速に行政機関に
解決してもらいたい場合

都道府県労働局長
による助言・指導・勧告

公平、中立性の高い第三者機関に
援助してもらいたい場合

障害者雇用調停会議
による調停

全国の都道府県労働局一覧 (2016年4月現在)

都道府県労働局	所在地	電話番号	都道府県労働局	所在地	電話番号
北海道	札幌市北区北8条西2丁目1番1号 札幌第1合同庁舎3階	011-709-2311	滋賀県	大津市梅林1丁目3番10号 滋賀ビル3階	077-526-8686
青森県	青森市新町2-4-25 青森合同庁舎7階	017-721-2003	京都府	京都市中京区両替町通御池上ル 金吹町451	075-275-5424
岩手県	盛岡市盛岡駅西通1丁目9番15号 盛岡第2合同庁舎5階	019-604-3005	大阪府	大阪市中央区常盤町1丁目3番8号 中央大通FNビル21階	06-4790-6310
宮城県	仙台市宮城野区鉄砲町1番地 仙台第4合同庁舎	022-299-8062	兵庫県	神戸市中央区東川崎町1丁目1番3号 神戸クリスタルタワー14階	078-367-0810
秋田県	秋田市山王3丁目1番7号 東カンビル5階	018-883-0010	奈良県	奈良市法蓮町387 奈良第3地方合同庁舎	0742-32-0209
山形県	山形市香澄町3丁目2番1号 山交ビル3階	023-626-6101	和歌山県	和歌山市黒田二丁目3-3 和歌山労働総合庁舎5階	073-488-1161
福島県	福島市霞町1-46 福島合同庁舎4階	024-529-5409	鳥取県	鳥取市富安2丁目89-9	0857-29-1708
茨城県	水戸市宮町1-8-31 茨城労働総合庁舎7階	029-224-6219	島根県	松江市向島町134番10 松江地方合同庁舎5階	0852-20-7020
栃木県	宇都宮市明保野町1-4 宇都宮第2地方合同庁舎2階	028-610-3557	岡山県	岡山市北区下石井1丁目4番1号 岡山第2合同庁舎	086-801-5107
群馬県	前橋市大渡町1-10-7 群馬県公社総合ビル8階	027-210-5008	広島県	広島市中区八丁堀5番7号 広島KSビル4階	082-502-7832
埼玉県	さいたま市中央区新都心11番地2 明治安田生命さいたま新都心ビル14階	048-600-6209	山口県	山口市中河原町6番16号 山口地方合同庁舎2号館	083-995-0383
千葉県	千葉市中央区中央4丁目11番1号 千葉第2地方合同庁舎	043-221-4391	徳島県	徳島市徳島町城内6番地6 徳島地方合同庁舎4階	088-611-5387
東京都	千代田区九段南1丁目2番1号 九段第3合同庁舎12階	03-3512-1664	香川県	高松市サンポート3番33号 高松サンポート合同庁舎3階	087-811-8923
神奈川県	横浜市中区尾上町5-77-2 馬車道ウエストビル3階	045-650-2801	愛媛県	松山市若草町4番地3 松山若草合同庁舎5階	089-941-2940
新潟県	新潟市中央区美咲町1-2-1 新潟美咲合同庁舎2号館	025-288-3508	高知県	高知市南金田1番39号	088-885-6052
富山県	富山市神通本町1-5-5 富山労働総合庁舎6階	076-432-2793	福岡県	福岡市博多区博多駅東2丁目11番1号 福岡合同庁舎新館6階	092-434-9807
石川県	金沢市西念3丁目4番1号 金沢駅西合同庁舎5-6階	076-265-4428	佐賀県	佐賀市駅前中央3丁目3番20号 佐賀第2合同庁舎6階	0952-32-7217
福井県	福井市春山1丁目1番54号 福井春山合同庁舎9階	0776-26-8613	長崎県	長崎市万才町7-1 住友生命長崎ビル6階	095-801-0042
山梨県	甲府市丸の内1-1-11	055-225-2858	熊本県	熊本市西区春日2-10-1 熊本地方合同庁舎A棟9階	096-211-1704
長野県	長野市中御所1丁目22-1	026-226-0866	大分県	大分市東春日町17番20号 大分第2ソフィアプラザビル3階	097-535-2090
岐阜県	岐阜市金竜町5丁目13番地 岐阜合同庁舎4階	058-245-1314	宮崎県	宮崎市橘通東3丁目1番22号 宮崎合同庁舎5階	0985-38-8824
静岡県	静岡市葵区追手町9番50号 静岡地方合同庁舎5階	054-271-9970	鹿児島県	鹿児島市西千石町1番1号 鹿児島西千石第一生命ビル1-3階	099-219-8712
愛知県	名古屋市中区栄2丁目3番1号 名古屋広小路ビルディング15階	052-219-5507	沖縄県	那覇市おもろまち2丁目1番1号 那覇第2地方合同庁舎(1号館)3階	098-868-3701
三重県	津市島崎町327番2 津第二地方合同庁舎3階	059-226-2306			

商業動態統計月報

Monthly Report on the Current Survey of Commerce

平成 2 8 年 9 月 分

September, 2016

経済産業省 大臣官房 調査統計グループ

Research and Statistics Department
Minister's Secretariat
Ministry of Economy, Trade and Industry

商業動態統計調査 -利用上の注意-

本月報の内容は、商業動態統計調査（以下、「本調査」という。）の結果によるもので、その概要は次のとおりである。

1. 調査の目的

全国の商業を営む事業所及び企業の販売活動などの動向を明らかにすることを目的としている。

2. 根拠法規

本調査は、統計法に基づく基幹統計調査として、商業動態統計調査規則（昭和28年通商産業省令第17号）に基づいて実施している。

3. 調査の範囲

日本標準産業分類「大分類I-卸売業、小売業」（平成25年10月改定）のうち代理商、仲立業を除く全国の事業所（企業）である。

4. 調査の方法及び経路

本調査は、経済産業省から委任を受けた都道府県が調査員を通じて対象事業所に調査票の記入を依頼し、回収する。ただし、百貨店・スーパー、コンビニエンスストア、家電大型専門店、ドラッグストア及びホームセンターの企業本部については、経済産業省が直接企業又は対象事業所に調査票の記入を依頼し、回収する。

5. 調査期日

調査期日は、毎月末日現在である。

なお、商品手持額は、四半期（3月、6月、9月及び12月）末日現在である。

6. 標本設計

本調査は、平成24年経済センサス - 活動調査の対象事業所を母集団とし、標本理論に基づいて抽出された事業所を対象として平成27年7月分から実施している。標本は、下記のとおり個別標本と地域標本の2種類から構成されている。なお、標本の抽出に当たっては、業種別に目標精度が5%以下（卸売業は8%以下）（標準誤差率表示）となるように設計されている。

(1) 個別標本

① 個別標本は全ての卸売事業所、自動車小売、機械器具小売、燃料小売、無店舗小売の各事業所及び従業者20人以上の小売事業所（百貨店・スーパーを含む）を対象としている。なお、企業調査の対象企業傘下の事業所については、標本設計の対象から除外している。

② 業種別、従業者規模別に標本抽出枠（以下「セル」という）を設定し、セルごとに標本数を決定している。

(2) 地域標本

① 地域標本は調査区（143調査区）を指定し、その調査区内の従業者19人以下の小売事業所（自動車小売、機械器具小売、燃料小売、無店舗小売の各事業所を除く）を対象としている。

② 調査区の抽出は平成24年経済センサス - 活動調査の調査区を母集団とし、層別（4層）に抽出を行っている。

7. 調査票の種類及び対象

調査票の種類は、甲票、乙票、丙票及び丁1～4票の7種類に区分される。

(1) 甲票の対象範囲

従業者100人以上の各種商品卸売事業所及び従業者200人以上の卸売事業所で、経済産業大臣が指定する事業所。

(2) 乙票の対象範囲

① 甲票の対象を除いた卸売事業所、自動車小売、機械器具小売、燃料小売、無店舗小売の各事業所及び従業者20人以上の小売事業所のうち、丙票対象及び丁1～4票対象企業傘下事業所を除いた小売事業所で経済産業大臣が指定する事業所。

② 経済産業大臣が指定する調査区内に所在する従業者19人以下の小売事業所（自動車小売、機械器具小売、燃料小売、無店舗小売の各事業所及び丁1～4票対象企業傘下事業所を除く）。

(3) 丙票の対象範囲

従業者50人以上の小売事業所のうち、百貨店及びスーパー（11.（3）参照）に該当する、経済産業大臣が指定する事業所。

(4) 丁1票の対象範囲

一定規模以上のコンビニエンスストア（日本標準産業分類 細分類5891）のチェーン企業本部で、経済産業大臣が指定する企業。

(5) 丁2票の対象範囲

日本標準産業分類に掲げる細分類5931-電気機械器具小売業（中古品を除く）又は細分類5932-電気事務機械器具小売業（中古品を除く）に属する事業所（売場面積500㎡以上の家電大型専門店）を10店舗以上有する企業で、経済産業大臣が指定する企業。

(6) 丁3票の対象範囲

日本標準産業分類に掲げる細分類6031-ドラッグストアに属する事業所を50店舗以上有する企業もしくはドラッグストアの年間販売額が100億円以上の企業で、経済産業大臣が指定する企業。

(7) 丁4票の対象範囲

日本標準産業分類に掲げる細分類6091-ホームセンターに属する事業所を10店舗以上有する企業もしくはホームセンターの年間販売額が200億円以上の企業で、経済産業大臣が指定する企業。

本統計表で用いている商品分類は、以下のとおりである。

商品分類等	内 容 例 示
AV家電	テレビ・プロジェクタ（CRT、液晶、PDP）、ビデオディスク、BD・DVD（再生専用、録画再生機）、BS・CS機器、ステレオ、スピーカ、AV編集機器、ラジオ・ポータブルオーディオ、GPSナビゲーション、ヘッドホン、マイクロホン、AV接続機器、電子楽器、VTR、携帯オーディオ機器、ホームオーディオ機器、メディアクリーナなど
情報家電	パソコン・パソコン周辺機器（デスクトップ型・ノート型パソコン、タブレット端末、モニタ、プリンタ等）、ゲーム関連機器、電子手帳・辞書、コピー・シュレッダーなど
通信家電	移動体通信機器（携帯電話機、パーソナル無線、データ通信カード・端末）、電話機・FAXなど
カメラ類	ビデオカメラ・デジキ、デジタルスチルカメラ（コンパクト型、一眼レフ）、カメラアクセサリ、交換レンズなど
生活家電	家事・調理家電（洗濯機・衣類乾燥機、ふとん乾燥機、冷蔵庫・冷凍庫、炊飯器、電子レンジ、オープンレンジ、食器洗い機・乾燥機、電磁調理器、クッキングヒーター、ホームベーカリー、トースター、電子炊飯ジャー、ジャーポット、電気ケトル、コンロ・ガステーブル、電気プレート・鍋、ジューサー・ミキサー類、コーヒーマーカー、もちつき機、精米機、家庭用ゴミ処理機、浄水器・カートリッジ、アイロン・ズボンプレスサ、クリーナ、スチーム・高圧洗浄クリーナ、掃除機等） 理美容・健康関連（シェーバー、ドライヤー・ヘアサロン、フェイスクア器具、ボディケア器具、散髪器具、電動歯ブラシ、電気測定器具（電子血圧計、電子体温計、電子歩数計等）、フィットネス機器、電気マッサージ器具・治療器、吸入器等） 空調・季節家電（エアコン、冷風機・冷風扇、扇風機、換気扇、空気清浄機・除湿機・加湿器、石油暖房器具、温水ルームヒータ、電気温風機・電気ストーブ、家具調こたつ、電気カーペット、電気掛・敷毛布等）
その他	温水洗浄便座、24時間風呂、モニタ付ドアホン、火災警報器、照明器具、電池、管球、配線器具、自然冷媒ヒートポンプ給湯器など

(6) 第6部 ドラッグストア販売

本統計表は、丁3票（7. (6)参照）について集計した表である。

①本統計表で用いている商品分類は、以下のとおりである。

商品分類等	内 容 例 示
調剤医薬品	医師の処方箋に基づき調剤する医療用医薬品・漢方薬・生薬
OTC医薬品	医薬品（医師の処方箋によるものを除く）、漢方薬（医師の処方箋によるものを除く）、生薬（医師の処方箋によるものを除く）など 風邪薬、胃腸薬、目薬、皮膚治療薬、湿布薬、滋養強壮剤（医薬品）など
ヘルスケア用品 （衛生用品）・介 護・ベビー	ヘルスケア（脱脂綿、ほう帯、ガーゼ類、サポータ、マスク、体温計、紙おむつ、殺虫剤（農業用、産業用は除く）、コンタクトレンズ洗浄剤・保存液、衛生用品等） 介護（大人用紙オムツ、尿取りパット、介護用品、ステッキ、介護食等） ベビー（育児用ミルク、ベビーフード、ベビー飲料、紙オムツ、授乳用品等）
健康食品	健康食品、サプリメント、ダイエット食品等
ビューティー ケア（化粧品・ 小物）	化粧品（口紅、ファンデーション、化粧水、フレグランス、男性化粧品、浴用化粧品等） ビューティーケア小物（化粧品雑貨、化粧用ブラシ、コットン・スポンジ、つけまつげ、つけ爪、あぶらとり、ヘアブラシ等）
トイレタリー	歯みがき、歯ブラシ、シャンプー、リンス、ボディシャンプー、ヘアカラー、入浴剤、ハンドソープ、石けん（化粧、洗顔、浴用、薬用のもの）など
家庭用品・日用 消耗品・ペット 用品	家庭用品（バス・トイレ・キッチン用品、ファブリック、なべ、かま、キッチン用刃物、食器、卓上用品、清掃用品、包装用品、保安防災、避難用具等） 日用消耗品（住まいの洗剤、防虫剤、トイレトーパー、芳香剤、食器洗剤、ティッシュペーパー等） ペット・ペット用品（愛玩用・鑑賞用（動物、魚類、鳥類、爬虫類等）、愛玩用・鑑賞用飼料（ペットフード）、鑑賞魚用水槽、鳥かご、ペット用小屋（犬小屋、巣箱等）、ペット用装飾品（首輪、衣服等）、ペット用医薬品、ペット用シャンプー、ペット用リード、ペット用シーツ、ペット用キャリーケース等）
食品	菓子類、米、飲料、日配品、加工品、酒類、冷凍食品など
その他	上記以外の衣料品、履物、カバン・袋物、書籍、文具・玩具など

②リンク係数表については、付表参照のこと。

5. 家電大型専門店販売額の動向

平成28年9月の家電大型専門店販売額は3119億円、前年同月比で見ると0.3%の増加となった。商品別にみると、生活家電が同7.9%の増加、通信家電が同5.0%の増加となった。一方、カメラ類が同▲11.6%の減少、情報家電が同▲6.7%の減少、その他が同▲3.9%の減少、AV家電が同▲3.7%の減少となった。

(単位:億円、店、%)

合計	AV 家電	情報 家電	通信 家電	カメラ類	生活 家電	その他	店舗数
3,119	431	628	284	169	1,267	339	2,448
0.3	▲3.7	▲6.7	5.0	▲11.6	7.9	▲3.9	1.3

6. ドラッグストア販売額の動向

平成28年9月のドラッグストア販売額は4527億円、前年同月比で見ると4.2%の増加となった。商品別にみると、食品が同9.6%の増加、その他が同6.7%の増加、家庭用品・日用消耗品・ペット用品が同5.7%の増加、ビューティケア（化粧品・小物）が同4.3%の増加、トイレタリーが同2.8%の増加、OTC医薬品が同0.3%の増加、調剤医薬品が同0.3%の増加となった。一方、ヘルスケア用品（衛生用品）・介護・ベビーが同▲2.0%の減少、健康食品が同▲1.6%の減少となった。

(単位:億円、店、%)

合計	調剤 医薬品	OTC 医薬品	ヘルスケア 用品(衛生 用品)・介 護・ベビー	健康 食品	ビューティ ケア(化粧 品・小物)	トイレ タリー	家庭用品・ 日用消耗 品・ペット 用品	食 品	その他	店舗数
4,527	294	643	300	155	674	445	708	1,200	106	13,847
4.2	0.3	0.3	▲2.0	▲1.6	4.3	2.8	5.7	9.6	6.7	3.3

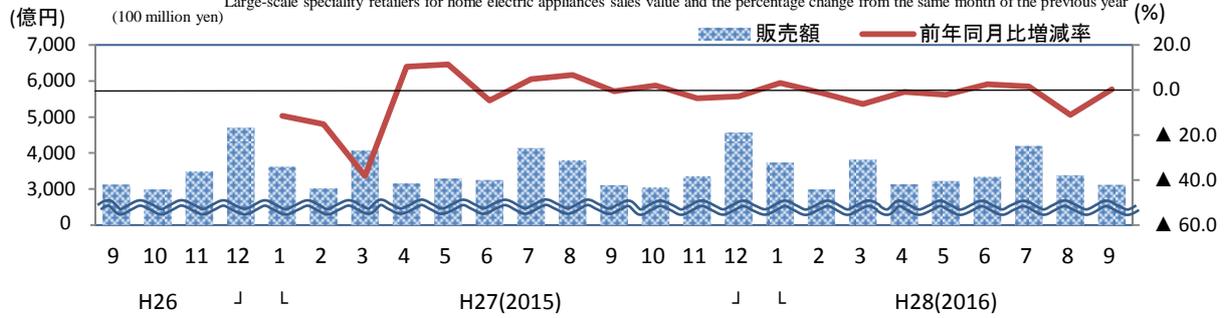
7. ホームセンター販売額の動向

平成28年9月のホームセンター販売額は2469億円、前年同月比で見ると▲4.3%の減少となった。商品別にみると、インテリアが同▲11.5%の減少、園芸・エクステリアが同▲8.4%の減少、カー用品・アウトドアが同▲7.4%の減少、DIY用具・素材が同▲4.7%の減少、電気が同▲4.4%の減少、家庭用品・日用品が同▲1.9%の減少、その他が同▲1.0%の減少となった。一方、オフィス・カルチャーが同1.0%の増加、ペット・ペット用品が同0.5%の増加となった。

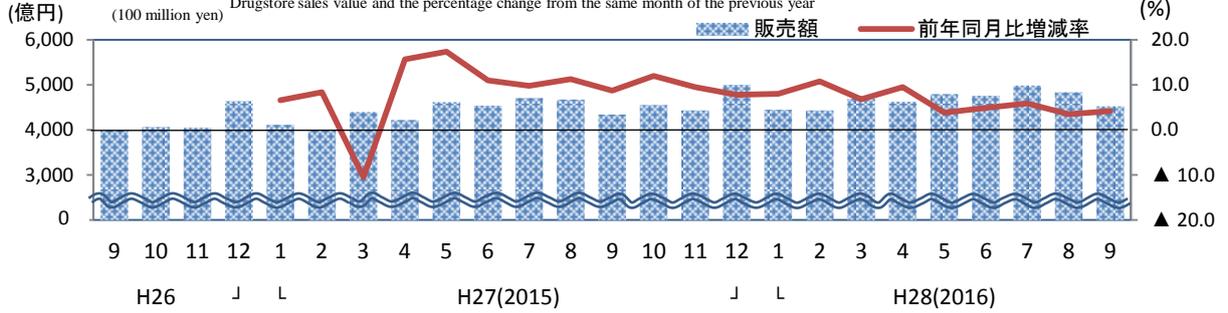
(単位:億円、店、%)

合計	DIY用具 ・素材	電 気	インテリア	家庭用品 ・ 日用品	園 芸・ エクステ リア	ペット・ ペット用 品	カー用 品・アウ トドア	オフィス ・カル チャー	その他	店舗数
2,469	539	145	163	566	374	204	129	131	220	4,234
▲4.3	▲4.7	▲4.4	▲11.5	▲1.9	▲8.4	0.5	▲7.4	1.0	▲1.0	1.5

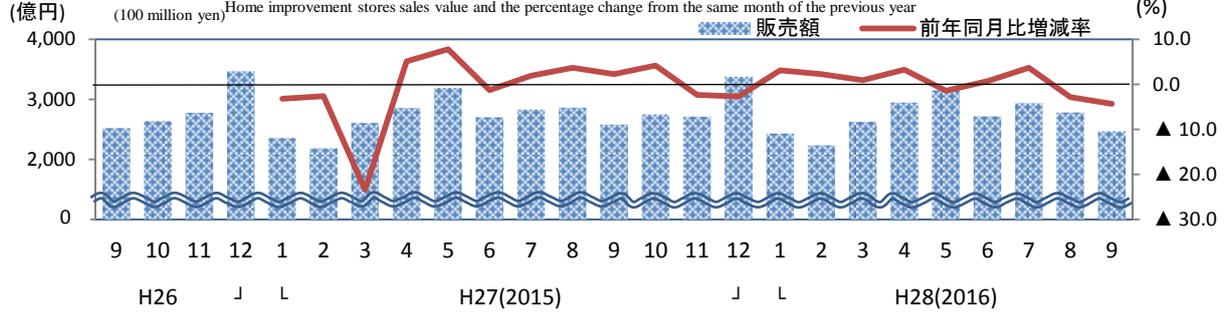
家電大型専門店販売額・前年同月比増減率の推移



ドラッグストア販売額・前年同月比増減率の推移



ホームセンター販売額・前年同月比増減率の推移



家電大型専門店、ドラッグストア、ホームセンター販売額、前年(度、同期、同月)比増減率及び店舗数

Large-scale specialty retailers for home electric appliances, Drugstore and Home improvement stores sales value and the percentage change from the same month/term of the previous year and number of establishments

(単位:億円、店、%) (100 million yen)

年月	家電大型専門店 Large-scale specialty retailers for home electric appliances			ドラッグストア Drugstore			ホームセンター Home improvement stores			Year and month
	販売額	前年比	店舗数(店)	販売額	前年比	店舗数(店)	販売額	前年比	店舗数(店)	
	Sales value	(%)	establishments	Sales value	(%)	establishments	Sales value	(%)	establishments	
平成 25 年	-	-	-	-	-	-	-	-	-	C.Y. 2013
26	45,311	-	2,443	49,375	-	13,069	33,452	-	4,124	2014
27	42,467	▲6.3	2,432	53,609	6.4	13,547	33,012	▲1.3	4,209	2015
平成 25 年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-	F.Y. 2013
26	41,781	-	2,446	49,423	-	13,157	32,517	-	4,139	2014
27	42,288	1.2	2,430	54,670	9.0	13,638	33,158	2.0	4,217	2015
平成 27 年 7~9月	11,050	3.8	2,417	13,726	7.8	13,402	8,272	2.6	4,170	Q3 2015
10~12	10,983	▲1.8	2,432	13,982	7.5	13,547	8,841	▲0.5	4,209	Q4 2015
平成 28 年 1~3月	10,544	▲1.7	2,430	13,582	8.5	13,638	7,295	2.0	4,217	Q1 2016
4~6	9,697	▲0.1	2,441	14,182	6.0	13,775	8,816	0.8	4,234	Q2 2016
7~9	10,704	▲3.1	2,448	14,352	4.6	13,847	8,185	▲1.0	4,234	Q3 2016
平成 27 年 7月	4,135	4.8	2,411	4,709	7.6	13,353	2,831	1.9	4,168	Jul. 2015
8	3,804	6.7	2,414	4,675	9.1	13,372	2,862	3.7	4,167	Aug. 2015
9	3,111	▲0.6	2,417	4,342	6.5	13,402	2,579	2.3	4,170	Sep. 2015
10	3,050	2.0	2,427	4,551	9.7	13,461	2,749	4.2	4,179	Oct. 2015
11	3,358	▲3.7	2,430	4,432	7.3	13,510	2,716	▲2.3	4,197	Nov. 2015
12	4,575	▲2.8	2,432	5,000	5.7	13,547	3,376	▲2.7	4,209	Dec. 2015
平成 28 年 1月	3,737	3.2	2,427	4,447	8.0	13,582	2,431	3.1	4,207	Jan. 2016
2	2,989	▲1.2	2,429	4,436	10.8	13,604	2,234	2.3	4,203	Feb. 2016
3	3,818	▲6.3	2,430	4,698	6.8	13,638	2,630	0.9	4,217	Mar. 2016
4	3,137	▲0.9	2,435	4,625	9.5	13,714	2,949	3.3	4,233	Apr. 2016
5	3,224	▲2.1	2,433	4,794	3.8	13,750	3,148	▲1.4	4,230	May 2016
6	3,336	2.6	2,441	4,763	4.9	13,775	2,719	0.7	4,234	Jun. 2016
7	4,202	1.6	2,446	4,985	5.9	13,815	2,935	3.7	4,242	Jul. 2016
8	3,383	▲11.1	2,443	4,841	3.5	13,841	2,782	▲2.8	4,232	Aug. 2016
9	3,119	0.3	2,448	4,527	4.2	13,847	2,469	▲4.3	4,234	Sep. 2016

注:前年(度、同期、同月)比増減率は、ギャップを調整するリンク係数(付表参照)で処理した数値で計算している。

Note:The percentage change from the same month/term of the previous year is calculated using the linked coefficient to adjust for discrepancies. Refer to the appendix table.

第6部 ドラッグストア販売

Part6 Drugstore sales value

第1表 商品別販売額等及び前年(度、同期、同月)比増減率

Table1 Sales value by goods and the percentage change from the same month/term of the previous year.

年月	商品販売額 Sales of goods	調剤医薬品 Dispensing pharmaceutical products	OTC医薬品 Over the counter medical products	ヘルスケア用品(衛生用品)・介護・ベビー Health care (sanitary goods), nursing care, and baby products	健康食品 Health foods	ビューティケア(化粧品・小物) Beauty care (cosmetic products and goods)	トイレタリー Toiletry goods	家庭用品・日用消耗品・ペット用品 Household utensils, daily necessities, pet products	食品 Food	その他 Others	店舗数(店) Number of establishments	Year and Month
平成25年	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	C.Y. 2013
26	4,937,496	345,127	736,637	356,282	164,669	726,156	511,691	769,489	1,206,513	120,932	13,069	2014
27	5,360,899	364,366	791,064	388,937	190,617	811,167	535,639	813,831	1,339,365	125,913	13,547	2015
平成25年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	F.Y. 2013
26	4,942,326	348,874	735,340	355,660	163,453	723,102	500,564	769,228	1,227,941	118,164	13,157	2014
27	5,467,027	376,166	804,497	396,420	193,033	825,168	543,935	826,861	1,373,254	127,693	13,638	2015
平成27年7~9月	1,372,589	89,748	200,242	95,546	50,396	210,034	138,447	211,043	345,935	31,198	13,402	Q3 2015
10~12	1,398,196	96,189	206,136	102,283	48,057	211,788	139,743	213,837	346,173	33,990	13,547	Q4
平成28年1~3月	1,358,160	99,942	203,791	102,863	46,391	198,426	131,541	197,854	346,212	31,140	13,638	Q1 2016
4~6	1,418,175	92,421	202,828	98,011	48,625	213,985	142,307	217,304	369,922	32,772	13,775	Q2
7~9	1,435,195	90,441	205,626	95,100	49,986	217,784	143,621	222,435	376,873	33,329	13,847	Q3
平成27年7月	470,861	30,816	67,932	32,747	17,300	73,509	48,184	72,366	117,603	10,404	13,353	Jul. 2015
8	467,480	29,593	68,196	32,204	17,305	71,878	46,974	71,685	118,797	10,848	13,372	Aug.
9	434,248	29,339	64,114	30,595	15,791	64,647	43,289	66,992	109,535	9,946	13,402	Sep.
10	455,060	31,315	67,850	32,652	16,190	68,994	45,691	68,436	113,316	10,616	13,461	Oct.
11	443,178	30,887	65,106	32,963	15,373	65,498	44,503	67,201	110,940	10,707	13,510	Nov.
12	499,958	33,987	73,180	36,668	16,494	77,296	49,549	78,200	121,917	12,667	13,547	Dec.
平成28年1月	444,727	30,776	65,772	33,618	15,339	66,154	43,679	66,361	112,225	10,803	13,582	Jan. 2016
2	443,629	33,348	65,958	34,441	15,418	62,846	42,835	64,118	114,743	9,922	13,604	Feb.
3	469,804	35,818	72,061	34,804	15,634	69,426	45,027	67,375	119,244	10,415	13,638	Mar.
4	462,507	32,389	66,664	32,602	15,648	69,817	45,406	68,828	120,584	10,569	13,714	Apr.
5	479,382	29,464	68,741	33,066	16,377	72,180	48,662	74,263	125,384	11,245	13,750	May
6	476,286	30,568	67,423	32,343	16,600	71,988	48,239	74,213	123,954	10,958	13,775	Jun.
7	498,468	31,111	71,437	33,109	17,256	77,530	50,829	77,281	128,648	11,267	13,815	Jul.
8	484,068	29,907	69,870	32,023	17,187	72,835	48,285	74,324	128,191	11,446	13,841	Aug.
9	452,659	29,423	64,319	29,968	15,543	67,419	44,507	70,830	120,034	10,616	13,847	Sep.
平成25年	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	C.Y. 2013
26	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2014
27	6.4	6.6	4.7	6.3	6.6	8.9	2.6	5.3	8.8	0.4	3.7	2015
平成25年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	F.Y. 2013
26	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2014
27	9.0	8.6	7.3	9.3	11.1	12.0	7.1	7.1	10.2	5.1	3.7	2015
平成27年7~9月	7.8	4.5	6.3	7.4	12.8	12.4	5.7	5.0	9.1	4.7	3.5	Q3 2015
10~12	7.5	7.9	5.6	7.6	9.7	10.8	5.4	5.4	9.1	1.7	3.7	Q4
平成28年1~3月	8.5	13.4	7.1	7.8	5.5	7.6	6.7	7.0	10.9	6.1	3.7	Q1 2016
4~6	6.0	2.4	4.4	2.4	0.9	4.4	6.0	6.5	10.4	4.5	3.7	Q2
7~9	4.6	0.8	2.7	▲0.5	▲0.8	3.7	3.7	5.4	8.9	6.8	3.3	Q3
平成27年7月	7.6	4.3	6.3	7.9	13.0	12.2	6.3	4.6	8.3	7.3	3.6	Jul. 2015
8	9.1	5.2	7.5	7.7	15.6	14.8	6.5	6.2	10.9	3.1	3.5	Aug.
9	6.5	4.2	5.1	6.6	9.7	10.2	4.2	4.0	8.1	3.8	3.5	Sep.
10	9.7	8.6	10.1	11.2	12.9	14.5	7.9	7.3	9.5	1.1	3.7	Oct.
11	7.3	9.6	4.6	8.5	9.3	9.4	4.7	5.2	9.4	2.3	3.7	Nov.
12	5.7	5.8	2.7	3.9	7.2	8.7	3.8	3.9	8.3	1.6	3.7	Dec.
平成28年1月	8.0	9.2	3.3	3.5	7.7	9.7	8.5	7.8	11.5	4.6	3.9	Jan. 2016
2	10.8	15.4	11.3	12.3	8.7	8.3	8.5	8.4	12.8	9.3	3.8	Feb.
3	6.8	15.2	6.9	7.9	0.5	5.0	3.5	5.1	8.4	4.7	3.7	Mar.
4	9.5	9.5	8.4	7.3	4.2	7.1	7.7	9.3	14.5	5.6	3.7	Apr.
5	3.8	▲2.4	2.1	0.1	0.1	2.3	4.5	4.6	8.0	3.6	3.5	May
6	4.9	0.2	2.9	0.1	▲1.3	4.0	6.1	5.8	9.2	4.3	3.7	Jun.
7	5.9	1.0	5.2	1.1	▲0.3	5.5	5.5	6.8	9.4	8.3	3.5	Jul.
8	3.5	1.1	2.5	▲0.6	▲0.7	1.3	2.8	3.7	7.9	5.5	3.5	Aug.
9	4.2	0.3	0.3	▲2.0	▲1.6	4.3	2.8	5.7	9.6	6.7	3.3	Sep.

注:前年(度、同期、同月)比増減率は、ギャップを調整するリンク係数(付表参照)で処理した数値で計算している。
 Note:The percentage change from the same month/term of the previous year is calculated using the linked coefficient to adjust for discrepancies. Refer to the appendix table.

第6部 ドラッグストア販売

Part6 Drugstore sales value

第2表 経済産業局別販売額等及び前年(度、同期、同月)比増減率

Table2 Sales value by regional bureaus of METI and the percentage change from the same month/term of the previous year.

年 月	北海道 Hokkaido		東北 Tohoku		関東 Kanto		中部 Chubu		近畿 Kansai		中国 Chugoku		四国 Shikoku		九州 Kyushu		沖縄 Okinawa		Year and month		
	販売額	店舗数	販売額	店舗数	販売額	店舗数	販売額	店舗数	販売額	店舗数	販売額	店舗数	販売額	店舗数	販売額	店舗数	販売額	店舗数			
販売額 (百万円) ・ 店舗数 (店)	平成 25 年	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	C.Y. 2013	
	26	209,770	587	302,875	841	2,189,077	5,651	593,741	1,518	703,992	2,053	248,156	651	151,361	419	521,726	1,299	16,798	50	2014	
	27	223,651	616	357,202	894	2,364,880	5,874	620,992	1,572	785,456	2,064	268,499	685	162,383	435	557,644	1,356	20,192	51	2015	
	平成 25 年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	F.Y. 2013
	26	210,738	584	312,403	854	2,180,403	5,738	585,449	1,527	717,976	2,010	248,800	656	151,199	420	518,360	1,318	16,998	50	2014	
	27	229,820	621	358,933	906	2,417,832	5,884	633,747	1,582	801,593	2,084	273,153	695	165,053	432	565,589	1,369	21,307	65	2015	
	平成 27 年 7~9 月	59,044	606	92,968	888	606,372	5,822	156,946	1,551	199,087	2,046	67,241	672	41,515	428	144,107	1,340	5,309	49	Q3 2015	
	10~12	58,487	616	89,967	894	619,301	5,874	160,787	1,572	205,338	2,064	71,237	685	42,227	435	145,452	1,356	5,400	51	Q4	
	平成 28 年 1~3 月	58,596	621	88,747	906	602,049	5,884	159,674	1,582	200,131	2,084	67,382	695	40,173	432	135,953	1,369	5,455	65	Q1 2016	
	4~6	58,612	629	93,678	924	620,521	5,930	165,691	1,591	210,660	2,099	71,867	714	42,849	436	148,482	1,385	5,815	67	Q2	
	7~9	62,111	639	98,726	937	623,475	5,919	165,668	1,610	210,463	2,114	73,334	720	43,997	439	152,052	1,402	5,369	67	Q3	
	平成 27 年 7 月	19,583	597	31,080	873	209,083	5,824	54,006	1,541	68,809	2,036	23,544	666	14,071	425	48,862	1,339	1,823	52	Jul. 2015	
	8	20,361	602	32,324	880	205,856	5,816	53,771	1,550	67,419	2,040	22,642	669	14,222	425	49,109	1,342	1,776	48	Aug.	
	9	19,100	606	29,564	888	191,433	5,822	49,169	1,551	62,859	2,046	21,055	672	13,222	428	46,136	1,340	1,710	49	Sep.	
	10	19,161	611	29,530	891	201,071	5,844	52,014	1,555	66,871	2,055	23,229	678	13,522	433	47,861	1,344	1,801	50	Oct.	
	11	19,198	615	29,364	893	196,883	5,864	50,729	1,566	64,576	2,056	21,913	683	13,414	432	45,306	1,350	1,795	51	Nov.	
	12	20,128	616	31,073	894	221,347	5,874	58,044	1,572	73,891	2,064	26,095	685	15,291	435	52,285	1,356	1,804	51	Dec.	
	平成 28 年 1 月	20,455	616	30,531	894	195,906	5,874	51,546	1,580	64,286	2,069	21,436	689	13,324	434	45,417	1,365	1,826	61	Jan. 2016	
	2	19,613	619	28,853	897	197,122	5,881	52,206	1,582	65,865	2,076	21,693	693	12,990	430	43,500	1,362	1,787	64	Feb.	
	3	18,528	621	29,363	906	209,021	5,884	55,922	1,582	69,980	2,084	24,253	695	13,859	432	47,036	1,369	1,842	65	Mar.	
	4	19,223	623	30,547	914	202,218	5,914	54,779	1,590	69,938	2,097	22,991	703	13,819	433	47,300	1,374	1,692	66	Apr.	
	5	19,028	624	30,993	923	210,580	5,921	55,294	1,591	70,813	2,097	24,709	712	14,720	433	51,170	1,381	2,075	68	May	
	6	20,361	629	32,138	924	207,723	5,930	55,618	1,591	69,909	2,099	24,167	714	14,310	436	50,012	1,385	2,048	67	Jun.	
	7	20,710	635	32,879	929	217,594	5,938	57,589	1,596	74,068	2,105	26,307	718	15,477	438	52,112	1,389	1,732	67	Jul.	
	8	21,373	640	34,523	936	209,404	5,938	55,778	1,602	69,999	2,110	24,534	718	14,961	439	51,659	1,391	1,837	67	Aug.	
	9	20,028	639	31,324	937	196,477	5,919	52,301	1,610	66,396	2,114	22,493	720	13,559	439	48,281	1,402	1,800	67	Sep.	
	前年(度・同期・同月)比増減率 (%)	平成 25 年	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	C.Y. 2013
26		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2014	
27		6.9	5.5	5.4	6.6	5.8	2.8	4.8	4.0	11.1	2.8	8.1	5.7	6.5	4.3	3.8	3.8	19.8	8.5	2015	
平成 25 年度		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	F.Y. 2013	
26		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2014	
27		9.3	6.3	5.8	6.1	9.1	2.5	8.4	3.6	11.3	3.7	9.7	5.9	8.6	2.9	6.7	3.9	25.1	30.0	2015	
平成 27 年 7~9 月		9.4	4.7	8.1	7.4	7.8	2.6	6.1	2.7	9.9	3.5	7.2	4.5	7.9	3.6	5.7	3.6	21.8	6.5	Q3 2015	
10~12		10.6	5.5	4.8	6.6	7.0	2.8	7.3	4.0	10.7	2.8	7.3	5.7	6.8	4.3	5.6	3.8	24.3	8.5	Q4	
平成 28 年 1~3 月		11.8	6.3	2.0	6.1	9.6	2.5	8.7	3.6	8.8	3.7	7.4	5.9	7.1	2.9	6.2	3.9	25.7	30.0	Q1 2016	
4~6		9.2	6.6	7.4	6.6	5.2	2.5	6.0	3.6	6.9	3.3	6.8	7.2	4.2	2.8	6.0	3.7	13.1	28.8	Q2	
7~9		5.2	5.4	6.2	5.5	2.8	1.7	5.6	3.8	5.7	3.3	9.1	7.1	6.0	2.6	5.5	4.6	1.1	36.7	Q3	
平成 27 年 7 月		8.0	4.6	8.3	5.7	7.8	3.1	6.2	3.0	10.2	3.4	7.2	4.2	7.5	3.2	4.0	4.0	31.0	18.2	Jul. 2015	
8		11.0	5.1	8.9	6.8	9.0	2.7	8.0	3.3	11.0	3.4	8.7	4.4	9.0	3.2	7.3	4.3	23.7	4.3	Aug.	
9		9.3	4.7	7.1	7.4	6.3	2.6	4.0	2.7	8.4	3.5	5.6	4.5	7.1	3.6	5.9	3.6	11.7	6.5	Sep.	
10		11.1	5.7	5.4	7.1	9.3	2.7	9.5	3.3	15.2	3.5	9.9	5.0	7.2	4.6	7.1	3.8	32.0	8.7	Oct.	
11		10.8	5.7	4.8	6.7	7.1	2.9	6.8	3.6	9.6	3.2	5.8	5.7	8.0	4.1	5.2	3.7	27.7	8.5	Nov.	
12		10.0	5.5	4.2	6.6	5.0	2.8	5.7	4.0	7.9	2.8	6.2	5.7	5.4	4.3	4.7	3.8	14.5	8.5	Dec.	
平成 28 年 1 月		8.1	5.5	9.1	6.6	8.6	2.8	5.2	4.6	9.9	3.3	5.3	6.2	7.5	3.8	6.5	4.8	19.3	27.1	Jan. 2016	
2		13.9	6.5	3.1	5.9	14.5	2.7	10.1	4.4	7.0	3.6	9.8	6.9	6.1	3.1	6.9	3.6	29.4	33.3	Feb.	
3		13.8	6.3	▲5.4	6.1	6.3	2.5	10.7	3.6	9.4	3.7	7.2	5.9	7.8	2.9	5.3	3.9	29.0	30.0	Mar.	
4		12.7	5.8	11.0	6.7	10.2	2.5	9.7	3.7	8.5	3.7	8.7	6.7	5.6	2.9	7.5	3.9	19.1	32.0	Apr.	
5		7.2	5.8	4.4	7.0	2.5	2.3	2.5	3.2	6.1	3.5	5.3	7.1	3.4	2.1	4.9	3.7	14.6	33.3	May	
6		7.8	6.6	7.1	6.6	3.3	2.5	6.1	3.6	6.2	3.3	6.6	7.2	3.6	2.8	5.7	3.7	7.1	28.8	Jun.	
7		5.8	6.4	5.8	6.4	4.1	2.0	6.6	3.6	7.6	3.4	11.7	7.8	10.0	3.1	6.7	3.7	▲5.0	28.8	Jul.	
8		5.0	6.3	6.8	6.4	1.7	2.1	3.7	3.4	3.8	3.4	8.4	7.3	5.2	3.3	5.2	3.7	3.4	39.6	Aug.	
9		4.9	5.4	6.0	5.5	2.6	1.7	6.4	3.8	5.6	3.3	6.8	7.1	2.5	2.6	4.6	4.6	5.3	36.7	Sep.	

注:前年(度、同期、同月)比増減率は、ギャップを調整するリンク係数(付表参照)で処理した数値で計算している。

Note:The percentage change from the same month/term of the previous year is calculated using the linked coefficient to adjust for discrepancies. Refer to the appendix table.

第3表 都道府県別販売額等及び前年(度、同期、同月)比増減率

Table3 Sales value by prefectures and the percentage change from the same month/term of the previous year.

年 月	北海道 Hokkaido		青森 Aomori		岩手 Iwate		宮城 Miyagi		秋田 Akita		山形 Yamagata		Year and Month
	店舗数 Establishments												
平成 25年	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	C.Y. 2013
26	209,770	587	40,073	111	56,279	160	85,711	236	28,308	91	33,286	99	2014
27	223,651	616	43,523	127	63,359	170	103,311	240	31,120	98	40,680	104	2015
平成 25年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	F.Y. 2013
26	210,738	584	40,073	113	57,539	163	88,903	239	28,586	91	34,844	100	2014
27	229,820	621	44,565	128	63,531	168	103,105	243	31,988	99	40,652	107	2015
平成 27年 7～9月	59,044	606	11,444	123	16,543	169	26,805	242	8,219	96	10,552	104	Q3 2015
10～12	58,487	616	11,382	127	16,045	170	25,752	240	8,106	98	10,034	104	Q4
平成 28年 1～3月	58,596	621	11,010	128	15,455	168	25,495	243	7,963	99	10,086	107	Q1 2016
4～6	58,612	629	11,931	133	16,255	170	26,503	247	8,597	103	10,892	109	Q2
7～9	62,111	639	12,559	138	17,098	170	27,630	248	9,204	104	11,516	110	Q3
平成 27年 7月	19,583	597	3,845	119	5,574	167	8,913	242	2,709	91	3,546	103	Jul. 2015
8	20,361	602	4,015	121	5,787	167	9,156	241	2,895	94	3,663	103	Aug.
9	19,100	606	3,584	123	5,182	169	8,736	242	2,615	96	3,343	104	Sep.
10	19,161	611	3,759	125	5,239	170	8,456	240	2,654	97	3,283	104	Oct.
11	19,198	615	3,683	126	5,160	170	8,391	240	2,621	97	3,384	105	Nov.
12	20,128	616	3,940	127	5,646	170	8,905	240	2,831	98	3,367	104	Dec.
平成 28年 1月	20,455	616	3,827	127	5,289	168	8,757	240	2,772	98	3,471	104	Jan. 2016
2	19,613	619	3,497	127	4,991	168	8,270	241	2,588	98	3,324	105	Feb.
3	18,528	621	3,686	128	5,175	168	8,468	243	2,603	99	3,291	107	Mar.
4	19,223	623	3,869	129	5,295	168	8,713	248	2,788	101	3,550	108	Apr.
5	19,028	624	3,972	132	5,416	169	8,745	248	2,844	103	3,575	110	May
6	20,361	629	4,090	133	5,544	170	9,045	247	2,965	103	3,767	109	Jun.
7	20,710	635	4,175	136	5,732	170	9,290	248	3,021	103	3,794	109	Jul.
8	21,373	640	4,422	138	6,001	170	9,581	250	3,255	104	4,032	109	Aug.
9	20,028	639	3,962	138	5,365	170	8,759	248	2,928	104	3,690	110	Sep.
平成 25年	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	C.Y. 2013
26	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2014
27	6.9	5.5	8.6	14.4	5.4	6.3	4.4	2.1	9.9	7.7	5.6	5.1	2015
平成 25年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	F.Y. 2013
26	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2014
27	9.3	6.3	11.2	13.3	5.2	3.1	4.5	1.7	11.9	8.8	5.0	7.0	2015
平成 27年 7～9月	9.4	4.7	11.6	10.8	7.3	7.6	8.1	3.9	10.5	7.9	8.4	8.3	Q3 2015
10～12	10.6	5.5	10.1	14.4	3.7	6.3	3.3	2.1	12.3	7.7	3.6	5.1	Q4
平成 28年 1～3月	11.8	6.3	10.5	13.3	1.1	3.1	▲0.8	1.7	12.2	8.8	▲0.3	7.0	Q1 2016
4～6	9.2	6.6	11.2	12.7	5.0	2.4	5.8	2.9	11.6	10.8	9.1	7.9	Q2
7～9	5.2	5.4	9.7	12.2	3.4	0.6	3.1	2.5	12.0	8.3	9.1	5.8	Q3
平成 27年 7月	8.0	4.6	13.5	9.2	7.5	7.7	6.8	3.0	9.9	0.0	10.1	7.3	Jul. 2015
8	11.0	5.1	12.2	12.0	7.0	7.1	8.0	3.0	12.4	5.6	9.6	7.3	Aug.
9	9.3	4.7	9.0	10.8	7.3	7.6	9.6	3.9	9.2	7.9	5.6	8.3	Sep.
10	11.1	5.7	10.4	11.6	4.2	8.3	3.9	3.0	13.7	9.0	3.2	4.0	Oct.
11	10.8	5.7	12.0	13.5	3.4	6.9	3.4	3.0	10.1	6.6	4.5	5.0	Nov.
12	10.0	5.5	8.2	14.4	3.6	6.3	2.7	2.1	13.2	7.7	3.1	5.1	Dec.
平成 28年 1月	8.1	5.5	11.6	14.4	8.2	5.0	8.0	2.1	9.7	7.7	8.2	5.1	Jan. 2016
2	13.9	6.5	9.9	12.4	1.5	3.7	0.1	1.7	14.6	7.7	0.8	6.1	Feb.
3	13.8	6.3	9.8	13.3	▲5.6	3.1	▲9.3	1.7	12.7	8.8	▲8.8	7.0	Mar.
4	12.7	5.8	12.1	14.2	6.0	2.4	11.3	3.8	13.0	9.8	12.3	6.9	Apr.
5	7.2	5.8	12.1	15.8	2.8	1.8	1.6	2.9	11.3	10.8	5.6	8.9	May
6	7.8	6.6	9.5	12.7	6.1	2.4	5.0	2.9	10.7	10.8	9.8	7.9	Jun.
7	5.8	6.4	8.6	14.3	2.8	1.8	4.2	2.5	11.5	13.2	7.0	5.8	Jul.
8	5.0	6.3	10.1	14.0	3.7	1.8	4.6	3.7	12.4	10.6	10.1	5.8	Aug.
9	4.9	5.4	10.5	12.2	3.5	0.6	0.3	2.5	12.0	8.3	10.4	5.8	Sep.

Sales value (million yen) ・ Number of establishments

Percentage change from the same month/term of the previous year (%)

注:前年(度、同期、同月)比増減率は、ギャップを調整するリンク係数(付表参照)で処理した数値で計算している。

Note:The percentage change from the same month/term of the previous year is calculated using the linked coefficient to adjust for discrepancies. Refer to the appendix table.

第3表 都道府県別販売額等及び前年(度、同期、同月)比増減率

Table3 Sales value by prefectures and the percentage change from the same month/term of the previous year.

年 月	福島 Fukushima		茨城 Ibaraki		栃木 Tochigi		群馬 Gunma		埼玉 Saitama		千葉 Chiba		東京 Tokyo	
	店舗数 Establishments													
平成 25年	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
26	59,218	144	140,068	313	103,733	180	90,456	235	324,756	901	230,788	659	514,041	1,449
27	75,209	155	146,294	324	102,348	200	102,000	273	338,126	935	266,785	698	589,413	1,483
平成 25年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
26	62,458	148	138,246	319	100,506	185	91,786	262	320,456	918	232,203	678	519,803	1,459
27	75,092	161	149,617	326	105,791	202	104,238	268	344,165	937	274,103	700	603,678	1,485
平成 27年 7～9月	19,405	154	38,836	326	27,436	198	26,426	265	85,649	924	69,072	690	150,068	1,486
10～12	18,648	155	37,196	324	26,491	200	26,445	273	88,984	935	70,356	698	154,218	1,483
平成 28年 1～3月	18,738	161	37,110	326	26,466	202	26,095	268	84,870	937	68,633	700	150,787	1,485
4～6	19,500	162	38,300	326	27,366	202	27,038	269	87,447	939	70,317	705	155,049	1,505
7～9	20,719	167	39,818	327	28,170	203	27,371	267	87,785	934	71,517	702	151,439	1,507
平成 27年 7月	6,493	151	12,999	329	9,358	198	8,983	265	29,755	915	23,767	690	52,230	1,488
8	6,808	154	13,698	327	9,627	197	9,205	266	28,635	918	23,388	685	50,165	1,485
9	6,104	154	12,139	326	8,451	198	8,238	265	27,259	924	21,917	690	47,673	1,486
10	6,139	155	12,281	324	8,673	198	8,472	268	28,973	929	22,663	690	50,306	1,486
11	6,125	155	11,993	323	8,506	198	8,472	269	28,219	937	22,663	695	48,717	1,490
12	6,384	155	12,922	324	9,312	200	9,501	273	31,792	935	25,030	698	55,195	1,483
平成 28年 1月	6,415	157	12,501	324	8,820	200	8,720	269	27,271	935	22,327	695	48,304	1,491
2	6,183	158	12,249	326	8,760	201	8,582	269	27,653	935	22,570	698	49,180	1,484
3	6,140	161	12,360	326	8,886	202	8,793	268	29,946	937	23,736	700	53,303	1,485
4	6,332	160	12,324	327	8,926	202	8,825	267	28,283	935	22,800	704	50,835	1,497
5	6,441	161	12,900	326	9,200	203	9,056	267	29,982	939	23,895	704	52,492	1,499
6	6,727	162	13,076	326	9,240	202	9,157	269	29,182	939	23,622	705	51,722	1,505
7	6,867	163	13,513	326	9,466	200	9,345	269	30,733	941	24,757	707	54,064	1,506
8	7,232	165	13,855	328	9,800	201	9,389	269	28,920	935	24,074	707	49,753	1,507
9	6,620	167	12,450	327	8,904	203	8,637	267	28,132	934	22,686	702	47,622	1,507
前年(度・同期・同月)比増減率(%)														
平成 25年	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
26	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
27	3.7	8.4	2.9	2.9	2.7	7.0	7.6	5.4	5.6	2.5	5.7	3.7	8.8	1.8
平成 25年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
26	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
27	3.9	8.8	7.0	2.2	8.6	9.2	9.7	2.3	8.6	2.1	10.4	3.2	11.7	1.8
平成 27年 7～9月	6.9	9.2	7.5	4.8	9.0	8.2	9.2	1.9	6.6	1.2	9.1	4.2	11.2	2.2
10～12	3.1	8.4	2.7	2.9	3.8	7.0	8.3	5.4	6.9	2.5	8.1	3.7	8.7	1.8
平成 28年 1～3月	▲0.6	8.8	9.8	2.2	15.0	9.2	9.4	2.3	7.7	2.1	11.9	3.2	10.4	1.8
4～6	6.6	8.7	5.0	3.2	7.7	6.9	7.0	1.5	3.3	2.0	6.5	2.9	4.3	2.2
7～9	6.8	8.4	2.5	0.3	2.7	2.5	3.6	0.8	2.5	1.1	3.5	1.7	0.9	1.4
平成 27年 7月	7.7	7.9	6.0	6.1	9.8	9.4	9.1	4.3	7.6	1.0	9.2	4.9	11.1	2.7
8	9.7	9.2	11.6	5.5	13.3	7.7	13.3	4.7	6.9	0.5	9.9	3.5	12.4	2.3
9	3.1	9.2	4.8	4.8	3.5	8.2	5.0	1.9	5.1	1.2	8.1	4.2	10.0	2.2
10	4.4	9.9	4.1	2.5	3.9	7.0	8.9	3.5	9.7	2.2	9.7	3.6	13.0	2.1
11	2.5	8.4	3.0	2.5	3.0	7.0	8.3	3.5	8.1	2.7	10.2	4.2	8.8	2.5
12	2.5	8.4	1.2	2.9	4.3	7.0	7.7	5.4	3.5	2.5	4.8	3.7	4.9	1.8
平成 28年 1月	10.1	9.8	7.9	2.5	8.3	7.0	9.5	3.5	6.2	2.6	11.0	3.0	10.3	2.1
2	1.9	9.0	19.9	2.5	29.9	9.2	14.7	2.3	12.1	2.4	17.8	3.1	14.1	1.6
3	▲11.7	8.8	3.2	2.2	9.2	9.2	4.5	2.3	5.2	2.1	7.7	3.2	7.4	1.8
4	12.5	8.1	15.7	2.8	27.0	8.6	17.4	1.1	7.9	1.3	11.2	3.4	6.6	2.0
5	1.7	8.8	▲0.8	2.8	▲0.9	8.6	0.6	1.1	1.1	1.8	4.0	2.6	3.2	2.0
6	6.2	8.7	2.0	3.2	1.7	6.9	4.7	1.5	1.4	2.0	4.7	2.9	3.3	2.2
7	5.8	7.9	4.0	▲0.9	1.2	1.0	4.0	1.5	3.3	2.8	4.2	2.5	3.5	1.2
8	6.2	7.1	1.1	0.3	1.8	2.0	2.0	1.1	1.0	1.9	2.9	3.2	▲0.8	1.5
9	8.5	8.4	2.6	0.3	5.4	2.5	4.8	0.8	3.2	1.1	3.5	1.7	▲0.1	1.4

注:前年(度、同期、同月)比増減率は、ギャップを調整するリンク係数(付表参照)で処理した数値で計算している。

Note:The percentage change from the same month/term of the previous year is calculated using the linked coefficient to adjust for discrepancies. Refer to the appendix table.

神奈川 Kanagawa		新潟 Niigata		富山 Toyama		石川 Ishikawa		福井 Fukui		山梨 Yamanashi		長野 Nagano		Year and Month	
店舗数 Establishments															
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	C.Y.	2013
386,247	896	87,014	262	56,534	154	62,800	148	42,309	101	41,534	118	61,923	190		2014
406,054	912	90,697	269	60,477	153	66,839	148	46,009	100	42,584	130	63,376	201		2015
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	F.Y.	2013
384,905	895	85,594	262	56,743	155	63,801	151	43,413	99	40,926	119	60,888	193		2014
413,327	921	93,174	269	62,255	152	67,880	148	45,900	101	43,634	131	65,024	200		2015
102,375	904	23,785	266	15,915	152	17,119	150	10,937	99	10,907	117	16,470	201	Q3	2015
106,576	912	23,970	269	16,036	153	17,223	148	11,118	100	11,297	130	16,580	201	Q4	
102,848	921	23,088	269	15,679	152	17,184	148	12,488	101	10,873	131	16,534	200	Q1	2016
106,252	932	24,179	271	16,460	152	17,449	146	11,719	103	11,401	129	16,722	203	Q2	
105,922	932	24,933	273	16,794	154	17,698	147	11,458	104	11,515	128	17,385	205	Q3	
35,460	905	8,025	266	5,287	152	5,652	149	3,575	99	3,748	117	5,615	201	Jul.	2015
34,383	902	8,366	269	5,673	152	6,088	152	3,863	99	3,698	118	5,708	201	Aug.	
32,532	904	7,394	266	4,955	152	5,379	150	3,499	99	3,461	117	5,147	201	Sep.	
34,660	908	7,577	265	5,076	152	5,433	149	3,516	100	3,724	131	5,214	199	Oct.	
33,801	906	7,580	269	5,215	153	5,624	148	3,611	100	3,571	130	5,364	200	Nov.	
38,115	912	8,813	269	5,745	153	6,166	148	3,991	100	4,002	130	6,002	201	Dec.	
33,337	912	7,662	271	5,218	154	5,778	152	4,265	100	3,568	130	5,397	200	Jan.	2016
33,793	920	7,517	271	5,148	153	5,671	148	4,164	100	3,560	130	5,430	200	Feb.	
35,718	921	7,909	269	5,313	152	5,735	148	4,059	101	3,745	131	5,707	200	Mar.	
34,727	933	7,824	269	5,491	153	5,894	149	4,130	102	3,795	131	5,496	202	Apr.	
36,288	933	8,131	271	5,354	153	5,635	146	3,704	102	3,859	129	5,625	202	May	
35,237	932	8,224	271	5,615	152	5,920	146	3,885	103	3,747	129	5,601	203	Jun.	
37,090	937	8,533	272	5,640	153	5,846	147	3,776	104	3,970	129	5,905	203	Jul.	
35,551	935	8,488	274	5,829	153	6,204	146	3,982	104	3,934	130	6,000	204	Aug.	
33,281	932	7,912	273	5,325	154	5,648	147	3,700	104	3,611	128	5,480	205	Sep.	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	C.Y.	2013
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		2014
4.6	1.9	5.4	2.7	7.4	0.0	6.8	0.7	8.7	▲1.0	4.5	10.2	5.0	5.8		2015
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	F.Y.	2013
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		2014
7.0	2.9	9.7	2.7	10.1	▲1.9	6.6	▲2.0	5.7	2.0	8.2	10.1	8.9	3.6		2015
5.0	2.0	7.5	4.3	10.4	▲1.9	6.9	2.0	5.2	▲2.0	4.5	▲0.8	8.2	7.5	Q3	2015
5.0	1.9	6.6	2.7	11.8	0.0	7.1	0.7	3.7	▲1.0	8.7	10.2	6.8	5.8	Q4	
7.6	2.9	12.0	2.7	12.8	▲1.9	6.4	▲2.0	▲0.9	2.0	10.7	10.1	11.1	3.6	Q1	2016
4.7	2.9	8.3	2.7	12.5	1.3	6.7	▲2.7	3.2	4.0	8.0	10.3	8.3	0.5	Q2	
3.5	3.1	4.8	2.6	5.5	1.3	3.4	▲2.0	4.8	5.1	5.6	9.4	5.6	2.0	Q3	
5.3	1.9	7.9	5.6	10.4	▲2.6	7.7	2.8	6.0	▲2.0	4.4	▲1.7	8.5	6.3	Jul.	2015
6.3	1.7	8.6	5.5	13.0	▲2.6	9.3	4.1	5.9	▲2.0	4.6	0.0	9.6	6.9	Aug.	
3.4	2.0	6.0	4.3	7.6	▲1.9	3.4	2.0	3.5	▲2.0	4.5	▲0.8	6.3	7.5	Sep.	
7.8	2.1	5.0	3.1	11.6	▲1.9	6.4	1.4	3.4	▲1.0	11.0	11.0	5.8	5.3	Oct.	
4.7	1.3	5.3	3.5	10.7	▲1.3	8.0	0.7	3.7	▲1.0	8.2	11.1	7.6	5.8	Nov.	
3.0	1.9	9.3	2.7	12.9	0.0	6.8	0.7	3.9	▲1.0	7.1	10.2	6.9	5.8	Dec.	
6.3	2.2	12.5	3.8	10.2	0.7	7.4	3.4	2.4	▲1.0	7.5	10.2	10.3	5.3	Jan.	2016
11.8	3.4	14.6	3.4	12.3	0.0	3.8	0.7	▲4.1	1.0	15.3	10.2	16.2	3.6	Feb.	
5.1	2.9	9.2	2.7	16.0	▲1.9	8.2	▲2.0	▲0.7	2.0	9.7	10.1	7.2	3.6	Mar.	
9.1	3.4	11.6	2.3	17.8	0.0	11.1	▲2.0	▲0.1	3.0	14.4	11.0	14.4	1.5	Apr.	
2.9	2.4	5.3	2.7	6.0	▲0.6	0.5	▲2.7	0.7	2.0	5.6	9.3	4.2	0.5	May	
2.4	2.9	8.2	2.7	14.3	1.3	8.8	▲2.7	9.6	4.0	4.5	10.3	7.0	0.5	Jun.	
4.6	3.5	6.3	2.3	6.7	0.7	3.4	▲1.3	5.6	5.1	5.9	10.3	5.2	1.0	Jul.	
3.4	3.7	1.5	1.9	2.7	0.7	1.9	▲3.9	3.1	5.1	6.4	10.2	5.1	1.5	Aug.	
2.3	3.1	7.0	2.6	7.5	1.3	5.0	▲2.0	5.7	5.1	4.3	9.4	6.5	2.0	Sep.	

Sales value (million yen) ・ Number of establishments

Percentage change from the same month/term of the previous year (%)

第3表 都道府県別販売額等及び前年(度、同期、同月)比増減率

Table3 Sales value by prefectures and the percentage change from the same month/term of the previous year.

年 月	岐阜		静岡		愛知		三重		滋賀		京都		大阪	
	Gifu		Shizuoka		Aichi		Mie		Shiga		Kyoto		Osaka	
	店舗数													
	Establishments													
平成 25年	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
26	103,526	269	208,517	448	313,940	764	56,941	183	51,331	153	77,575	251	297,221	835
27	107,196	289	217,203	449	326,162	785	60,318	197	55,377	162	82,962	251	344,383	826
平成 25年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
26	102,613	275	205,090	448	306,706	764	55,586	182	51,301	155	77,981	247	306,404	803
27	108,974	294	221,081	445	332,587	790	62,051	198	56,536	164	85,048	253	354,588	842
平成 27年 7～9月	26,163	281	55,348	445	82,596	777	15,153	191	14,306	159	20,940	250	87,438	817
10～12	27,083	289	57,188	449	84,721	785	15,724	197	14,478	162	22,019	251	91,126	826
平成 28年 1～3月	28,411	294	54,745	445	82,483	790	15,917	198	14,083	164	21,029	253	89,068	842
4～6	28,233	300	56,450	449	86,873	796	16,676	197	14,763	165	22,284	255	94,742	847
7～9	27,791	307	57,620	441	86,923	805	16,462	197	15,133	169	22,898	257	92,939	850
平成 27年 7月	8,972	282	19,143	450	28,855	769	5,240	189	4,935	157	7,341	251	30,417	814
8	8,927	281	18,983	448	27,859	775	5,224	190	4,978	159	6,967	251	29,171	816
9	8,264	281	17,222	445	25,882	777	4,689	191	4,393	159	6,632	250	27,850	817
10	8,633	284	18,528	446	27,806	777	5,066	193	4,716	161	7,209	251	29,873	822
11	8,635	288	17,997	447	26,364	783	4,891	194	4,552	162	6,875	251	28,662	823
12	9,815	289	20,663	449	30,551	785	5,767	197	5,210	162	7,935	251	32,591	826
平成 28年 1月	9,184	292	17,999	447	26,278	785	5,088	197	4,504	162	6,682	252	28,214	832
2	9,383	293	17,828	447	26,797	791	5,207	197	4,583	163	6,907	254	29,467	834
3	9,844	294	18,918	445	29,408	790	5,622	198	4,996	164	7,440	253	31,387	842
4	9,512	297	18,383	447	28,474	794	5,408	197	4,768	165	7,228	251	31,920	849
5	9,362	299	19,152	448	29,289	795	5,654	198	4,998	165	7,605	256	31,499	842
6	9,359	300	18,915	449	29,110	796	5,614	197	4,997	165	7,451	255	31,323	847
7	9,601	303	20,218	448	30,741	798	5,761	195	5,339	168	8,155	257	32,812	847
8	9,387	305	19,640	448	28,849	801	5,509	197	5,032	167	7,657	258	30,666	847
9	8,803	307	17,762	441	27,333	805	5,192	197	4,762	169	7,086	257	29,461	850
前年(度・同期・同月)比増減率(%)														
平成 25年	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
26	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
27	3.5	7.4	4.2	0.2	4.1	3.2	6.3	8.2	7.9	5.9	9.0	2.9	14.8	2.6
平成 25年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
26	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
27	6.2	6.9	7.8	▲0.7	8.6	3.4	11.9	8.8	10.2	5.8	10.7	2.4	14.9	4.9
平成 27年 7～9月	0.9	5.6	4.4	0.2	6.5	2.0	8.3	6.1	8.8	6.7	6.2	5.5	13.4	3.0
10～12	2.9	7.4	9.6	0.2	7.2	3.2	11.3	8.2	9.4	5.9	10.4	2.9	14.1	2.6
平成 28年 1～3月	6.7	6.9	7.6	▲0.7	8.4	3.4	12.2	8.8	9.0	5.8	11.0	2.4	12.9	4.9
4～6	3.4	7.5	4.9	0.0	4.9	3.4	9.3	5.3	8.0	6.5	5.8	1.6	9.0	4.3
7～9	6.2	9.3	4.1	▲0.9	5.2	3.6	8.6	3.1	5.8	6.3	9.4	2.8	6.3	4.0
平成 27年 7月	1.1	7.2	3.5	2.0	6.5	2.3	7.6	5.0	8.0	5.4	7.3	6.4	13.8	3.2
8	2.4	6.0	3.9	1.4	8.0	2.8	11.1	5.6	12.6	5.3	6.0	5.9	13.3	3.4
9	▲1.0	5.6	6.1	0.2	4.8	2.0	6.0	6.1	5.6	6.7	5.3	5.5	13.0	3.0
10	2.7	6.8	10.5	0.2	11.4	2.6	13.7	6.6	13.9	9.5	14.6	4.6	19.8	3.1
11	2.7	7.9	7.5	0.2	6.5	2.9	10.5	6.6	6.8	8.0	10.2	4.6	13.2	2.7
12	3.2	7.4	10.6	0.2	4.3	3.2	9.9	8.2	7.8	5.9	7.0	2.9	10.2	2.6
平成 28年 1月	1.9	8.6	7.9	0.7	4.3	3.4	9.2	8.2	9.4	5.9	11.4	2.9	14.5	3.6
2	9.2	7.7	10.0	0.0	10.7	3.9	13.5	7.7	5.0	4.5	12.5	3.7	11.8	4.0
3	9.1	6.9	5.2	▲0.7	10.3	3.4	13.9	8.8	12.5	5.8	9.4	2.4	12.6	4.9
4	7.2	7.2	8.3	▲0.2	8.3	3.7	12.4	5.9	6.7	6.5	7.0	1.2	12.0	4.9
5	▲0.3	6.8	2.8	▲0.2	2.4	3.2	6.6	5.9	5.9	5.8	6.1	2.8	7.5	4.0
6	3.3	7.5	3.9	0.0	4.4	3.4	9.2	5.3	11.5	6.5	4.5	1.6	7.5	4.3
7	7.0	7.4	5.6	▲0.4	6.5	3.8	9.9	3.2	8.2	7.0	11.1	2.4	7.9	4.1
8	5.2	8.5	3.5	0.0	3.6	3.4	5.5	3.7	1.1	5.0	9.9	2.8	5.1	3.8
9	6.5	9.3	3.1	▲0.9	5.6	3.6	10.7	3.1	8.4	6.3	6.8	2.8	5.8	4.0

注:前年(度、同期、同月)比増減率は、ギャップを調整するリンク係数(付表参照)で処理した数値で計算している。

Note:The percentage change from the same month/term of the previous year is calculated using the linked coefficient to adjust for discrepancies. Refer to the appendix table.

兵庫 Hyogo		奈良 Nara		和歌山 Wakayama		鳥取 Tottori		島根 Shimane		岡山 Okayama		広島 Hiroshima		Year and Month
店舗数 Establishments														
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	C.Y. 2013
190,022	543	31,258	101	14,276	69	16,054	50	24,391	53	62,124	152	88,434	245	2014
207,877	553	32,558	101	16,290	71	18,083	55	26,005	59	65,676	151	95,771	252	2015
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	F.Y. 2013
193,125	542	31,333	95	14,419	69	16,119	51	24,383	55	62,234	149	88,750	243	2014
209,882	554	32,965	100	16,674	70	18,773	56	26,508	60	66,387	154	97,080	254	2015
53,289	554	8,212	98	3,965	69	4,567	54	6,531	56	16,294	150	23,740	249	Q3 2015
53,874	553	8,553	101	4,170	71	5,004	55	6,778	59	17,147	151	25,536	252	Q4
51,039	554	8,135	100	4,289	70	4,706	56	6,528	60	16,296	154	23,964	254	Q1 2016
53,843	557	8,690	100	4,619	72	5,186	58	7,100	62	17,688	158	25,256	264	Q2
54,521	559	8,939	102	4,575	73	5,527	60	7,374	62	17,318	157	25,647	266	Q3
18,344	549	2,838	97	1,359	69	1,547	52	2,259	55	5,619	150	8,573	249	Jul. 2015
18,323	548	2,784	98	1,333	69	1,510	52	2,217	55	5,616	150	7,809	249	Aug.
16,622	554	2,590	98	1,273	69	1,510	54	2,055	56	5,059	150	7,358	249	Sep.
17,461	552	2,732	99	1,364	70	1,671	55	2,311	58	5,333	149	8,315	250	Oct.
16,907	551	2,631	99	1,338	70	1,518	55	2,047	59	5,553	151	7,730	251	Nov.
19,506	553	3,190	101	1,468	71	1,815	55	2,420	59	6,261	151	9,491	252	Dec.
16,560	552	2,637	101	1,424	70	1,487	55	2,052	60	5,240	152	7,536	253	Jan. 2016
16,713	556	2,653	99	1,378	70	1,513	55	2,094	60	5,358	154	7,604	254	Feb.
17,766	554	2,845	100	1,487	70	1,706	56	2,382	60	5,698	154	8,824	254	Mar.
17,572	557	2,827	102	1,493	71	1,650	56	2,261	61	5,702	156	8,060	259	Apr.
18,447	560	2,985	100	1,575	72	1,787	58	2,481	62	6,067	159	8,678	262	May
17,824	557	2,878	100	1,551	72	1,749	58	2,358	62	5,919	158	8,518	264	Jun.
19,296	557	3,117	100	1,573	72	1,969	60	2,659	62	6,051	159	9,384	264	Jul.
18,195	558	2,976	103	1,491	73	1,855	60	2,488	62	5,956	159	8,401	264	Aug.
17,030	559	2,846	102	1,511	73	1,703	60	2,227	62	5,311	157	7,862	266	Sep.
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	C.Y. 2013
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2014
7.8	2.4	8.5	6.3	14.1	2.9	12.6	10.0	6.6	11.3	6.5	0.7	9.2	4.1	2015
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	F.Y. 2013
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2014
7.5	2.2	8.5	5.3	15.6	1.4	16.5	9.8	8.7	9.1	7.3	3.4	10.0	4.5	2015
7.4	3.4	7.2	6.5	13.9	3.0	12.3	17.4	4.0	5.7	4.8	0.0	8.2	2.5	Q3 2015
7.5	2.4	9.4	6.3	11.0	2.9	18.8	10.0	6.4	11.3	5.2	0.7	5.1	4.1	Q4
4.1	2.2	5.3	5.3	9.8	1.4	17.2	9.8	8.3	9.1	4.6	3.4	5.8	4.5	Q1 2016
4.2	1.6	7.7	3.1	8.7	4.3	15.3	11.5	6.4	12.7	6.2	5.3	5.9	6.5	Q2
2.3	0.9	8.9	4.1	15.4	5.8	21.0	11.1	12.9	10.7	6.3	4.7	8.0	6.8	Q3
7.1	2.6	8.7	4.3	15.2	4.5	8.3	13.0	3.6	5.8	4.8	0.7	9.9	2.9	Jul. 2015
10.5	2.2	8.3	5.4	11.6	4.5	10.5	13.0	6.0	3.8	7.1	0.7	9.2	2.5	Aug.
4.4	3.4	4.5	6.5	14.9	3.0	18.7	17.4	2.4	5.7	2.3	0.0	5.3	2.5	Sep.
11.2	2.6	12.8	6.5	16.4	2.9	28.7	17.0	12.8	9.4	6.2	▲1.3	6.5	2.5	Oct.
6.1	2.4	6.0	5.3	12.2	2.9	12.6	12.2	3.5	11.3	5.1	0.7	3.8	3.7	Nov.
5.6	2.4	9.5	6.3	5.5	2.9	16.0	10.0	3.2	11.3	4.4	0.7	5.1	4.1	Dec.
4.7	2.8	7.4	6.3	9.5	1.4	12.6	7.8	4.1	13.2	2.5	1.3	4.2	4.5	Jan. 2016
1.5	3.3	0.7	4.2	10.1	2.9	18.9	7.8	10.9	11.1	7.1	3.4	8.3	5.0	Feb.
6.0	2.2	7.8	5.3	10.0	1.4	19.9	9.8	10.1	9.1	4.2	3.4	5.0	4.5	Mar.
5.5	2.0	9.2	6.3	9.7	2.9	16.3	9.8	5.9	10.9	8.4	4.0	7.8	6.1	Apr.
4.3	2.4	9.0	4.2	8.1	4.3	14.3	11.5	6.5	12.7	5.0	5.3	4.2	6.5	May
2.8	1.6	5.2	3.1	8.3	4.3	15.5	11.5	6.8	12.7	5.4	5.3	6.0	6.5	Jun.
5.2	1.5	9.8	3.1	15.7	4.3	27.3	15.4	17.7	12.7	7.7	6.0	9.5	6.0	Jul.
▲0.7	1.8	6.9	5.1	11.9	5.8	22.8	15.4	12.2	12.7	6.1	6.0	7.6	6.0	Aug.
2.5	0.9	9.9	4.1	18.7	5.8	12.8	11.1	8.4	10.7	5.0	4.7	6.8	6.8	Sep.

Sales value (million yen) ・ Number of establishments

Percentage change from the same month/term of the previous year (%)

第3表 都道府県別販売額等及び前年(度、同期、同月)比増減率

Table3 Sales value by prefectures and the percentage change from the same month/term of the previous year.

年 月	山口 Yamaguchi		徳島 Tokushima		香川 Kagawa		愛媛 Ehime		高知 Kochi		福岡 Fukuoka		佐賀 Saga	
	販売額 (百万円)	店舗数 (店)	販売額 (百万円)	店舗数 (店)	販売額 (百万円)	店舗数 (店)	販売額 (百万円)	店舗数 (店)	販売額 (百万円)	店舗数 (店)	販売額 (百万円)	店舗数 (店)	販売額 (百万円)	店舗数 (店)
平成 25年	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
26	57,153	151	28,200	65	35,375	100	66,583	192	21,203	62	207,543	596	33,324	70
27	62,964	168	30,107	66	37,445	104	71,107	198	23,724	67	225,637	614	36,784	75
平成 25年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
26	57,314	158	28,375	66	35,219	99	66,334	192	21,271	63	208,343	597	33,609	71
27	64,405	171	30,000	67	38,113	102	72,536	197	24,404	66	227,554	616	36,527	80
平成 27年 7～9月	16,109	163	7,604	66	9,614	102	18,170	196	6,127	64	57,706	606	9,372	74
10～12	16,772	168	7,562	66	9,805	104	18,563	198	6,297	67	58,320	614	9,298	75
平成 28年 1～3月	15,888	171	7,177	67	9,277	102	17,660	197	6,059	66	54,927	616	8,362	80
4～6	16,637	172	7,940	68	9,852	101	18,637	198	6,420	69	59,922	634	9,822	80
7～9	17,468	175	8,088	69	10,017	99	18,992	200	6,900	71	60,522	640	9,632	81
平成 27年 7月	5,546	160	2,598	66	3,258	100	6,161	195	2,054	64	19,602	606	3,170	72
8	5,490	163	2,613	66	3,271	100	6,206	195	2,132	64	19,427	608	3,236	74
9	5,073	163	2,393	66	3,085	102	5,803	196	1,941	64	18,677	606	2,966	74
10	5,599	166	2,498	66	3,089	103	5,893	198	2,042	66	19,199	607	3,072	75
11	5,065	167	2,380	66	3,137	103	5,882	197	2,015	66	18,171	611	2,899	75
12	6,108	168	2,684	66	3,579	104	6,788	198	2,240	67	20,950	614	3,327	75
平成 28年 1月	5,121	169	2,356	67	3,129	103	5,818	197	2,021	67	18,134	616	2,916	80
2	5,124	170	2,365	67	2,971	101	5,677	195	1,977	67	17,603	614	2,612	80
3	5,643	171	2,456	67	3,177	102	6,165	197	2,061	66	19,190	616	2,834	80
4	5,318	171	2,530	66	3,207	101	6,020	199	2,062	67	19,760	623	3,202	80
5	5,696	171	2,764	67	3,389	101	6,402	197	2,165	68	20,247	629	3,359	80
6	5,623	172	2,646	68	3,256	101	6,215	198	2,193	69	19,915	634	3,261	80
7	6,244	173	2,839	68	3,587	101	6,673	198	2,378	71	20,757	635	3,309	80
8	5,834	173	2,738	68	3,358	101	6,479	199	2,386	71	20,373	638	3,299	80
9	5,390	175	2,511	69	3,072	99	5,840	200	2,136	71	19,392	640	3,024	81
前年(度・同期・同月)比増減率(%)														
平成 25年	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
26	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
27	7.3	9.8	5.3	3.1	6.4	5.1	5.3	3.1	11.9	8.1	5.3	2.7	4.0	7.1
平成 25年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
26	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
27	10.2	8.2	4.6	1.5	8.7	3.0	8.2	2.6	14.7	4.8	6.7	3.2	4.0	12.7
平成 27年 7～9月	7.9	7.9	6.1	4.8	7.4	4.1	6.8	2.1	14.3	6.7	6.8	2.7	3.6	5.7
10～12	10.0	9.8	4.8	3.1	7.1	5.1	5.2	3.1	14.1	8.1	4.9	2.7	3.2	7.1
平成 28年 1～3月	10.0	8.2	▲1.5	1.5	7.8	3.0	8.8	2.6	12.6	4.8	3.6	3.2	▲3.0	12.7
4～6	6.4	6.8	3.7	3.0	4.6	1.0	2.7	2.1	8.4	7.8	5.9	4.6	3.4	11.1
7～9	8.4	7.4	6.4	4.5	4.2	▲2.9	4.5	2.0	12.6	10.9	4.9	5.6	2.8	9.5
平成 27年 7月	6.7	6.7	8.2	6.5	7.2	2.0	5.9	1.6	11.9	6.7	5.0	2.5	2.1	4.3
8	10.0	8.7	7.1	6.5	8.2	2.0	7.7	1.6	16.8	6.7	8.6	3.4	7.2	5.7
9	7.0	7.9	2.8	4.8	6.9	4.1	6.8	2.1	14.2	6.7	7.0	2.7	1.5	5.7
10	12.8	9.9	8.1	4.8	6.3	4.0	4.0	3.1	17.9	10.0	7.1	2.4	4.3	7.1
11	9.1	9.9	3.7	4.8	7.7	4.0	7.4	3.1	15.9	6.5	5.3	2.5	1.0	7.1
12	8.3	9.8	2.7	3.1	7.4	5.1	4.3	3.1	9.3	8.1	2.7	2.7	4.0	7.1
平成 28年 1月	8.7	10.5	1.2	4.7	9.9	3.0	7.5	2.6	11.5	8.1	4.9	3.7	4.3	12.7
2	12.0	11.8	▲7.7	3.1	6.9	2.0	9.4	1.6	15.3	9.8	4.1	2.8	▲5.4	12.7
3	9.3	8.2	2.7	1.5	6.6	3.0	9.5	2.6	11.3	4.8	2.0	3.2	▲7.4	12.7
4	9.1	7.5	4.6	0.0	7.3	2.0	4.1	3.1	8.5	6.3	7.3	4.0	4.5	11.1
5	4.3	6.2	3.9	1.5	3.7	1.0	1.7	1.5	7.7	6.3	5.1	4.3	2.4	11.1
6	6.1	6.8	2.6	3.0	3.0	1.0	2.5	2.1	9.1	7.8	5.3	4.6	3.5	11.1
7	12.6	8.1	9.3	3.0	10.1	1.0	8.3	1.5	15.8	10.9	5.9	4.8	4.4	11.1
8	6.3	6.1	4.8	3.0	2.7	1.0	4.4	2.1	11.9	10.9	4.9	4.9	1.9	8.1
9	6.2	7.4	4.9	4.5	▲0.4	▲2.9	0.6	2.0	10.0	10.9	3.8	5.6	2.0	9.5

注:前年(度、同期、同月)比増減率は、ギャップを調整するリンク係数(付表参照)で処理した数値で計算している。

Note:The percentage change from the same month/term of the previous year is calculated using the linked coefficient to adjust for discrepancies. Refer to the appendix table.

長崎 Nagasaki		熊本 Kumamoto		大分 Oita		宮崎 Miyazaki		鹿児島 Kagoshima		沖縄 Okinawa		Year and Month	
店舗数 Establishments													
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	C.Y. 2013	
43,863	105	70,596	144	47,036	92	52,267	119	67,097	173	16,798	50	2014	
47,506	111	73,415	156	51,545	105	54,659	121	68,098	174	20,192	51	2015	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	F.Y. 2013	
42,547	106	69,526	148	46,942	100	51,682	120	65,711	176	16,998	50	2014	
49,383	110	75,068	158	52,735	107	55,507	119	68,815	179	21,307	65	2015	
12,687	108	19,003	151	13,448	104	14,269	121	17,622	176	5,309	49	Q3 2015	
12,957	111	19,297	156	13,659	105	14,271	121	17,650	174	5,400	51	Q4	
11,730	110	18,216	158	12,786	107	13,357	119	16,575	179	5,455	65	Q1 2016	
12,827	112	19,827	155	14,113	108	14,211	118	17,760	178	5,815	67	Q2	
13,341	112	20,846	160	14,417	108	14,828	120	18,466	181	5,369	67	Q3	
4,294	106	6,435	152	4,569	104	4,803	122	5,989	177	1,823	52	Jul. 2015	
4,300	107	6,520	152	4,675	103	4,963	122	5,988	176	1,776	48	Aug.	
4,093	108	6,048	151	4,204	104	4,503	121	5,645	176	1,710	49	Sep.	
4,261	108	6,321	153	4,464	104	4,689	121	5,855	176	1,801	50	Oct.	
4,051	111	5,976	154	4,251	105	4,412	121	5,546	173	1,795	51	Nov.	
4,645	111	7,000	156	4,944	105	5,170	121	6,249	174	1,804	51	Dec.	
3,977	109	6,085	158	4,270	105	4,472	120	5,563	177	1,826	61	Jan. 2016	
3,709	109	5,849	158	4,081	105	4,294	119	5,352	177	1,787	64	Feb.	
4,044	110	6,282	158	4,435	107	4,591	119	5,660	179	1,842	65	Mar.	
3,829	111	6,064	158	4,451	107	4,489	117	5,505	178	1,692	66	Apr.	
4,571	112	6,962	157	4,890	108	4,929	117	6,212	178	2,075	68	May	
4,427	112	6,801	155	4,772	108	4,793	118	6,043	178	2,048	67	Jun.	
4,607	112	7,133	157	4,964	109	5,074	118	6,268	178	1,732	67	Jul.	
4,583	112	7,096	157	4,965	109	5,054	117	6,289	178	1,837	67	Aug.	
4,151	112	6,617	160	4,488	108	4,700	120	5,909	181	1,800	67	Sep.	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	C.Y. 2013	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2014	
5.6	5.7	2.6	9.1	6.5	11.7	1.8	0.0	▲1.0	▲0.6	19.8	8.5	2015	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	F.Y. 2013	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2014	
13.8	3.8	6.9	6.8	9.9	7.0	5.2	▲0.8	2.8	1.7	25.1	30.0	2015	
8.8	4.9	4.5	7.9	8.7	11.8	4.2	0.0	1.8	0.0	21.8	6.5	Q3 2015	
16.0	5.7	5.3	9.1	9.7	11.7	3.0	0.0	2.1	▲0.6	24.3	8.5	Q4	
19.1	3.8	10.0	6.8	10.3	7.0	6.8	▲0.8	4.5	1.7	25.7	30.0	Q1 2016	
6.8	5.7	6.9	2.6	9.9	5.9	4.4	▲3.3	4.7	0.6	13.1	28.8	Q2	
5.2	3.7	9.7	6.0	7.2	3.8	3.9	▲0.8	4.8	2.8	1.1	36.7	Q3	
6.8	3.9	2.8	8.6	6.7	14.3	2.1	2.5	0.9	1.1	31.0	18.2	Jul. 2015	
9.4	3.9	5.9	8.6	11.8	13.2	6.0	2.5	1.3	0.0	23.7	4.3	Aug.	
10.3	4.9	4.6	7.9	7.8	11.8	4.6	0.0	3.2	0.0	11.7	6.5	Sep.	
12.6	4.9	6.8	9.3	11.4	11.8	4.9	0.0	3.5	0.6	32.0	8.7	Oct.	
9.7	6.7	5.0	8.5	9.6	11.7	3.2	0.0	2.9	▲1.1	27.7	8.5	Nov.	
25.8	5.7	4.1	9.1	8.3	11.7	1.3	0.0	0.2	▲0.6	14.5	8.5	Dec.	
31.7	3.8	6.2	10.5	9.2	9.4	2.5	0.8	0.6	1.1	19.3	27.1	Jan. 2016	
13.4	2.8	13.1	8.2	11.4	6.1	9.4	▲0.8	6.8	0.6	29.4	33.3	Feb.	
13.5	3.8	10.9	6.8	10.3	7.0	8.7	▲0.8	6.5	1.7	29.0	30.0	Mar.	
8.8	4.7	7.1	6.8	12.6	5.9	7.2	▲3.3	5.7	1.1	19.1	32.0	Apr.	
5.9	5.7	6.0	4.0	8.2	6.9	2.5	▲4.1	3.6	0.6	14.6	33.3	May	
6.0	5.7	7.6	2.6	9.2	5.9	3.9	▲3.3	4.9	0.6	7.1	28.8	Jun.	
7.3	5.7	10.8	3.3	8.6	4.8	5.6	▲3.3	4.7	0.6	▲5.0	28.8	Jul.	
6.6	4.7	8.8	3.3	6.2	5.8	1.8	▲4.1	5.0	1.1	3.4	39.6	Aug.	
1.4	3.7	9.4	6.0	6.8	3.8	4.4	▲0.8	4.7	2.8	5.3	36.7	Sep.	

Sales value (million yen) ・ Number of establishments

Percentage change from the same month/term of the previous year (%)

第4表 商品別期末商品手持額、在庫率及び前年同期末比増減率

Table4 Commodity stocks and inventory ratio by goods and the percentage change from the same term of the previous year

	年期末	商品手持額										Year and Month							
		Commodity Stocks	調剤医薬品 Dispensing pharmaceutical products	OTC医薬品 Over the counter medical products	ヘルスケア用品 (衛生用品)・ 介護・ベビー Health care (sanitary goods), nursing care, and baby products	健康食品 Health foods	ビューティケア (化粧品・ 小物) Beauty care (cosmetic products and goods)	トイレタリー Toiletry goods	家庭用品・日 用消耗品・ ペット用品 Household utensils, daily necessities, pet products	食品 Food	その他 others								
商品手持額	平成 27 年 9 月	9	685,512	31,754	113,916	46,414	31,713	180,741	67,882	86,865	108,289	17,938	Q3 2015	Value (million yen)	Commodity stocks				
		12	754,129	35,908	122,218	51,100	32,862	196,074	73,553	99,521	122,818	20,075	Q4						
		平成 28 年 3 月	3	727,298	33,269	117,426	50,137	31,661	195,635	70,574	93,485	116,092	19,019			Q1 2016			
			6	735,009	32,400	118,260	49,216	32,413	195,563	72,988	96,623	118,877	18,669			Q2			
	前年同期末比増減率 (%)	平成 27 年 9 月	9	734,676	32,527	119,394	49,045	33,086	195,202	70,692	96,169	119,152	19,409			Q3	Percentage change from the previous year (%)	Commodity stocks	
			12	5.0	3.4	1.5	5.5	4.2	▲0.6	▲1.4	10.1	20.8	14.6			Q3 2015			
			平成 28 年 3 月	3	5.2	13.9	▲1.8	5.0	6.6	▲5.2	2.2	11.4	29.9			10.2			Q4
				6	6.3	11.8	▲0.1	8.3	3.6	▲4.6	4.0	16.8	29.9			8.3			Q1 2016
商品在庫率	平成 27 年 9 月	9	157.9	108.2	177.7	151.7	200.8	279.6	156.8	129.7	98.9	180.4	Q3 2015	Inventory ratio	Inventory ratio				
		12	150.8	105.7	167.0	139.4	199.2	253.7	148.4	127.3	100.7	158.5	Q4						
		平成 28 年 3 月	3	154.8	92.9	163.0	144.1	202.5	281.8	156.7	138.8	97.4	182.6			Q1 2016			
			6	154.3	106.0	175.4	152.2	195.3	271.7	151.3	130.2	95.9	170.4			Q2			
	前年同期末比増減率 (%)	平成 27 年 9 月	9	162.3	110.5	185.6	163.7	212.9	289.5	158.8	135.8	99.3	182.8			Q3	Percentage change from the previous year (%)	Inventory ratio	
			12	▲1.4	▲0.8	▲3.4	▲1.0	▲5.1	▲9.8	▲5.4	5.9	11.8	10.4			Q3 2015			
			平成 28 年 3 月	3	▲0.5	7.7	▲4.4	1.0	▲0.5	▲12.8	▲1.6	7.2	19.9			8.5			Q4
				6	▲0.5	▲2.9	▲6.5	0.4	3.1	▲9.2	0.5	11.1	19.8			3.5			Q1 2016
前年同期末比増減率 (%)	平成 28 年 3 月	3	3.6	1.6	▲0.6	6.1	9.7	▲6.4	3.1	9.3	28.2	10.6	Q2	Percentage change from the previous year (%)	Inventory ratio				
		6	2.8	2.1	4.4	7.9	6.0	3.5	1.3	4.7	0.4	1.3	Q3						
		平成 28 年 3 月	3	▲1.4	▲0.8	▲3.4	▲1.0	▲5.1	▲9.8	▲5.4	5.9	11.8	10.4			Q3 2015			
			6	▲0.5	7.7	▲4.4	1.0	▲0.5	▲12.8	▲1.6	7.2	19.9	8.5			Q4			
前年同期末比増減率 (%)	平成 28 年 3 月	3	▲0.5	▲2.9	▲6.5	0.4	3.1	▲9.2	0.5	11.1	19.8	3.5	Q1 2016	Percentage change from the previous year (%)	Inventory ratio				
		6	3.6	1.6	▲0.6	6.1	9.7	▲6.4	3.1	9.3	28.2	10.6	Q2						
		平成 28 年 3 月	3	2.8	2.1	4.4	7.9	6.0	3.5	1.3	4.7	0.4	1.3			Q3			
			6	▲1.4	▲0.8	▲3.4	▲1.0	▲5.1	▲9.8	▲5.4	5.9	11.8	10.4			Q3 2015			

注1: 在庫率=期末商品手持額 / 月間商品販売額 × 100

注2: 前年(度、同期、同月)比増減率は、ギャップを調整するリンク係数(付表参照)で処理した数値で計算している。

Note1: Inventory ratio = value of commodity stocks at the end of term / value of commodity monthly sales x 100

Note2: The percentage change from the same month/term of the previous year is calculated using the linked coefficient to adjust for discrepancies. Refer to the appendix table.

平成 28 年 11 月 18 日

日本チェーンドラッグストア協会

会長 青木 桂生 殿

東日本大震災からの復興に向けた福島県産品の販売促進について

時下、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、東日本大震災発生以降、福島県をはじめとする被災地域への様々なご支援、ご協力に対しまして、改めて感謝を申し上げます。また、平成 26 年 10 月、平成 27 年 11 月に、貴団体をはじめ流通業界 10 団体に対し、被災地産品の利用・販売等の促進をお願いしたところ、その趣旨にご賛同頂き、全国各地の 4 万店を超える店舗でその利用・販売等に積極的に取り組んでいただきました。かかる点についても重ねて感謝を申し上げます。

震災から 5 年半（2,000 日）が経過し、福島県では本格的な産業・生業の再生が進んでいます。

しかしながら、震災により失われた販路の確保等の問題や、消費者の福島県産品に対する不安は未だ残っており、これを払拭し、より一層の販売促進・消費拡大に取り組んでいく必要があります。

このため、政府においては、生産現場での取組や食品中の放射性物質の検査結果等の正確で分かりやすい情報提供等、被災地産品の利用・販売等の回復に向けた取組を関係省庁が一体となって進めているところですが、あわせて国民の震災からの復興への想いを風化させることなく、官民を挙げて被災地産品の利用・販売等を全国規模で促進し、全国で被災地支援の機運を高めていくことは被災地域の復興を図る上で大変重要と考えております。

つきましては、全国に販売網、拠点を有する流通業の方々に、これまで以上の福島県産品の消費拡大に向けた取組をお願いしたいと考えております。国民と直接向き合っておられる流通業界のこうした取組は、地域経済の活性化に資することはもちろん、改めて復旧・復興に向けた支援の重要性を全国の多くの方々に理解していただく機会です。

ついては、貴団体会員企業の事業活動における福島県産品の流通・販売促進や被災地応援フェアの開催、食堂・贈答品等での一層の利用・販売等について、これまで以上の御尽力を賜りますようよろしくお願いいたします。

高木 陽 介

経済産業副大臣



美味しいものどころ ふくしまの恵み 商談会

2017

Fukushima no Megumi

出展企業数

100

社程度

(2016年実績106社)

開催日

2017年 **1月12日[木]**
11:00~17:00

会場

東京国際フォーラム 展示ホールE1
東京都千代田区丸の内3-5-1(有楽町駅より徒歩1分)

主催

福島県

協力

(一社)新日本スーパーマーケット協会、日本食糧新聞社、
福島県中小企業団体中央会、(公財)福島県観光物産交流協会、
(一社)全国農業会議所、(一社)福島県農業会議、
全国農業協同組合連合会福島県本部

**福島県内の生産者・加工食品メーカーが集合!!
新しい食材に出会う絶好の機会です。**

umai-fukushima.com

福島の生鮮品や加工品などの
情報収集・交換が効率的に行えます



福島県の有力な生産者
や加工食品メーカーが揃
う商談会です。会場での
試食はもちろん、生鮮品
や加工品についての魅
力も含め、効率的な情報
収集が可能です。

商品についての詳細情報をまとめた
FCPシートを全出展者が用意



取り扱っている生鮮品や
加工品について、その特
徴や生産・製造工程、品
質管理情報など詳しい
情報をまとめたFCPシー
トを用意しています。商談
会中、商談会后に情報
の整理に活用頂けます。



電車でお越しのお客様

JR線
有楽町駅より徒歩1分
東京駅より徒歩5分(京葉線東京駅と
B1F地下コンコースにて連絡 4番出口)

地下鉄
有楽町線：有楽町駅(B1F地下コンコースにて
連絡 D5出口)
日比谷線：銀座駅より徒歩5分
日比谷駅より徒歩5分
千代田線：二重橋前駅より徒歩5分
日比谷駅より徒歩7分
丸ノ内線：銀座駅より徒歩5分
銀座線：銀座駅より徒歩7分
京橋駅より徒歩7分
三田線：日比谷駅より徒歩5分

美味しいものどころ ふくしまの恵み 商談会 2017 事務局

TEL : 03-6457-8998 受付時間：平日10:00~17:30(休業日/土・日・祝日)

FAX : 03-6457-8753

E-mail : umai2017@umai-fukushima.com

<http://umai-fukushima.com>

流通団体各位

昨年から経済産業省が協力している「IoT 推進ラボ」(<http://iotlab.jp/jp/index.html>)では、IoT・AI・ビッグデータ等を活用した新たな事業の創出とその社会実装を促進することを目的に、「IoT Lab Connection」というビジネスマッチングイベント（いわゆる企業のお見合いイベント）を開催しております。

この度は以下のとおり第4回目の開催を行うことが決まりましたので、貴団体の会員の皆様に御周知いただけますと幸いです。

<第4回 IoT Lab Connection>

日時：平成29年3月13日（月）10：00～17：00

場所：一橋講堂（東京都千代田区一ツ橋2-1-2 学術センター内）

テーマ：

- ・フィンテック
- ・教育
- ・農業

イベントの参加の流れは以下のとおりです。

- ①「IoT 推進ラボ」会員に登録（無料）いただく。
- ②応募シートに、保有するシーズ・求めるニーズ等を登録いただく
（12月12日から登録開始、1月20日締切り）
- ③各社が登録されているシーズ・ニーズを確認し、お見合いをしたい企業を選択する。
（この段階で、どの企業が自社に対するニーズがあるか、自社が求めているニーズを提供できる事業者がいなかを確認できます。）
- ④イベントに参加する。

※③の段階で、適当なニーズ・シーズが確認できなければ、イベント当日を欠席いただくことも可能です。まずはお気軽に御登録ください。

なお、参加条件は「IoT 推進ラボ」会員であることですが、会員企業は2200強で大企業からベンチャーそして自治体まで幅広く、登録も簡単です。もし未登録の場合は専用ページから会員登録（無料）可能ですので、この機会に登録をご検討ください。

<http://iotlab.jp/jp/membership.html>

（現在の会員企業は専用ページ「会員一覧」から確認できます）

その他、不明点等ございましたら下記の担当宛に直接お問合せいただけますと幸いです。

=====
経済産業省 商務情報政策局 情報経済課
03-3501-0397 担当：柳田、丸山、河合
=====

28消安第3737号
28食産第3694号
28生畜第1024号
平成28年11月28日

日本チェーンドラッグストア協会会長 殿

農林水産省消費・安全局動物衛生課長
食料産業局企画課長
食文化・市場開拓課長
食品流通課長
食品製造課長
生産局畜産部食肉鶏卵課長

高病原性鳥インフルエンザに関する正しい知識の普及等について

本日、青森県下の家きん飼養農家において、高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜が確認されたところであり（別添1 プレスリリース参照）、現在、青森県においては、家畜伝染病予防法、高病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針等に基づき、防疫措置が講じられているところです。これらの防疫措置は、家きんへの本病のまん延を防ぐために行われるものです。

家きんの肉又は卵の摂食により、鳥インフルエンザが人に感染することは世界的にも報告されておらず、食品安全委員会ホームページ (<http://www.fsc.go.jp/>) においても、鳥インフルエンザに関する情報を掲載するなど本病に関する正確な知識を普及するための措置を講じております（別添2 「鶏肉・鶏卵の安全性に関する食品安全委員会の考え方」参照）。

農林水産省といたしましても、鳥インフルエンザ関係情報を随時当省ホームページに掲載していくほか、家きんの肉及び卵の安全性に関する消費者、流通業者及び製造業者への情報提供を含め、正確な情報の提供に努めることとしております。

貴会におかれましても、当該県産の家きんの肉及び卵の取扱いにつきまして、「〇〇県産の鶏肉・鶏卵は扱っていません」といった不適切な告知や、発生県産であることのみを理由とした取引拒否等が行われることのないよう、引き続き、本病に関する正確な知識の普及について、会員の皆様への周知につき特段の御配慮をいただきますようお願い申し上げます。

青森県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認について

青森県における高病原性鳥インフルエンザが疑われる事例については、遺伝子検査の結果、H5亜型であり、本日、高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜であることが確認されました。あわせて、別添のとおり、総理指示がありましたのでお知らせいたします。

1. 概要

青森県における高病原性鳥インフルエンザが疑われる事例については、遺伝子検査の結果、H5亜型であり、本日、高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜であることが確認されました。今後、NA亜型について国立研究開発法人 農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究部門において検査を実施します。

2. その他

- (1) 当該農場は、農家から通報があった時点から飼養家きん等の移動を自粛しています。
- (2) なお、我が国では、これまで家きん肉及び家きん卵を食べることにより、鳥インフルエンザウイルスが人に感染した事例は報告されていません。
- (3) 現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれがあること、農家の方のプライバシーを侵害しかねないことから、厳に慎むよう御協力をお願いいたします。
- (4) 今後とも、迅速で正確な情報提供に努めますので、生産者等の関係者や消費者は根拠のない噂などにより混乱することがないように、御協力をお願いいたします。

<添付資料>

- ・総理指示(PDF：51KB)

【お問合せ先】

消費・安全局動物衛生課
担当者：横澤、鈴木
代表：03-3502-8111 (内線4581)
ダイヤルイン：03-3502-5994
FAX：03-3502-3385

鳥インフルエンザについて^(注)

鶏肉・鶏卵の安全性に関する食品安全委員会の考え方

鶏肉・鶏卵は「安全」と考えます。

我が国の現状においては、以下の理由から、鶏肉や鶏卵を食べることにより、鳥インフルエンザ(ウイルス)がヒトに感染する可能性はないと考えています。

- ・ ウイルスがヒトの細胞に入り込むための受容体は**鳥の受容体とは異なること**
- ・ ウイルスは酸に弱く、**胃酸で不活化**されると考えられること

(注)高病原性鳥インフルエンザと低病原性鳥インフルエンザをともに対象にした考え方です。

☆ **海外への渡航の場合は、注意が必要です。** → [補足]参照

☆ 我が国の鶏肉や鶏卵については、発生時の家畜防疫上の措置や日々の殺菌・消毒等の衛生管理が実施されています。 → [参考情報]参照

☆ なお、食中毒予防の観点から、鶏肉を食べる場合は、生で食べることはひかえ、中心部までよく加熱する等十分注意してください。



〔補足〕

海外(主に東南アジア等)への渡航の場合は、以下の注意が必要です。

1. 海外(主に東南アジア等)ではヒトへの感染事例が報告されていますが、感染機会としては、本病に感染した鶏の羽をむしる・解体するといった作業に従事したとき、感染した闘鶏の世話をしたとき、感染しても特に症状を示さないアヒルと直接接触したときなどが報告されています。また、まれなケースとして、感染したアヒルの生の血液を使用した料理を食べたときなどが考えられると報告されています。さらに、中国ではH7N9亜型(注1)の低病原性鳥インフルエンザが流行し、主として家きんと接触したヒトへ感染した例が確認されています。

そのため、海外へ渡航の際は生きた鶏など家きんのいる市場や家きんを解体している場所への立入りは避け、万一、鳥と接触した場合には手をよく洗ってください。

2. 鶏などの家きんに鳥インフルエンザ(注2)等が集団発生している地域(東南アジア等)では、鶏肉や鶏卵を含む、家きんの肉や家きん由来製品については、食中毒予防の観点からも、十分な加熱調理(全ての部分が70℃に到達すること)や適切な取扱いをすることが必要です。

注1) H7N9は鳥には低病原性ですが、ヒトでは重症化することもあります。

2) 高病原性鳥インフルエンザは、H5N1のほか、H5N2、H5N8、H7N3、H7N7等が確認されています。

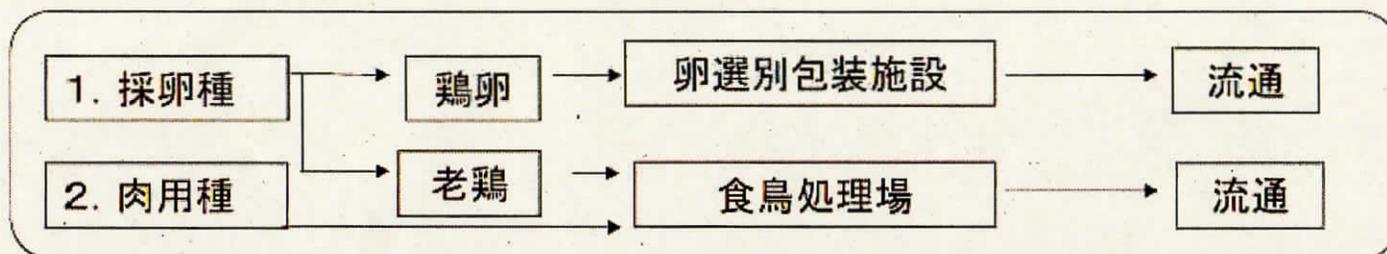
3) 最近までのWHO等による情報を確認して更新しました。

〔参考情報〕

1. 我が国においては、鳥インフルエンザが発生した場合には、感染鶏や同一農場の鶏は全て殺処分されるなどの家畜防疫上の措置が行われるため、本病に感染した鶏等が市場に出回ることはありません。

2. さらに、我が国で生産される鶏肉・鶏卵は、以下の安全のための措置が講じられています。

- 国産の鶏卵は、通常、厚生労働省の定める「衛生管理要領」に基づき、卵選別包装施設(GPセンター)において、次亜塩素酸ナトリウムなどを含む洗浄水で洗卵・消毒されています。
- 国産の鶏肉は、食鳥処理場において生体検査が実施されています。このため、病気にかかっている疑いのある鶏は食用にされません。

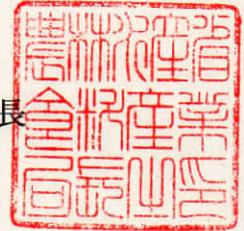


28食産第3738号

平成28年12月9日

日本チェーンドラッグストア協会会長 殿

農林水産省食料産業局長



企業従業員等に対するマイナンバー（社会保障・税番号）制度の周知・
広報について（依頼）

今般、当省大臣官房広報評価課長から企業従業員等に対するマイナンバー（社会
保障・税番号）制度の周知・広報について周知がありましたので、別添のとおりお
知らせします。



28 広 第 174 号
平成28年11月29日

食料産業局長 殿

大臣官房広報評価課長

企業従業員等に対するマイナンバー（社会保障・税番号）制度の周知・
広報について（依頼）

今般、内閣府大臣官房番号制度担当室長及び総務省自治行政局長から別添のとおり企業従業員等に対するマイナンバー（社会保障・税番号）制度の周知・広報について依頼があったので、関係団体に対し周知願います。

また、所管する独立行政法人等に対しては、貴職から周知願います。





府 番 第 232 号
総 行 住 第 220 号
平 成 28 年 11 月 25 日

各府省マイナンバー制度担当局長 殿

内閣府大臣官房番号制度担当室長
総務省自治行政局長
(公 印 省 略)

企業従業員等に対するマイナンバー（社会保障・税番号）制度の周知・広報について（依頼）

平素よりマイナンバー（社会保障・税番号）制度の推進に御協力いただき、深く感謝申し上げます。

本年1月に番号の利用とマイナンバーカード（個人番号カード）の交付が始まり、来年7月からは国・地方公共団体における情報連携やマイナポータルの本格運用が開始される予定です。このため、国においては、マイナンバー制度、特にマイナンバーカードやマイナポータルに係る周知・広報を集中的に展開することとしております。

マイナンバーカードは、国民に無料で交付され、公的な身分証として官民の本人確認を要する場面での利用が期待されるとともに、ICチップの空き領域を活用し、企業・団体等の社員証・入退館証として利用することが可能です。政府では、国家公務員ICカード身分証との一体化や、健康保険証としての利用など、多様な利活用方策について、関係省庁が一体となって検討を進めています（別添1）。

また、マイナンバーカードの利便性向上のため、コンビニで各種証明書が取得可能となるコンビニ交付サービスや、マイナポータルを活用した子育てワンストップサービスの全ての市区町村での導入に向けた検討など、マイナンバーカードを活用した住民サービスの向上と地域活性化の検討について、先般、地方公共団体に対し、依頼しているところです。

企業・団体等にとっては、従業員等がマイナンバーカードを取得することにより、従業員等の個人番号の取得や氏名・住所等の確認を一層迅速・正確・効率的に行うことが可能となります。また、従業員等にとっても、マイナンバーカードの取得により、コンビニ交付サービスや子育てワンストップサービスを活用することができるようになります。

つきましては、各企業・団体等において従業員等に対するマイナンバー制度の周知やマイナンバーカードの申請促進、社員証等としての活用に関する取組を進めていただきたく、貴府省におかれましては、下記について参照の上、各部局所管の関係機関・団体を通じた周知に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

(1) 広報チラシの活用

マイナンバーカードのメリットなどをわかりやすくまとめたチラシを作成しました（別添2）。内閣府（内閣官房）マイナンバーHP（URL：<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/>）からダウンロード可能ですので、年末調整に必要な書類の記載を従業員等に依頼する際の頒布や社内広報紙への掲載など、各企業・団体等における従業員等への周知に積極的に御活用ください。

(2) マイナンバーカードの公的な身分証としての利用

マイナンバーカードについては、基本4情報（氏名、住所、生年月日及び性別）が記載された顔写真付きの公的な身分証として、官民の本人確認を要する場面における本人確認書類として利用することが可能であり、既に多くの企業・団体等において、マイナンバーカードを本人確認書類として利用していただいておりますが、昨今、一般の方々より実際の本人確認の場面でマイナンバーカードを提示したが本人確認書類として認められなかったという苦情が寄せられております。

本人確認の実務の場面においては、本人確認書類の写しをとることや記号番号等の記録などを行うこととしている場合には、写真のある表面のみ写しをとること（カードケースに入っており個人番号が隠れている場合



は両面も可能)、記号番号等の記録としては個人番号以外の事項(例えば、発行者や有効期間)を記載することによりご対応いただくことで問題なく本人確認書類としての利用が可能です。

実際に店頭で本人確認を行う担当職員向けマニュアルに、利用可能な本人確認書類の例示としてマイナンバーカードを追記するなど、積極的なご対応をお願いいたします。

(3) マイナンバーカードの社員証・入退館証としての利活用

平成28年10月より、マイナンバーカードのICチップの空き領域にID等を格納したアプリケーションを搭載することで、企業・団体等のICカード社員証や入退館証として利用することが可能となりました。また、地方公共団体情報システム機構が提供するクラウドサービスにより、アプリケーションの搭載が簡単・安価に実現可能となっております。

関係HPに掲載されている「導入の手引き」(https://www.j-lis.go.jp/rdd/card/bango-ap/cms_bangoap.html)を御確認の上、積極的な御検討をお願いいたします。

なお、現在、従業員2,000名強の規模の企業において、入退室管理や個人情報取扱業務へのアクセス許可を目的とした導入の申請を承っており、また、単独で従業員20,000名強の規模の企業において、セキュリティルーム用の入退室ICカードとして利用を検討したい旨のご相談を承っているなど、導入に向けた具体的な取組を支援しておりますことを申し添えます。

(4) マイナンバーカードの一括申請の利用

企業・団体等におけるマイナンバーカードの一括申請として、①従業員等の申請書を企業・団体等の事務担当者が取りまとめ、申請受付事業者に対して一括して申請する方法、②企業・団体等に市区町村職員が出向き、従業員等の本人確認を行い、一括して申請を受け付ける方法があります(別添3)。なお、②においては交付されるカードは郵送で交付され、申請者の市区町村役場への往訪は不要です。

マイナンバーカードの申請に係る従業員の負担を軽減する観点から、関係市区町村に相談の上、積極的に御活用ください。国においても、地方公共団体に対し、一括申請に関する積極的な対応を依頼している旨申し添えます(別添4)。

以上

(お問合せ先)

【広報チラシについて】

内閣府大臣官房番号制度担当室
(内閣官房社会保障改革担当室)

佐藤、服部、白板、橋本

TEL:03-6441-3459

【社員証等としての活用について】

総務省自治行政局住民制度課

松本、平野、國信、松原

TEL:03-5253-5517

【公的な身分証としての利用・一括申請について】

総務省自治行政局住民制度課

平野、鋤柄、森、今林

TEL:03-5253-5517

「世界最先端IT 国家創造宣言」(平成27年6月30日閣議決定)の変更(抄)
(平成28年5月20日閣議決定)

I. 世界最先端 IT 国家創造宣言に基づくこれまでの成果

1. これまでの代表的な成果

(2) マイナンバー制度を活用した国民生活の利便性の向上

- コンビニのキオスク端末による戸籍証明書の交付や、母子健康情報の提供等
- 国家公務員ICカード身分証のマイナンバーカードへの一体化
- マイナンバーカードの国民への無償配布

II. 「国から地方へ、地方から全国へ」(IT 利活用の更なる推進のための3つの重点項目)

3. 「重点項目3」超少子高齢社会における諸課題の解決

(2) マイナンバー制度等を活用した子育て行政サービスの変革

- マイナンバー制度を活用した子育て関連のサービスのワンストップ化の検討
- 一連の子育て関連手続に関しては、窓口訪問や郵送等なしにマイナンバーカードを用いて一括して手続が行えるようマイナポータルとの今後の連携の在り方も含め検討を推進

(3) IT 利活用による諸課題の解決に資する取組

③ マイナンバー制度を活用した国民生活の利便性の向上

- 国・地方公共団体の調達情報の共有を開始。マイナンバーカードを用いた国・地方公共団体における調達手続の簡素化や、各種申請手続や定期的な行政手続の簡素化、国民の利便性向上に大きな効果がある業務での利活用案の検討
- 公的個人認証サービスを活用した法人間取引における権限の認証等の実現に向けた多様なアクセス手段や制度的措置について検討
- マイナンバーカードの公的個人認証機能を活用し、官民で連携した仕組みを設け、民間事業者の送達サービスを活用した官民の証明書類の受け取りや子育て支援・引越・死亡等に係るワンストップサービスや、テレビ・スマートフォン・コンビニ端末等を活用した電子的な行政手続等への多様なアクセスを順次実現
- 利用者証明用電子証明書の海外転出後の継続利用や旧姓併記等の券面記載事項の充実、マイナンバーカードのマイキー部分(公的個人認証機能等)を活用した公共施設や自治体ポイントなどの自治体サービスのクラウド使用による効果的・効率的利用促進や当該ポイントの商店街等での利用推進等、可能なものから順次実現

マイナンバーカードの普及・利活用に係る政府の方針（2/2）

「世界最先端IT国家創造宣言 工程表」改定（抄）

（平成28年5月20日高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部決定）

3. [重点項目3] 超少子高齢社会における諸課題の解決

(2) マイナンバー制度等を活用した子育て行政サービスの変革

○マイナポータルを活用した子育てワンストップサービスの提供

(3) IT利活用による諸課題の解決に資する取組

③. マイナンバー制度を活用した国民生活の利便性の向上

○マイナポータルの構築・利活用

- ・ 本人確認の連携による官民のオンラインサービスのシームレスな連携（e-Tax、ねんきんネット、その他民間サービス等）

○マイナンバーカードの普及・利活用の促進

- ・ 地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人等の職員証や民間企業の社員証等としての利用の検討
- ・ マイナンバーカードのキャッシュカードやデビットカード、クレジットカードとしての利用やATM等からのマイナポータルへのアクセスの実現に向けて、民間事業者と検討
- ・ 医療保険のオンライン資格確認システムを段階的に導入し、マイナンバーカードを健康保険証として利用することを可能に
- ・ 印鑑登録者識別カード等の行政が発行する各種カードとの一体化
- ・ 各種免許等における各種公的資格確認機能をマイナンバーカードに持たせることについて、その可否も含めて検討
- ・ 民間事業者による空き領域の利用
- ・ 公的個人認証機能のスマートフォンで読み取り申請の実現や、利用者証明機能のスマートフォンへのダウンロードの実現
- ・ マイナンバーカードを利用した、住民票、印鑑登録証明書、戸籍謄本等のコンビニ交付等を利用できる地方公共団体・事業者を拡大し、順次、対象手続きを拡大。また、コンビニ交付サービスで構築された電子証明書の有効性確認等の機能を他のサービスでも活用できることとするための検討
- ・ 利用者証明用電子証明書の海外転出後の継続利用や旧姓併記等の券面記載事項の充実、マイナンバーカードのマイキー一部分を活用した公共施設や自治体ポイント等の効果的・効率的利用促進や当該ポイントの商店街等での利用の推進
- ・ 公的な身分証明書として、官民の本人確認を要する場面における利用
- ・ 公的個人認証サービスについて、順次、当該サービスを利用した行政手続き等の拡大・見直しを行うとともに、民間事業者への利用の働きかけ
- ・ 災害発生時や生活再建支援時等における、マイナンバー制度を用いたより正確、迅速かつ効率的な避難状況等の把握等に当たっての情報の共有の在り方について、マイナンバー制度の見直しも含めて検討



証明書の交付やいろんな申請のために、仕事を休んで役所に行くのは大変!

と、感じていらっしゃる会社員・個人事業主のみなさん!

マイナンバーカードがあれば…

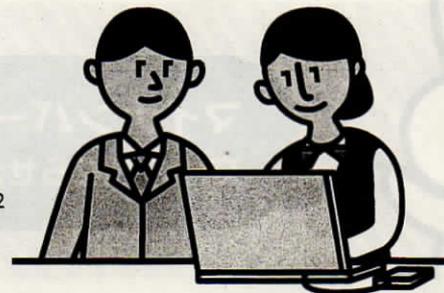
住民票の写しや印鑑証明書、
課税証明書を
コンビニで取得できます。^{※1}



確定申告がオンライン
(e-Tax)でできます。^{※2}



平成29年7月から、
子育てに関する行政手続きが
オンラインで可能になります。^{※1 ※2}

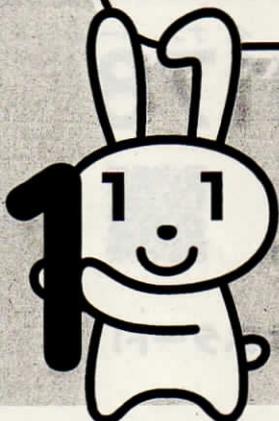


※1 お住まいの自治体によってサービスの内容が異なる場合があります。 ※2 利用には、ICカードリーダライタの準備が必要です。

マイナンバーカード申請してね!

カードの申請は簡単。PC・スマホで
オンライン申請もできます!

あなたに、いいコト。
みんなに、いいコト。
1人に1つ。マイナンバー



平成29年7月から

マイナポータルが始まります!

マイナンバーカード
でログインしてね!*

- ✓ 行政機関内で系統的にやりとりされた自分の個人情報をいつ、どこでやり取りしたのか確認できます。



- ✓ 各種社会保険料の支払金額や確定申告など、行政機関から自分に対しての必要なお知らせを自宅のパソコンで確認できます。



- ✓ 子育てに関する手続きがオンラインでできます。また、将来的には引越の際、複数の届け出もオンラインで可能とするなど様々なサービスの導入を検討しています。

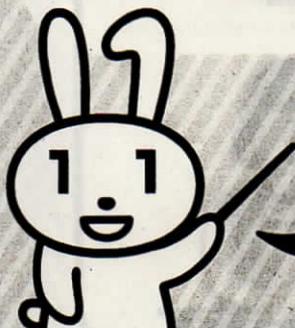
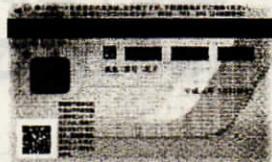


*利用には、ICカードリーダーの準備が必要です。

安心・安全を強化!

マイナンバーカードのセキュリティ対策

- マイナンバーカードのICチップには、税や年金などのプライバシー性の高い個人情報は記録されません。顔写真入りで悪用を防止します。
- ICチップの利用には設定したパスワードが必要です。また、情報の不正な読み取りや、偽造ができないよう対策が施されています。
- 万一、紛失・盗難があっても、365日・24時間、コールセンターで対応します。



マイナンバーカードの受け取り、忘れていませんか?
交付のお知らせが届いたら、お早めに受け取りをお願いします!

マイナンバー制度の詳細はこちら

お問い合わせ

マイナンバー総合
フリーダイヤル



0120-95-0178

平日 9:30~20:00 土日祝 9:30~17:30(年末年始を除く)

公式サイト

マイナンバー



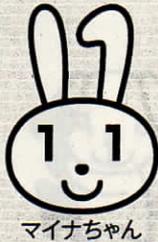
音声案内

スマホからも
ご利用いただけます。



国や地方公共団体などの中での情報連携も平成29年7月からいよいよスタート!
マイナンバーで行政手続きがますます便利に!

税務署に提出する確定申告書などには、マイナンバーの記載が必要です。



個人番号カードについて企業や学校等で まとめて申請いただけます。

◆従業員や学生等が個人番号カードを取得するメリット◆

- 1** 現在発行している社員証・学生証を個人番号カードに一元化することが可能です。
- 2** ICチップを活用して、個人番号カードに社員向け・学生向けの独自のサービスを搭載することが可能です。
- 3** ICチップを活用して、従業員のマイナンバーの収集が必要な場面で、正確かつ効率的な収集を行うことが可能です。

個人番号カードの交付は個人の自主的な申請に基づくものです。

交付までの業務フロー

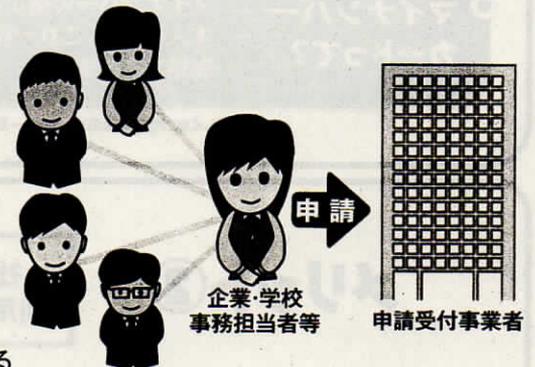
個人番号カード交付に関して、従業員や学生等の個人番号カードの申請を勤務先企業や学校等において一括して行うことができます。

case 1

勤務先企業や学校等による一括申請

企業や学校等で申請書*をとりまとめ、一括して申請を行うことができます。

平成28年1月～ 各市区町村から交付準備ができた旨の通知書が送付されます。市区町村へ来庁いただき、本人確認のうえカードを交付します。



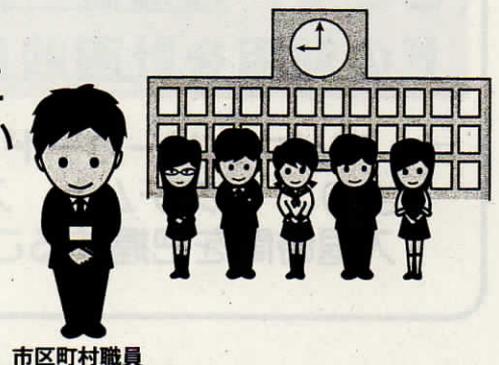
※申請書については、マイナンバーの通知とともに全国民に郵送される交付申請書を持参いただくか、地方公共団体情報システム機構ホームページからもダウンロードできます。

case 2

勤務先企業や学校等に市区町村職員が 出向き一括申請受付

市区町村と調整のうえ、企業や学校等に市区町村職員が出向き、本人確認を行い一括して申請*を受け付けることができます。

平成28年1月～ 住所地の市区町村から本人限定受取郵便等でカードを交付します。



企業や学校等が所在する市区町村にまずはご相談ください。

※申請書については、case1と同様です。



マイナンバーカードの企業一括申請 (市区町村職員が企業に出向くパターン)



メリット①

役所での受取が
不要です!



市役所

マイナンバーカードの受取のために、従業員が、市区町村の窓口に来庁する必要がありません。

⇒ マイナンバーカードの受取には、本人がお住まいの市区町村の窓口
に足を運んでいただくことが必要ですが、この方式をとれば、この負
担を軽減することができます。

3 マイナンバー カードって?

マイナンバーの提示と
本人確認が、これ一枚で
完結できます!

平成29年7月から始まる
「マイナポータル」に
ログインできます!※1

住民票の写しや
印鑑証明書を
コンビニで取得できます!※2



※1 詳しくは、内閣官房のホームページをご覧ください。 ※2 お住まいの市区町村によってサービスの内容が異なる場合があります。

メリット②

社員証・入退館証としての
利用がスムーズに進みます!



**従業員等のマイナンバーカードの申請を一括して行う
ことで、社員証・入退館証としてのマイナンバーカード
の利用を計画的に進めることができます。**

⇒ マイナンバーカードを社員証・入退館証してご利用いただくことにより、
システム上、入退館の高度なセキュリティ管理を行うことや、
入退時間を把握することで労務、健康管理に利用することも可能です。

<これまでの利用実績(平成27年10月5日～平成28年3月31日)>

全国22都府県41市区町(東京都杉並区、兵庫県神戸市)など 12,170件

<お問い合わせ先>

事業所所在地市区町村マイナンバーカード担当課(戸籍・住民課など)

府 番 第 227 号
総 行 住 第 219 号
平成 28 年 11 月 25 日

各都道府県知事・政令指定都市市長 殿

内閣府大臣官房番号制度担当室長
総務省自治行政局長
(公 印 省 略)

マイナンバー（社会保障・税番号）制度の周知・広報について（依頼）

平素よりマイナンバー（社会保障・税番号）制度の推進に御協力いただき、深く感謝申し上げます。

マイナンバー制度については、本年 1 月に番号の利用とマイナンバーカード（個人番号カード）の交付が始まり、来年 7 月からは国及び地方公共団体における情報連携やマイナポータルの本格運用が開始される予定です。このため、国においては、マイナンバー制度、特にマイナンバーカードについて、全国各地のイベントへの参加や、来年 1 月以降実施予定のテレビ CM、新聞広告、雑誌、ウェブサイトなどを通じて、子育て世代・若者をはじめとする幅広い世代・対象に向けた周知・広報を集中的に展開していくこととしています。詳細なスケジュールにつきましては、今後デジタル PMO で随時情報提供しますので、御参照ください。

つきましては、貴地方公共団体におかれましても、マイナンバー制度による利便性の向上を国民の皆様に一層理解、実感していただくため、平成 28 年 9 月 16 日付け総務大臣通知（総行住第 185 号・総行情第 68 号）に基づくマイナンバーカードを活用した住民サービスの向上と地域活性化の検討を進めるとともに、【別紙 1】及び【別紙 2】の広報・普及啓発媒体を御参照の上、地域の実情に応じ、広報紙への掲載、ホームページ、ソーシャルネットワークワーキングサービス（Facebook、twitter 等）、ケーブルテレビ、コミュニティ FM ラジオ等での情報発信、住民向け説明会や出前講座の開催、各種イベントでのチラシの配布など、マイナンバー制度、特にマイナンバーカードについて、住民に対する周知・広報を積極的に展開していただくようお願いいたします。とりわけ、今後コンビニ交付サービスの導入を予定している地方公共団体においては、その旨積極的に周知・広報していただくようお願いいたします。

また、マイナンバーカードに関する周知・広報の展開に併せて、内閣府及び総務省から経済団体等に対して、マイナンバーカードの公的な身分証及び社員証等としての利活用の検討をお願いするとともに企業・団体等に一括申請方式を積極的に活用いただくよう周知を依頼しているところです【参考 1】。

つきましては、企業・団体等におけるマイナンバーカードの一括申請につき、平成 27 年 12 月 21 日事務連絡を踏まえ、積極的な対応をお願いします【参考 2】。

また、日本再興戦略及び世界最先端 IT 国家創造宣言（ともに平成 27 年 6 月 30 日閣議決定）において、マイナンバーカードの地方公共団体の職員証等としての利用を検討する方針が決定しておりますので、貴団体においても積極的にご検討頂きますようお願いいたします。

各都道府県におかれましては、この旨を貴都道府県内の市町村（政令指定都市を除く。）に御周知ください。

平成 27 年度から、既存の広報全般（広報紙、ホームページ等）に関する地方交付税措置に加えてマイナンバー広報に関する地方交付税措置が講じられていること及び本通知は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項に基づく技術的助言であることを申し添えます。

（お問合せ先）

【広報について】

内閣府大臣官房番号制度担当室

担当：佐藤、森、橋本 TEL:03-6441-3459

【公的な身分証としての利用・一括申請方式について】

総務省自治行政局住民制度課

担当：平野、鋤柄、森、今林 TEL:03-5253-5517

【職員証等としての利用について】

総務省自治行政局住民制度課

担当：松本、平野、國信、松原 TEL:03-5253-5517

活用可能な広報・普及啓発媒体

内閣府（内閣官房）のマイナンバーホームページ（以下「マイナンバーHP」という。）や政府広報オンラインにおいて、以下に掲げる各種広報・普及啓発資料やよくある質問（FAQ）などを掲載していますので、御活用ください。また、twitterやFacebookでも情報発信していますので、フォローや拡散に御協力をお願いします。

- ◆ マイナンバーHP : <http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/>
 （平成29年3月にURLが変わりますが、上記URLから遷移できるようにする予定です。）

政府広報オンライン マイナンバー特集ページ : <http://www.gov-online.go.jp/tokusyuu/mynumber/>

- ◆ マイナンバー公式 twitter : https://twitter.com/MyNumber_PR

- ◆ マイナちゃんのマイナンバー日記(Facebook) : <https://www.facebook.com/mynadiary>

今年度に参加予定の全国各地のイベント（ブースを出展しチラシの配布やパネル展示等を行う予定です。）については、随時、デジタルPMOで情報提供しますので、御参照の上、各地方公共団体における周知・広報活動にも積極的に御活用ください。

1. 全般

(1) マイナンバーPRキャラクター「マイナちゃん」

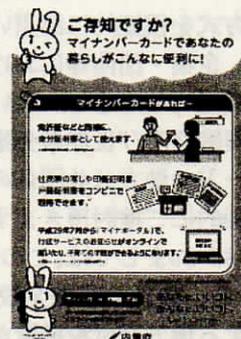
地方公共団体は、マイナちゃんのイラスト（右記）を国の使用許可を得ずに利用することが可能です（民間企業・団体等が利用する場合には、内閣府（内閣官房）へ申請を行う必要があります。）。使用規約や利用ガイドラインはマイナンバーHPに掲載しています。また、デジタルPMOでは右記以外の44パターンのマイナちゃんのイラストを提供しています。

マイナちゃんの着ぐるみを貸し出しています（平成28年11月1日現在で43都道府県にのべ111回）。貸出要領はデジタルPMOに掲載していますので、積極的に御活用ください。



(2) チラシ「マイナンバーカードであなたの暮らしがこんなに便利に！」等

マイナンバーカードのメリットなどをわかりやすくまとめたチラシと、マイナンバー制度についてわかりやすく説明するパネルを作成しました。チラシについては、子育て世代向け、企業従業員向け、若者向けを含む4パターンを作成しています。マイナンバーHPに電子データを掲載していますので、チラシの印刷、広報紙への掲載などに御活用ください。



(3) マイナンバーカード申請促進ソング「マイナンバーカード はじめました」

人気芸人AMEMIYAさんに「マイナンバーカード はじめました」という歌を作成していただきました。コンビニ交付やマイナポータルのほか、子育て世代、中高年女性、企業従業員、若者にとってのマイナンバーカードのメリットを熱唱されています。動画はマイナンバーHPで閲覧できますので、各地方公共団体のウェブサイト等での御紹介をお願いします。なお、地方公共団体でも動画や音声をお活用いただける方向で検討中です。

(4) 「マイナンバーまるわかりガイド」

マイナンバーの利用場面をわかりやすく解説しているほか、マイナンバーに関する Q&A を記載しています。裏面の QR コードから音声版でもお聞きいただけます。本年4月に全国 80 紙の折込広告で配布するとともに、全地方公共団体に計約 1,000 万部を配布しています。マイナンバーHP に電子データを掲載していますので、御活用ください。



(5) 「動画でみるマイナンバー」

マイナンバー制度をわかりやすく紹介する動画で、マイナンバーHP からダウンロードできます。また、DVD の貸出も行っています。(一部の動画を除く。)

(6) 「15歳から学ぶマイナンバー」

マイナンバー制度についてわかりやすく解説し、中学校3年生～高校3年生を主な対象として配布している小冊子です。マイナンバーHP に電子データを掲載していますので、御活用ください。

2. 障害者向け

(1) 視覚障害者向け

マイナンバー制度に関する点字資料、大活字資料、音声 CD を本年3月までに全地方公共団体に計2万部配布しました。若干の余部がありますので、追加配布を希望の団体は御連絡ください。マイナンバーHP からダウンロードできます。

また、「マイナンバーまるわかりガイド」(前述)の音声版をマイナンバーHP で提供しています。

さらに、政府広報の音声広報 CD 「明日への声」で、平成27年8・9月号から平成28年6・7月号にかけてマイナンバー制度の紹介をしました。平成28年12月号・平成29年1月号では、マイナンバーカードの申請方法や便利な使い方などを紹介する予定です。



(2) 聴覚障害者向け

マイナンバー制度やマイナンバーカードに関してわかりやすくお伝えする手話動画を本年7月に作成し、全地方公共団体及び関係団体に DVD とチラシを配布しました。マイナンバーHP からダウンロードできます。



3. 外国人向け

マイナンバー制度に関するチラシ(26か国語)、マイナンバーを求められる主なケースに関する資料(5か国語)、よくある御質問(5か国語)、字幕付き動画(5か国語。一部については3か国語)をマイナンバーHP に掲載しています。

広報文案例

※自治体によってサービスの内容が異なる場合がありますので、適宜修正の上御活用ください。

どうしてマイナンバーは必要なの？

マイナンバー制度には、「国民の利便性の向上」、「行政の効率化」、「公平・公正な社会の実現」という目的があります。

- ・国民の利便性の向上～面倒な行政手続がカンタンに！～
添付書類の削減などができるようになります。例えば、「保育園や幼稚園の利用に当たっての認定の申請」では住民票・課税証明書などの書類の提出が省略できるようになります。
- ・行政の効率化～手続をムダなく正確に！～
手続業務に係る時間や労力が大幅に削減されます。
- ・公平・公正な社会の実現～給付金などの不正受給の防止～
所得や行政サービスの需給状況を把握しやすくなります。本当に困っている方に、きめ細かな支援を行うことができます。

どんな時にマイナンバーは必要なの？

平成 28 年 1 月から、順次、社会保障、税、災害対策の行政手続でマイナンバーが必要です。具体的には、以下のようなケースで提供していただく必要があります。

- ・年末調整や、源泉徴収票の作成、雇用保険の手続で勤務先へ
- ・雇用保険の失業給付の手続でハローワークへ
- ・資産運用の手続で銀行や証券会社へ
- ・福祉や介護の手続で市区町村へ
- ・税の確定申告などの時に税務署へ
- ・児童手当や出産育児一時金などの申請時に市区町村や保険組合へ
- ・生命保険、損害保険、共済の受取時に保険会社や組合へ
- ・災害時の支援制度の利用申請時に市区町村へ
- ・アルバイトやパートを始める時にバイト先やパート先へ

マイナンバーカードって、どんなカード？

身分証にもなる顔写真付きのカードです。ICチップの機能を使って、コンビニで住民票の写しを取得できるなど、便利な機能があります。

- ・マイナンバーの提示と本人確認が、これ一枚で完結できます。顔写真付きの身分証明書としてもお使いいただけます。
- ・住民票の写し、印鑑証明書、戸籍証明書などをコンビニで取得できます。
- ・平成 29 年 7 月から始まる「マイナポータル」にログインできます。マイナポータルを通じて、予防接種や乳幼児健診のお知らせなどの行政サービスのお知らせがオンラインで届いたり、児童手当や保育園入所の申請などの子育ての手続がオンラインでできるようになります。
- ・発行手数料は無料です。

マイナンバーカードはどうしたらもらえるの？

住民票がある市区町村へ申請してください。郵便・パソコン・スマホ・まちなかの証明写真機から無料で申請できます。マイナンバーカード交付のお知らせが届いたら、お早目に受け取りをお願いします。

・郵送による申請

①個人番号カード交付申請書（通知カードとともにお送りしています。＊）に署名または記名・押印し、顔写真を貼り付けます。

②交付申請書の内容に間違いがないか確認し、送付用封筒に入れて、郵便ポストに投函します。

※通知カードを受け取られた日以降に引越しをされた方が申請される場合には、引越し先の市区町村の窓口でお受け取りになった交付申請書をご使用ください。

・パソコンによる申請

①デジタルカメラで顔写真を撮影し、パソコンに保存します。

②交付申請用のWEBサイト（「マイナンバー総合サイト」で検索してください。）にアクセスします。画面にしたがって必要事項を入力し、顔写真を添付して送信します。

・スマートフォンによる申請

①スマートフォンのカメラで顔写真を撮影します。

②個人番号カード交付申請書（通知カードとともにお送りしています。＊）のQRコードを読み込み、申請用WEBサイトにアクセスします。画面にしたがって必要事項を入力の上、顔写真を添付し送信します。

※通知カードを受け取られた日以降に引越しをされた方が申請される場合には、引越し先の市区町村の窓口でお受け取りになった交付申請書をご使用ください。

・まちなかの証明用写真機からの申請

①タッチパネルから「個人番号カード申請」を選択し、撮影用のお金を入れて、交付申請書のQRコードをバーコードリーダーにかざします。

②画面の案内にしたがって、必要事項を入力し、顔写真を撮影して送信します。

※対応している証明用写真機：(株)DNP フォトイメージングジャパン、日本オート・フォート(株)、富士フィルム(株)

マイナポータルで何ができるの？

マイナポータルは平成29年7月にスタートするポータルサイトです。子育てや福祉・介護などの行政手続きがワンストップでできたり、行政からのお知らせが自動的に届いたりします。具体的な機能は以下のとおりです。なお、ご利用には、ICカードリーダーライタの準備が必要です。

・やりとり履歴（情報提供等記録表示）

あなたの個人情報を行政機関同士がやりとりした履歴を確認することができます。

・お知らせ

各種情報保有機関から配信されるお知らせを受信できるようになります。

・行政サービス検索と電子申請

あなたにあったサービスの検索ができたり、行政機関や民間事業者へのオンライン申請・オンライン決済などができます。

・あなたの情報（自己情報表示）

あなたの情報を検索して確認することができます。

・操作履歴

マイナポータルの操作履歴を表示して確認することができます。

・もっとつながる（外部サイト連携）

外部サイトを登録することで、マイナポータルから外部サイトへのログインが可能となります。

マイナンバーのセキュリティは大丈夫？

個人情報を保護する制度やシステムの整備、法律に違反した場合の罰則強化など、安心・安全の確保に万全を期しています。

<マイナンバー制度のセキュリティ>

- ・番号確認と本人確認でなりすましを防止しています。
- ・マイナンバーの利用範囲や情報連携の範囲を法律で制限しています。
- ・情報の分散管理やシステムへのアクセス制御、通信の暗号化などが講じられています。また、マイナンバーのみで個別の情報にアクセスできないため、芋づる式に情報が漏れることはありません。
- ・独立性の高い第三者機関（個人情報保護委員会）による監視、監督を行っています。
- ・法律違反には厳しい罰則があります。

<カードのセキュリティ>

- ・ICチップには、税や年金などのプライバシー性の高い個人情報は記録されません。
- ・ICチップの利用には設定したパスワードが必要です。
- ・情報の不正な読み取りや、偽造ができないよう対策が施されています。
- ・マイナンバーカードを紛失しても、365日・24時間、コールセンターで対応します。



消安全第 356 号

平成 28 年 12 月 7 日

日本チェーンドラッグストア協会

会長 青木 桂生 殿

消費者庁消費者安全課長 野田 幸裕



店舗・商業施設での買い物中の安全について（要請）

平素より消費者安全行政の推進に御理解、御協力をいただきましてありがとうございます。

消費者庁には、店舗・商業施設での消費者の事故情報がこれまでに 845 件寄せられています。このうち 7 割以上の 602 件が買い物中に滑る、つまずく等によって起きた転倒事故でした。（平成 21 年 9 月から平成 28 年 10 月末までに事故情報データバンクに登録されたもの。詳細は別添注意喚起を参照）

店舗・商業施設の転倒事故は、濡れた床面、野菜くずなどの落下物に消費者が足を滑らせ転倒する事故が最も多く、店舗内床面の段差や凹凸によるつまずき、床に置かれた商品や荷物用台車等へのつまずき、駐車場や店舗敷地内の路面の段差や凹凸、開いたマンホールの蓋等によるつまずきの順に多く起きています。また、店員の不注意により、回収中のショッピングカートや移動中の荷物用台車に衝突されて転倒する事故も起きています。

貴協会におかれましては、これから年末年始の買い物をする機会が増えるこの時期に、会員各位に対し、消費者が安全に買い物をできるよう、店舗内のこまめな安全の点検と対策を徹底し、高齢者や障害をお持ちの方や、子どもや妊娠中の方にも安全に買い物が出来るような配慮をするよう、会員各位に対し普及に努め、周知を図っていただくよう要請いたします。

<担当>

消費者庁消費者安全課（岡崎、菲塚）

電話 03-3507-9137（直通）

全産廃連発第 189 号

平成 28 年 11 月 10 日

日本チェーンドラッグストア協会 御中



公益社団法人 全国産業廃棄物連合会
会長 石井 邦夫



産業廃棄物処理業〔廃棄食品 肥料化〕／産業廃棄物処理業〔廃棄食品 飼料化〕
実地確認チェックリスト の策定について

時下ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。

当連合会は、産業廃棄物の適正処理を推進し、国民の生活環境の保全と産業の健全な発展に貢献することを目的として昭和 53 年に創立されました。その後、昭和 60 年に社団法人化され、平成 23 年 4 月 1 日からは内閣総理大臣より公益社団法人の認定を受け、公益社団法人全国産業廃棄物連合会として活動しています。当連合会は、産業廃棄物処理業者で組織する都道府県の団体を正会員とする公益法人です。

さて、食品廃棄物が不適正に転売された事案に関して、当連合会では、本事案の再発防止の措置の一つとして、排出事業者が廃棄食品の処理を行う事業所において実地確認を行う上で参考となるチェックリストを添付のとおり策定いたしました。

産業廃棄物処理業者が排出事業者に対して処理の説明を行い、お互いにコミュニケーションを取ることは廃棄食品の適正なリサイクル等を進める上で非常に重要と考えます。本チェックリストが、産業廃棄物処理業者と排出事業者とのコミュニケーションの一助となることを願っています。

日本チェーンドラッグストア協会におかれましては、会員の皆さまへ周知いただくなど、本チェックリストの周知・活用にご協力いただきたく、お願い申し上げます。本チェックリストは以下の連合会のホームページに掲載していますので、適宜ダウンロードしてご活用いただければ幸いです。

(URL : <http://www.zensanpairen.or.jp/tenbaiboshi/>)

なお、本チェックリストは、日本チェーンドラッグストア協会を始めとして、別表の関係先に送付しことを念のため申し添えます。

(添付書類)

・産業廃棄物処理業〔廃棄食品 肥料化〕／産業廃棄物処理業〔廃棄食品 飼料化〕実地

確認チェックリスト 概要

- ・産業廃棄物処理業〔廃棄食品 肥料化〕／産業廃棄物処理業〔廃棄食品 飼料化〕実地確認チェックリスト



担当

公益社団法人全国産業廃棄物連合会

調査部 日浦（ひうら）

E-mail : chosa@zensanpairen.or.jp

電話 : 03-3224-0811

産業廃棄物処理業〔廃棄食品 肥料化〕／産業廃棄物処理業〔廃棄食品 飼料化〕
 実地確認チェックリスト 概要

(策定の経緯・趣旨)

- 廃棄物処理法第12条第7項に基づき事業者が産業廃棄物の運搬又は処分を委託する場合には、当該産業廃棄物の処理の状況に関する確認を行い、当該産業廃棄物について発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の行程における処理が適正に行われるために必要な措置を講ずるように努めなければなりません。
- 本努力義務を果たす方法の一つとして、処理を委託した産業廃棄物処理業者の施設を排出事業者が実際に処理業者を訪問して、実地確認することがあげられます。
- 連合会では、ダイコー事件を受けて、排出事業者が廃棄食品の肥料化または飼料化を委託している産業廃棄物処理業者を実地確認する際の参考となるものとして、環境省の意見も聞きながら、本チェックリストを策定しました。
- 産業廃棄物処理業者が排出事業者に対して処理の説明を行い、お互いにコミュニケーションを取ることは廃棄食品の適正なリサイクル等を進める上で非常に重要と考えます。
- 本チェックリストを活用することで、産業廃棄物処理業者と排出事業者とのコミュニケーションの一助となることを期待します。

(チェックリスト概要)

- チェックリストは、肥料化用と飼料化用と2種類です。
- チェックリストの使用にあたっての留意事項がチェックリストの表書きに書かれています。
- 肥料化用・飼料化用ともに、チェックリストは5つの重要な項目と、1つの望ましい項目からなります。
- ※は排出事業者にとって特に確認が重要な項目を示します。※※は排出事業者の判断により適宜確認が望ましい項目を示します。

チェックリストの構成・項目数

項目	項目数	
	肥料化用	飼料化用
1 会社概要	-	-
2 法対応の確認 (※)	17	15
3 廃棄物の受入から再生品の販売等の確認 (※)	16	16
4 管理体制等の確認 (※)	6	6
5 処理施設での確認	4	4
6 その他 (※※)	21	21

■別表（食品関係団体）

●食品流通

1	(一社)	新日本スーパーマーケット協会
2	(一社)	日本フランチャイズチェーン協会
3	(一社)	日本ボランティアチェーン協会
4	(一社)	日本ショッピングセンター協会
5		協同組合セルコチェーン
6		全日食チェーン商業協同組合連合会
7		無添加食品販売協同組合
8		全国水産物商業協同組合連合会
9		全国青果物商業協同組合連合会
10	(一社)	日本スーパーマーケット協会
11		オール日本スーパーマーケット協会
12		日本小売業協会
13		日本百貨店協会
14		日本チェーンストア協会
15		国民生活産業・消費者団体連合会
16		全国小売市場総連合会
17		日本生活協同組合連合会
18		日本チェーンドラッグストア協会
19	(一社)	日本外食品流通協会
20	(一社)	日本加工食品卸協会
21		全国給食事業協同組合連合会
22		日本給食品連合会
23		全国中央卸売市場協会
24		全国公設地方卸売市場協議会
25		全国第3セクター市場連絡協議会
26		全国青果卸売協同組合連合会
27	(一社)	全国中央市場青果卸売協会
28	(一社)	全国青果卸売市場協会
29	(一社)	全国水産卸協会
30		全国水産物卸組合連合会
31		全国魚卸売市場連合会

●外食

32	(公社)	日本べんとう振興協会
33	(公社)	日本給食サービス協会
34	(一社)	日本惣菜協会
35	(一社)	日本弁当サービス協会
36	(一社)	日本回転寿司協会
37	(一社)	日本麺類業団体連合会
38		日本デリカフーズ協同組合
39		デリカサプライシステム協同組合
40		日本フレッシュフーズ協同組合
41		協同組合フレッシュフーズサプライ
42		エムエスデリカチーム協同組合
43		ピザ協議会
44	(公財)	食の安全・安心財団
45	(一社)	日本フードサービス協会
46		事業協同組合全国焼肉協会

●食品製造調理（1）

47		油糧輸出入協議会
48	(一社)	日本植物油協会
49		日本こめ油工業協同組合
50		全国油脂販売業者連合会
51	(一社)	日本油料検定協会
52	(公社)	日本油化学会
53		全国油脂事業協同組合連合会
54		日本マーガリン工業会
55		全国マーガリン製造協同組合
56	(一財)	全日本マーガリン協会
57	(一財)	日本水産油脂協会
58	(一財)	全国豆腐連合会
59		日本豆腐協会
60		全国納豆協同組合連合会
61		全国凍豆腐工業協同組合連合会
62	(一社)	日本植物蛋白食品協会
63		日本豆乳協会
64		全国きな粉工業会
65		全国味噌工業協同組合連合会
66	(一社)	中央味噌研究所
67		全国醤油工業協同組合連合会
68		日本醤油協会
69		全日本漬物協同組合連合会
70		日本漬物輸入事業協同組合
71		日本製餡協同組合連合会
72		全国胡麻加工組合
73		全日本菓子協会
74		全日本菓子工業協同組合連合会
75		全国菓子工業組合連合会
76	(一社)	日本洋菓子協会連合会
77		日本洋菓子工業協同組合
78		協同組合全日本洋菓子工業会
79		日本チョコレート工業協同組合
80		日本チョコレート・ココア協会
81		日本チューインガム協会
82		全国飴菓子工業協同組合
83		日本スナック・シリアルフーズ協会
84		全国油菓工業協同組合
85		全国和菓子協会
86		全国半生菓子協会
87		全国せんべい協会
88		全国銘産菓子工業協同組合
89		全日本菓子輸出工業協同組合連合会
90		全国菓子卸商業組合連合会
91		日本菓子BB協会
92	(一社)	日本コーングリッツ協会
93	(一社)	全国ビスケット協会
94		全国ビスケット工業協同組合

●食品製造調理（2）

95	(一社)	日本即席食品工業協会
96	(一社)	日本パスタ協会
97		全国乾麺協同組合連合会
98		全国製麺協同組合連合会
99	(一社)	日本冷凍めん協会
100		協同組合全国製麩工業会
101		全国小麦粉分離加工協会
102		全国餃子手づくり協会
103	(公財)	食生活研究会
104	(一社)	日本パン技術研究所
105	(公財)	エリザベス・アーノルド富士財団
106	(公財)	飯島藤十郎記念食品科学振興財団
107	(一社)	日本パン工業会
108		全日本パン協同組合連合会
109		全国パン粉工業協同組合連合会
110		全日本丸十パン商工業協同組合
111		日本イースト工業会
112		日本プレミックス協会
113		日本フラワーペースト工業会
114		全国小麦粉卸商組合連合会
115	(公財)	山崎香辛料振興財団
116	(公財)	浦上食品・食文化振興財団
117	(公財)	味の素食の文化センター
118	(一社)	日本ソース工業会
119		全日本カレー工業協同組合
120		日本からし協同組合
121		全国食酢協会中央会
122		全国マヨネーズ・ドレッシング類協会
123		日本うま味調味料協会
124		全日本スパイス協会
125		全国ふりかけ協会
126		全国みりん風調味料協議会
127		日本加工わさび協会
128		風味調味料協議会
129		日本アミノ酸液工業会
130	(公社)	日本缶詰びん詰レトルト食品協会
131		日本エキス調味料協会

●食品製造調理（3）

132	(一社)	全日本コーヒー協会
133		全日本コーヒー商工組合連合会
134		日本グリーンコーヒー協会
135		日本珈琲輸入協会
136		日本インスタントコーヒー協会
137		日本家庭用レギュラーコーヒー工業会
138	(公社)	食品容器環境美化協会
139	(一社)	全国清涼飲料工業会
140		全国清涼飲料協同組合連合会
141		全国清涼飲料工業組合連合会
142		全国シャンメリー協同組合
143	(一社)	日本ミネラルウォーター協会
144		日本コーヒー飲料協会
145		コカ・コーラ協会
146		日本カラメル工業会
147		全日本ユーシーシー事業協同組合
148	(一社)	菓子・食品新素材技術センター
149		全国病院用食材卸売業協同組合
150		新食品会
151		健康と食品懇話会
152		日本介護食品協議会
153		日本ベビーフード協議会
154		日本凍結乾燥食品工業会
155	(一社)	日本冷凍食品協会
156		日本スープ協会
157		日本即席スープ協会

上田薬発第 117 号
平成 28 年 11 月 28 日

日本チェーンドラッグストア協会
会長 青木桂生 様

一般社団法人 上田薬剤師会
会長 飯島康典



平成 28 年度 薬剤師生涯教育推進事業実施の広報について（ご依頼）

平素から当会の事業の推進にご理解とご支援を賜り、厚く御礼申し上げます。
さて、上田薬剤師会では、平成 28 年度 厚生労働省薬剤師生涯教育推進事業
を実施いたします。この事業の参加対象者は、以下の要件を満たす全国の薬剤
師です。

参加薬剤師の要件

- ① 日本薬剤師会薬剤師賠償責任保険かこれに準ずる保険に加入している
こと。

つきましては、当該事業の実施について、広報していただきますようお願い
申し上げます。

なお、事業の詳細については、上田薬剤師会ホームページをご覧ください。
また、スケジュールは、適宜更新されますので、定期的にアクセスをしてく
ださい。

URL <http://www.uedayaku.org>

薬剤師生涯教育推進事業実施要綱

〔平成22年4月22日付薬食発0422第12号医薬食品局長通知
最終改正：平成28年6月28日付薬生発0628第3号〕

1. 目的

医療技術の高度化・専門分化が進展する中、より良い医療を患者に提供していくために、病院や地域におけるチーム医療に貢献する薬剤師を養成することを目的とする。

2. 事業内容

病院や薬局等に勤務している薬剤師を対象として、病院や地域におけるチーム医療に貢献するために必要な知識及び技能を習得させるため、医療現場等において医師や看護師等と協働した医療に関する実務研修等を行う。

3. 実施主体

本事業の実施主体は、別に定める薬剤師生涯教育推進事業実施法人公募要綱により、採択された法人とする。

4. 実施方法

事業の実施に当たっては、病院や地域におけるチーム医療の先行・先端的な取組みを行っている薬局や医療機関との連携を図るものとする。

5. 経費負担等

国は、予算の範囲内で、薬剤師生涯教育推進事業に係る経費について別に定める基準（医療関係者研修費等補助金及び臨床研修費等補助金交付要綱）により補助するものとする。

6. 実施時期

この要綱は、平成28年6月28日より適用する。



研修薬剤師募集

厚生労働省平成28年度薬剤師生涯教育推進事業

- 1 高齢者・認知症を対象とする薬剤レビュー・ワークショップ(H29.2/11~12)
- 2 オープンホスピタルによる専門薬剤師育成のための病院研修
- 3 在宅ケア推進のための医療機関・保険薬局・介護施設連携研修
- 4 在宅ケア推進のための医療・介護制度、医学薬学の最新知識を学ぶための講演会

事業目標 : 地域包括ケアの一員としてのかかりつけ薬剤師を目指し、高度医療に加え、高齢者ケア、認知症の人への関わりを含む地域での保健・健康、臨床検査データの活用についての理解を深め、薬剤師に求められるスキルを身につけることを目的とする。

実習期間 : 2016年12月~2017年3月

実施団体 : 上田薬剤師会(長野県)、愛知県薬剤師会、大和綾瀬薬剤師会(神奈川県)、昭和大学病院(東京都品川区)、独立行政法人国立成育医療研究センター(東京都世田谷区)、信州上田医療センター(長野県)、鹿教湯病院(長野県)、依田窪病院(長野県)、東御市民病院(長野県) 他

対象 : 薬剤師(但し、日本薬剤師会薬剤師賠償責任保険かこれに準ずる保険に加入していること)

申込開始 : 2016年12月1日

申込受付 : 別紙申込用紙(上田薬剤師会ホームページに掲載)にご記入の上、下記までお送り下さい
〒386-0016 長野県上田市国分 994-1

上田薬剤師会 薬剤師生涯教育推進事業 宛

TEL 0268-22-6130・FAX 0268-22-6809・E-mail honkai@uedayaku.org

研修内容 : (詳細については上田薬剤師会ホームページ <http://www.uedayaku.org> をご覧ください)

日本チェーンドラッグストア協会 殿

独立行政法人国民生活センター
商品本部 部長



「医療機関ネットワークにみる店舗用ショッピングカートでの子どもの事故
- 転落時の頭部損傷のリスクが高く、危険です! -」について (要 望)

時下、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。国民生活センターの業務につきましては、日ごろよりご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当センターでは今回、「医療機関ネットワークにみる店舗用ショッピングカートでの子どもの事故 - 転落時の頭部損傷のリスクが高く、危険です! -」をテーマに調査を行ったところ、別紙（12月7日公表資料）の内容で結果がまとまりました。その結果を踏まえ、下記1. について要望いたします。

なお、要望・情報提供は下記2. の行政機関・関係機関に対して行ったことをあわせてお伝えします。

記

1. 要望内容

事故の未然防止のため業界全体で安全管理を行い、対策の充実を要望します

ショッピングカートでの子どもの事故が寄せられ、なかには重症事例もみられました。利用者がショッピングカートでの事故の危険性をより理解できるよう、店舗内での注意表示やアナウンスの充実を図るなどとともに、事故防止機能・機構を備えたショッピングカートを導入する、ショッピングカート及びカート置場を定期的に点検・管理するなど、事故防止対策の充実を要望します。

2. 要望・情報提供先

○要望先

一般社団法人日本スーパーマーケット協会	(法人番号 5010005023791)
一般社団法人新日本スーパーマーケット協会	(法人番号 7010005018088)
一般社団法人日本ショッピングセンター協会	(法人番号 3010005018488)
一般社団法人日本ドゥ・イット・ユアセルフ協会	(法人番号 8010005004343)
日本チェーンストア協会	(法人番号なし)
オール日本スーパーマーケット協会	(法人番号なし)
大手家電流通協会	(法人番号なし)

日本百貨店協会

(法人番号なし)

○情報提供先

消費者庁 消費者安全課	(法人番号 5000012010024)
内閣府 子ども・子育て本部	(法人番号 2000012010019)
内閣府 消費者委員会事務局	(法人番号 2000012010019)
厚生労働省 雇用均等・児童家庭局 母子保健課	(法人番号 6000012070001)
経済産業省 商務情報政策局製品安全課	(法人番号 4000012090001)
一般財団法人製品安全協会	(法人番号 1010505002118)

以上

平成 28 年 12 月 8 日

日本チェーンドラッグストア協会
会長 青木 桂生 様

日本一般用医薬品連合会
会長 三輪 芳弘



セルフメディケーション税制施行に向けた普及啓発等のお願い

平素より、格別のご指導を賜り、厚く御礼申し上げます。また、来年1月のセルフメディケーション税制（医療費控除の特例）（以下、本税制）の施行につきましては、師走のご多忙の折、ご準備を進めていただいておりますことを重ねて感謝申し上げます。

本税制は新しく設けられた所得控除制度ですので、生活者へ混乱や不便を生じさせることが無いよう円滑にスタートさせることが重要であると考えております。そのため、関連事業者団体が一致団結し、準備を進めているところです。

日本一般用医薬品連合会では本税制対象製品の目印としての識別マークを新たに整備し、対象製品製造販売事業者においては製品への印字やシール貼付等の準備を進めております。また、今般、製品表示のみならず、必要時には小売事業者様や卸売事業者様等と連携しながら店頭での表示と普及啓発を進めるべく、別添の通り改めて協力要請を行いました。

本税制は全く新しい制度であり、生活者による本税制活用に向けた格段の普及啓発が肝要であり、とりわけ制度活用に対し必要となるレシートや領収書の保管等、制度の根幹部分に対する生活者の認識向上などに向け、各位の更なるご協力を賜りたく存じます。つきましては製品購入される場所での啓発・告知が生活者に対する最も有効な情報伝達手段の一つであることから、関連事業者団体様におかれましては、ポスターや店頭 POP 等の普及啓発・告知資材の積極活用ならびに生活者からのお問い合わせに対応するための従業員教育、等のより一層の推進をお願い申し上げます。

なお、予めからお願い申し上げますが、製品上の識別マークの有無に関わらず本税制の対象であること、制度施行後も販売可能な製品であること等から、本税制対象製品の返品・交換の抑制につきまして、重ねてご理解とご協力をお願い申し上げます。

以 上

協会ホームページについて

●支部の活動について

都道府県および政令指定都市の支部における活動を随時公開します。

●登録販売者試験受験対策 2015 年実施過去問題集及び 2016 年度登録販売者試験 受験対策共通テキストの販売について

3月11日より、申込み受け順に発送を開始しております。

事務局だより

・政治連盟特別講演&ドラッグストア業界研究レポート報告会について

11月24日に秋の開催をしました。多くの方にご参加いただき、本当にありがとうございました。政治連盟特別講演は政治の話題が多くありました。これはアメリカでヒラリーを破りトランプ氏が大統領になったことがあるのかもしれませんが。安倍首相も異例の会談に米国に飛んで行ったぐらいですから。また、インバウンド需要に変化があるという講演内容もありました。中国の訪日者を中心に起こった「爆買い」は今後、どうなるのでしょうか。これまでのような購買が続かないというのは誰の目からもあきらかですが、どう変質するかを見極めなければなりません。

・特別協力のタイ・バンコク視察セミナーについて

ドラッグストアMD研究会・健康食品市場創造研究会主催のタイ・バンコク視察セミナーが11月17日～20日まで行われました。仏教国で、“微笑みの国”といわれるタイ、そして、その中心都市バンコク。車がクラクションを鳴らした光景は見ませんでした。しかし、日本のドラッグストア企業進出には大変な苦勞があるようです。国内にはワトソン、ブーツがすでに600店以上出店しており、そこの違いを出さなければ、タイの人々は日本のドラッグストアで購入しません。革新性が問われるということ学びました。

・ヘルスケア議員懇話会について

5月に続き、国会開催中の11月2日にヘルスケア議員懇話会と日本チェーンドラッグストア協会政治連盟との朝食勉強会が開かれました。TPP問題で揺れていた時期だけに、当初参加予定の議員も欠席となった方も若干いました。

コンパクトにまとめた業界の課題を宗像事務総長が説明した後、議連として中央行政に働きかけるとしたら、予算を得て、調査・研究をするようにするのが一番という結論になりました。「予算化」の重みをひしひしと感じました。

来年はぜひ、健康寿命延伸に向けて、取り組んでまいりたいと思います。

日本チェーンドラッグストア協会

会報 No. 160

発行日	平成 28 年 12 月 13 日 発行	発行所住所
発行人	青木 桂生	〒222-0033
発行所	JAPAN ASSOCIATION OF CHAIN DRUG STORES	神奈川県横浜市港北区新横浜 2-5-10 楓第 2 ビル 4 階
	日本チェーンドラッグストア協会	TEL: 045(474)1311 FAX: 045(474)2569
	HP: http://www.jacds.gr.jp	e-mail: sec@jacds.gr.jp